

古史傳

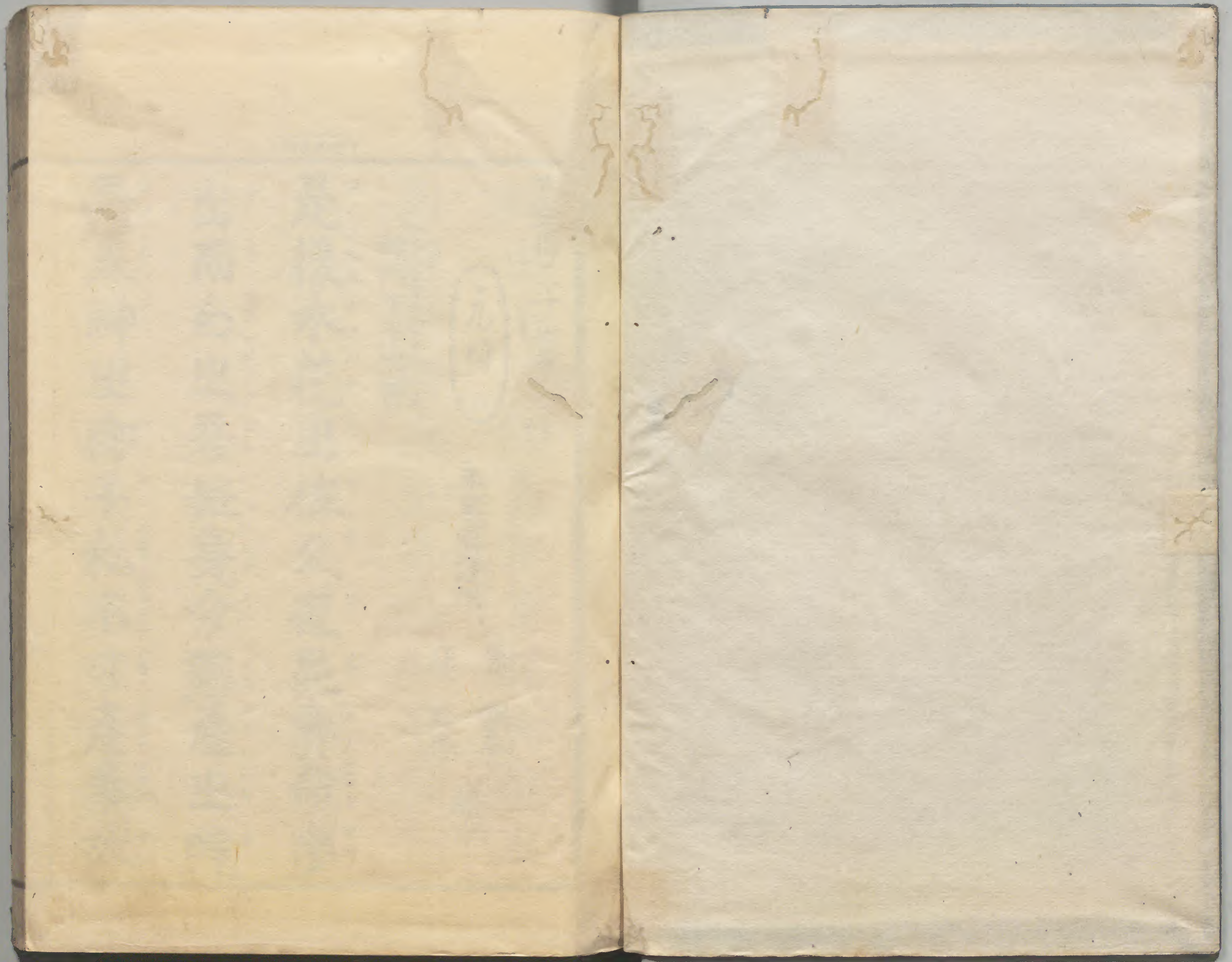
三十

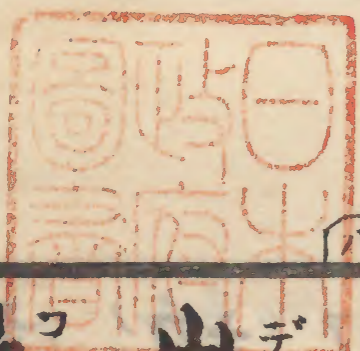
和書門類		
二五九號	一三二函	二七冊

內閣文庫		
九四號	二七冊	四〇函

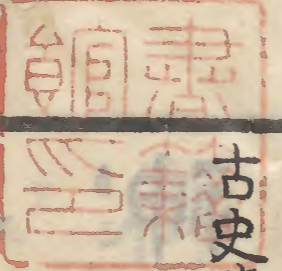
內閣文庫		
番號	和	94
冊數	27 (27)	
函號	140	184







百四十八



古史傳三十出卷終

和九四 號

カミノミエマキトマキトイフマキ
神代下十出卷

平篤胤謹撰

町田久成獻納之章

男 鐵胤

孫 延胤

淺草文庫



是後木花出佐久夜毘賣命參

出而白出吾妊身今臨產出時

是天神出御子私不可產奉故

。

。

請出白給矣。皇美麻命嘲笑而

詔曰。佐久夜毘賣一宿哉。妊其

非我子。必國神出子也。歟。詔則

甚慙恨而白出。吾妊出子。若國

神出子。在則產不幸。若天神出

御子坐則幸焉。誓而。即作無戶

八尋殿而。入坐其殿內而。以土

塗塞而。方產時而。於其無戶室

著火而產也。故其火盛燒時。所

生坐子出名。火須勢理命。火進

命ミコト亦ナ名ナ火ホ照テリ命ミコト亦ナ云イハス火ホ須ス佐サ利リ命ミコト次ツギ火ホ
曾ソノ理リ命ミコト亦ナ云イハス火ホ須ス佐サ利リ命ミコト次ツギ火ホ
炎ホ衰シメリ而テ避サル火ホ熱ト出ホリ時キニ所アレ生マセ坐ル御ミ
子コ出ノ名ミナハ火ホ遠ヲ理リ命ミコト亦ナ云イハス火ホ亦ナ御ミ
名ナハ天津アマツ日ヒ高タカ日子ヒ穗ホ穗ホ手テ見ミ命ミコト
凡スベテ二フタ柱バシラ生アレ坐ミ矣キ此コノ御ミ子コ等タチ出ル所ル

生アレ坐ミ出セ時ト以モテ竹アラ刀ヒエ截タチ其ソノ臍ホソ帶ノ矣ヲ
其ソノ所ス棄テ出タル竹アラ刀ヒエ終ツヒ成ニ竹タカ林ムラト矣キ故カレ
號ヲ彼ソノ地ト曰イフ竹タカ屋ヤト是コノ時ト神キ吾カム田ア鹿カ
葦アシ津ヅ比ヒ賣メ以ヲ卜ウラ定ヘタル田タ號ナツケ狹サ名ナ田タト
而テ以モテ其ソノ田タ出イネ稻ヲ釀カモシ天アマ甜ノ酒タム以サケ淳ヲ

浪田出稻爲飯而新嘗出矣故

與其櫻大刀自神合力而坐神

名謂苔虫神此者竝坐小朝熊

社神等也

是後ハ。かれ一夜婚コノトキ。ハ。再婚ヒトヨメシ。去々も無ノミ。了マク。し後を
いふ。其は次ミ。なる。皇美麻命ミ。の御嘲アガケリ。れ御言ミ。おて知らミ。れぬ

了。○參出ミ。は。師云。迹ニ。く藝命ギ。此御許ミ。の詣ミ。る也。万葉十八
の。麻爲泥許マ。之。二十の。麻爲互マ。积キ。尔之乎。あど何マ。り。麻マ。宇ウ。傳テ
音便ミ。子シ。類レ。○吾姓身ミ。は。阿ア。礼レ。波ハ。良ラ。米メ。流ル。哀ア。也ヤ。訓ミ。今臨ミ。産
之ミ。時ト。ハ。伊麻古宇イマコウ。牟倍ムベ。伎キ。時ト。尔ニ。那理ナリ。奴ヌ。と訓ミ。をシ。○佐久夜
毘賣ヒメ。とは。師云。其名を呼出ミ。て。嘲アガケ。て賜ミ。ふれ也。○嘲笑アガケ。而テ。也。
榎原宮段の。嘲笑アガケ。と何マ。依ヨ。字ジ。師の阿ア。邪ガ。和ワ。羅ラ。比ヒ。と訓ミ。れ。御紀
小。嘲アガケ。之ミ。笑シ。嗟サ。听ミ。然ニ。而シテ。笑シ。ふル。也。を。かく訓ミ。子シ。の據ヨ。れ也。即チ。あラ。ウ
をシ。了ス。笑シ。ふル。意イ。あラ。也。新撰字鏡ニ。に。嗤シ。を阿ア。佐サ。介ケ。留ル。と何マ。り。色シ。葉エフ
○一宿哉ニ。姪メ。也。師云。比登用ヒトヨメ。尔ニ。夜波ヨハ。良ラ。米メ。流ル。と訓ミ。をシ。一夜
亦モ。て姪メ。免メ。るル。かト。嘲アガケ。て詔ミコトノコト。牙ハ。るル。あラ。也。書紀ニ。一書ヒト。小コ。天孫見アマノミコミ

○ 四

其子等嘲之曰。妍哉吾皇子者。聞喜而生之歟。といふ所之意
は予同じ。まゝ皇孫未之信。曰。雖復天神。何能一夜之間。今
訓をりまじもし其意あらば。一宿妊哉と書なきを。○産
哉字。妊の上の所なり。其意とハ少し異あるは。○産
不幸は。師云。宇牟許登佐伎加良士と訓。眞福寺本。延
の下。其の時。字ありて。此。次ある幸は。佐伎加良牟と訓。し。
幸ハ。恙無く平安なる哉云。万葉五小。佐伎久伊麻志
豆。十三小は眞福。まゝ福ともあり。此。幸眞幸と。い
多く見也。○誓ハ宇氣比豆と訓。其義ハ既ハ釋と
た。御紀。此。誓を無戸室ハ。の事と云。傳ハ道理。ハ。上。○八尋殿。上。出
ぬ。第二卷の第。無戸とは。師云。土以て塗塞きぬ。上を
五段見を。し。

以て云あるは。初よと出入るき口れ。初ぬふは。無く
ては有はじりれを。れ。書紀ハ。何の傳ハ。土以て
塗塞ぐ事ハ。見えぬ。無戸室
今。の世。俗ハ。牟呂と云物。の内。まあるべし。故。塗れ。事
は。殊。云。土は。波。迹。と訓。塗るは。必。埴。土。あるは
を。む。ぬ。○塞。師云。布。多。岐。と訓。かく。塗。塞。給
ふ。故。は。火。を。避。て。外。牙。遁。出。べき。由。無。の。依。を。と。構。る。ぬ。
ぬ。○方。産。時。而。也。宇。麻。須。登。伎。阿。多。理。豆。と。訓。し。○
無。戸。室。は。御。紀。ハ。宇。豆。牟。呂。と。訓。る。ハ。從。ふ。は。し。宇。豆。は。全
抜。全。剝。れ。全。ハ。同。じ。著。火。肥。衰。著。豆。と。訓。し。其。外。を
は。塗。塞。き。て。内。を。放。る。ぬ。○其。火。盛。焼。時。は。師。云。盛。焼

○
○五

は麻佐加理尔毛由流と訓及し。火に燒く時其當りて。云むが如し。書紀に顧眄之間此云美屢摩沙可利亦と見をミサカリニコウムトキニと訓及麻。○火須勢理命師云。此御兄弟此御名皆直火某也訓及し。之を添て。火之也訓及加治し。古事記には火之と。之れ添て依名は火之夜藝速男。火之炫昆古。火之迦具土ぬと皆之字有るを也。然るに書紀の訓注に火闌降此云褒能須素里とあ依能字ハ後れ訓及耳亦れ。人の所加しらぬ加牙ぬるあり。まじ姓氏録にも富須洗利命とあり。是もいかに同書の二見首條に富須洗利命とあり。是も正しく也。火須勢理とは火に燻や進み燃る時。生坐多故也。御名あり。書紀一書に火炎盛時生兒火進命。又曰火酸芥

命と有る故以て心得及し。須勢理と進也同意なり。須素里須佐利も皆同言あり。篤論云。大國主神の嫡后若須勢見を合せ。万葉十七の越國立山長歌の之良久母能知辺乎於之和氣安麻曾く理多可吉多知夜麻と有依安麻曾曾理也。此山の甚高く志て。天の進み登る状外るを思ひ合ふ。俗に人此心の浮立進む。然るに書紀に。此御名を火闌降とも書れる。文字は撰者此誤なり。有依。其は此神の生坐る。始起烟末とも。焰初起時とも。まじ火炎盛時とも有れば。此御名を闌降の意あるをき由あり。闌ハ衰也。しも残也とも。注せる字あり。一書に。次火炎衰時云。名火折命とあり。火折の字。能叶ふ。是も字あり。然るを初起時と生坐御子の御名あり。此字を當らむ。進みと衰降ると。反對の違ひあり。故也。

けて火照命は本傳理と訓ふし。あまも火之訓むハハ
也。内と照も。互流とて訓まじく。必互理あること。上の
火須勢理。火須曾理。下の火衰理の理。此例を以て知
し。此は火燃起て。照明れる時。生坐る故の御名也。
書紀も。火明命と有りて。火照命と云。依傳。此無まハ。彼
天。忍穗耳命の御子。尾張連。祖ある。天。火明命と。混ひある
あり。故其。火明命を本書。尾張連等。始祖。○火炎衰而
也とあり。其をいへ。混。此物あり。○火炎衰而
避火熱之時云く。此は御紀一書。火炎衰時躡誥出兒名
火折尊とも。避火熱時躡誥出兒名。火炎衰時躡誥出兒名
依を。取合せて記せ也。前。成文を出せる時。上の火盛
の火炎衰而を。ホノホヨリテ。訓とて。火進命。火
遠理命。二柱の御名。扱まる。あれど。今は。白訓。子従へり。
○火遠理命。師云。あまも火之訓と。可。此。火炎衰而。同じ。

此身火れ衰牙。依時。生坐る故の御名也。火弱也
此義あり。亦名。火夜織命とも有依を以て。知るし。
む。本とあり。和と衰。通ふ例も。あまも。火之訓と。あまも。火之訓と。
如し。但し。折と織。衰。通ふ例も。あまも。火之訓と。あまも。火之訓と。
通ひ。例も。あまも。火之訓と。あまも。火之訓と。
火れ衰牙。依時。生坐る御子也。天津日嗣を所。知看
乃依。如何。故。知。難。師。説。云。云。
て。試。云。此。御子等。父。尊。御。疑。字。明。免。奉。ら。む。や。し
ふ。かく。火。中。に。在。て。産。坐。依。字。火。の。熾。燃。る。布。や。は。れ。布
焼。む。焼。け。じ。ハ。未。定。免。難。の。字。依。字。を。其。火。既。盛。過。て。衰
依。時。至。り。て。御。母。も。御。子。も。終。所。燒。坐。ら。る。布。や。定

はてて。實ホ天神の御子ハ坐ハ征驗シの。明ホあり依故ハ
終ハ生坐ハ依ハの。貴ハ記ハ謂ハらむ。波ハ岐原ハの御ハ袂ハ此ハ時ハの阿ハ
後ハ生坐ハ二ハ柱ハ御ハ子ハを殊ハ貴ハく坐ハり。其ハも漸ハ子ハ穢ハ。
の除ハてて後ハ清明ハらむしこと。此ハもあハくろむ牙ハ似ハり。○
天津日高日子穗ハく出見命ハ。師ハ云ハ。天津日高ハは父ハ尊ハ此ハ御ハ名ハ
ゆて。傳ハ牙ハ負ハ賜ハ牙ハ依ハあハ。穗ハくは。稻穗ハゆて。即ハ字ハの如ハく。重
神ハ云ハる。ほと大穗ハゆても有ハる信ハし。大ハを意ハ省ハきてハ富ハ
の如ハく。奉ハく穗ハくゆ云ハ例ハを。通ハく藝ハ命ハ哉ハ。まハ天之ハ杵ハ火ハく
云ハるが如ハし。穗ハくゆ云ハ例ハを。通ハく藝ハ命ハ哉ハ。まハ天之ハ杵ハ火ハく
置ハ瀬ハ尊ハとも何ハ也ハ。此ハ火ハく後ハ稻穗ハ依ハれ也ハ。稻穗ハ也ハ。天津日
嗣ハハ。重ハ死ハ由ハ縁ハあると。上ハハ如ハく云ハ依ハが如ハし。然ハるハ此ハ
を。書ハ紀ハの字ハハ依ハて。火ハハ意ハとハり。非ハあり。火ハハ祈ハにハ生ハ
坐ハる時ハハ火ハハ因ハり。御ハ名ハハ此ハハ。御ハ名ハハ此ハハ。御ハ名ハハ此ハハ。

ろし。看ハての御ハ林ハ名ハりて。彼ハ火ハハ因ハれ。事ハハ非ハ也ハ。故ハ古
事ハ記ハ。火ハ照ハ火ハ遠ハ理ハと。火ハハ因ハれ。御ハ名ハハ皆ハ火ハ字ハ書ハ
るハ。同ハじ如ハきよて。此ハ御ハ名ハのみ也ハ。穗ハ字ハ書ハて。別ハとハ
を以ハても知ハん。但ハし書ハ紀ハよて。或ハハ彦ハ火ハく出見ハ等ハとハ
み有ハる。火ハ折ハて。御ハ名ハをハ出ハさ。或ハハ彦ハ火ハく出見ハ等ハとハ
名ハとせる。あとは火ハく出見ハ申ハ方ハを。火ハの義ハハ取ハれ。傳ハ
あり。はまぎ。其ハも混ハひ。るもの。て正ハのら。古ハ事ハ
記ハま。一ハ書ハハ。火ハ折ハ等ハ。亦ハ彦ハ火ハく出見ハ等ハとハある。正ハ
う。手ハハ根ハ通ハい。見ハハ耳ハ同ハく。並ハ美ハ稱ハあ。手ハてふ
例ハ也ハ。八ハ嶋ハ手ハれ。何ハ也ハ。須ハ佐ハ之ハ男ハ命ハハ御ハ子ハはと宇ハ麻ハ志ハ麻ハ
遲ハ命ハを。書ハ紀ハハ。可ハ美ハ真ハ手ハハ。何ハれ也ハ。手ハハ遲ハと通ハふ。も有ハ
信ハし。其ハも同ハく美ハ稱ハあ。根ハま。遲ハあ。の稱ハ名ハの例ハ也ハ。常ハ
れ如ハく奉ハ手ハ見ハ連ハけ。例ハ也ハ。浮ハ穴ハ宮ハハ天下ハを治ハし。看ハし天
皇ハ代ハ御ハ名ハ。師ハ木ハ津ハ日子ハ玉ハ出見ハ命ハ古ハ也ハ。折ハ命ハと彦ハ火ハく

○
○ハ

出見等とを二柱と云ふ一書あり。其を甚く異ある傳あり。まゝ火夜織命次彦火く出見等とあるも。火夜織ハ火折あれ。是も二柱とせる傳あり。まゝ火折彦火出見等と。二の御名を。了連孫て奉る傳あり。けりて白檮原宮ハ。天下志略し看し。天皇をも。彦火く出見尊と申せ依と。書紀ハ見止と。天津日嗣ハ由あり。稻穗を以て。美稱奉れる御號あり。故ハ。まゝ傳負賜へ。しれ。○凡二柱生坐矣。かく記せ依由也。既ハ徵了論。ハ此ハ。此ハ。其大略云。むハ。依古事記。ハ。火照命。此者。隼君之次生子。名。火須勢理命。次生子。名。火遠理命。亦名。天津日高日子穗。出見尊。三柱。と有依也。火照。火須勢理。一柱ハ。別名。ハ。名。を。二柱。ハ。爲。依。て。誤。あり。其ハ。御紀。ハ。火照命。と申。ハ。御名。あり。

く。あて。火闌降命を。隼人ハ祖と云。ハ。姓。氏録の傳。ハ。同。ハ。以。て。知。る。き。あり。けり。て。御紀。正書。ハ。火闌降命。是。隼人等。次。彦火く出見尊。次。火明命。是。尾張。祖。凡。三子矣。第二。一書ハ。火酢苺命。次。火明命。次。彦火く出見尊。亦。号。火折等。第三。一書ハ。火明命。次。火進命。又。曰。火酢苺命。次。火折彦火く出見命。凡。三子。ハ。ある。も。火明命。ハ。入。る。は。並。誤。れ。也。其。ハ。火明命。ハ。迹。ハ。藝命の御兄。ハ。坐。も。の。を。也。山陰。ハ。尾張。連。等。始。祖。也。と。あり。も。御名。の。紛。ハ。こ。る。り。誤。あり。混。と。非。説。あり。也。云。也。上。了。も。既。ハ。然。云。れ。き。第五。一書ハ。其。火。初。明。時。云。く。名。火明命。次。火盛時。云。く。名。火進命。次。火炎衰時。云。く。名。火折尊。次。避。火。熱。時。云。く。名。彦火く出見尊。第七。一書ハ。一云。ハ。火明命。次。火夜織命。次。彦火く出見尊。第九。一云。ハ。火明命。次。火夜織命。次。彦火く出見尊。

見尊と仰る。火明命れ誤りて云ふも更あり。火折命の二名
を二神と爲るとの訛の傳あり。火夜織を今本どもハホ
説もヨカリヤリて款れとせや。延喜の訓み上ハ師
古本ハホヨリヤリて訓あり古訓あらむ。故是を以て。今
は第六一書ハ。遂生火酢苜命。次生火折尊。亦號彦火く出
見尊。第十二一書ハ。天饒石國饒石天津彦火瓊杵尊。此
神娶大山祇神女子。木花開耶姬命。為妃而生兒。號火酢苜
命。次彦火く出見尊。とある傳字取て。此條を定免とるハ
了。あや此時生坐る御子の火須勢理命と日子穗く出見
命と。二柱ハ依由テ。第百六十段。火須勢理命の御末ハ
知ハ云をも。合ハ了。如此御誓ハのさや。驗ありて。御子も
せ考ふなりし。御母も終ハ所燒坐さて出坐しハ。御疑ハ晴れて。御子

也定免給いしハ。云はくも更あり。前の成文ハ。御紀
テ。此間ハ。爾神吾田津比賣命。自火於之中出來。祢言曰。吾
所生之子。及吾身當火難而無少損事。見之乎。白之時。皇美
麻命詔曰。吾本雖知吾子。但一夜而娠之。慮有疑者。而使
衆人。知吾子。亦天神之令。一夜而娠。亦汝有冥異之感。欲明子
等復有超倫之氣之故。前日。朝之也。詔矣。と云へ。文を出
せれど。後了く思ふ。如此て。本より。疑ハ給ハ。御心
を無きど。わがや。疑ハ給ハ。さハ。詔する由。上代ハ
意とも非らぬ傳あり。ハ。消ア去ル。然れハ。此ハ。師説ハ。如
く。上の本文のま。只。實ハ。疑ハ。雄略天皇紀ハ。童女君と
いて。朝ア詔するものと云へし。雄略天皇紀ハ。童女君と
云ハ。采女也。一夜與し賜牙。娘みて。遂ハ。女子也。生し
かハ。天皇疑ハ。養ハ。賜ハ。さア。し。物部目大連諫免了。
臣聞易産腹者。以禪觸體。即便懷胎。云々。白せ依ハ。天皇
聞着して。其女子也。皇女とし。母をも妃と為賜ハ。依事あり。

了。思ひ合次ぐし。○以竹刀截其臍帶矣。竹刀は和名抄調
度部也。日本紀私記云。竹刀、阿乎比衣とあり。言意ハ、未思
以得交。竹之青く、カは冷々あり物あれむ。臍帶は和名抄
青冷の義と云へる説も信らる。臍帶は和名抄
形體部也。四聲字苑云。臍、臍、腹、孔也。和名保曾。俗云。倍曾と
あり。本書ハ臍字ハみあて。保曾乃乎と訓と。然れや
みあてを義を尽さざらば。谷川士清説ハ、分獲之時。臍帶
が意を以て帶字を加ふ也。接於胎衣。故断之。稱曰續胎衣。忌截之言也。竹刀男女異割。
詳見産勘文とも。緒や云、うぐりて。反語字もて祝ふれり。
紫式部日記也。御衣をを殿のうすや有れむ。式正れ
事向るはし。南殿の平竹あて作ると。整師仲成の説あり。

少も云也。和訓栞ハ東坡云。人在母胎也。母呼亦呼吸亦吸
胎在母腹。脐連于胞。胎息随母。胎出母腹。脐帶剪。一点真元
属之。命門。丹田。故脐者人之命帶也。○仲成とて和氣系回
小典栞頭正四位上。仲成と有る人あり。がれや御産部類
記の類を見て。竹を用ふ。故実と聞ゆ。或竹刀と見え。
書云。脐帶六寸許。以絲固結。以銅刀截之。或用竹刀と見え。
女諸礼と云ふ物。空木の細カと云ふハ異説あり。婦人
養草やいふ物。脐を結ぶ竹篋のこと。男子れらむ
雌竹。女子らむ雄竹。子てつぐ。雄竹云云。生出る
時より根下の枝一。あるを雄と定ぬ。枝ニあるを雌と
定む。と云。ま。と。杳。月。牛。山の説也。脐帶を断。お竹篋を
用ふ。片し。鐵。刀。物。用。る。ら。短。う。ら。生。子。の
足。掌。の。長。く。ら。引。て。季。く。説。あり。口。訣。ハ。截。臍。用。竹。刀。者。
縣。ハ。書。等。を。し。引。て。季。く。説。あり。口。訣。ハ。截。臍。用。竹。刀。者。
示。養。産。之。方。也。成。竹。林。者。舉。嘉。瑞。也。竹。屋。在。日。向。國。卜。定。田。
爲。下。而。取。稻。也。と。有。れ。や。此。邊。ハ。和。銅。と。り。後。薩。摩。國。ハ。屬

て。即和名抄の薩摩國阿多郡。鷹屋と向依是あり。はと大隅國肝屬郡よ。鷹屋郷あり。後阿多郡の地名。枚移せ依あり。し。摠國風土記。日向國の残缺。諸縣。○卜定田。古本。宇良。閑多。琉田。や訓。る。従。ふ。し。大北。小。合。る。依。田。や。云。る。て。其。を。天。御。國。に。狭。田。長。田。小。擬。す。て。狭。名。田。と。號。し。依。由。や。聞。也。然。れ。た。名。は。長。の。借。字。あり。前。も。次。の。淳。浪。田。と。淳。之。田。と。聞。也。了。了。就。て。此。名。も。之。れ。ら。む。と。思。ふ。れ。が。然。し。は。非。也。○天。甜。酒。は。和。名。抄。飲。食。部。の。切。韻。云。醴。酒。味。長。也。日。本。紀。私。記。云。甜。酒。多。無。佐。介。と。見。え。釋。紀。よ。甜。酒。美。酒。也。と。あり。此。を。士。清。説。の。負。觀。大。嘗。祭。儀。式。多。米。都。物。延。喜。大。嘗。祭。式。多。明。酒。波。

多明米。多明酒。蓋多無。與多明。通米都。反無也。と云。如く。甜。之。酒。の。義。あり。但し。師。説。の。書。紀。甜。酒。も。本。の。訓。も。多。米。音。と。心。得。て。多。武。と。も。読。れ。し。後。人。に。け。か。し。ら。ぬ。字。お。ら。む。と。有。り。然。り。有。べ。し。釀。は。既。に。出。さ。る。段。の。傳。見。し。○淳。浪。田。を。浪。は。之。に。義。有。て。淳。之。田。あり。之。を。那。と。云。分。例。を。眞。之。井。を。眞。名。井。速。吸。之。門。を。速。吸。名。門。と。云。依。類。の。て。纂。疏。の。淳。浪。田。謂。水。田。也。と。有。る。が。如。し。今。も。常。に。是。を。本。よ。り。淳。あ。り。て。此。田。に。水。田。ある。に。依。て。撰。牙。依。所。を。田。と。せ。る。れ。也。は。上。れ。狭。名。田。を。口。訣。の。熟。田。之。稱。と。有。依。如。く。陸。地。を。治。り。て。作。れ。る。田。を。聞。え。み。也。○爲。飯。而。也。舊。訓。の。飯。尔。加。志。是。也。訓。依。り。從。ふ。也。加。志。是。は。炊。也。和。名。抄。飲。食。部。の。

史記云。強飯。和名古八伊比。まゝ唐韻云。餼雜飯也。餼飯。加
之木可天。れど何。新撰字鏡。も。煇。炊也。伊比。加志久。○
新嘗之は。爾比。那。閉。斯。賜。比。伎。訓。を。し。其。前。山。出。ぬ。依。
大嘗新嘗。ち。や。れ。師。説。わ。て。明。ら。け。し。前。山。は。本。山。嘗。之。と
今。て。其。訓。よ。ニ。ハ。ナ。ヒ。ツ。ツ。あり。う。け。何。所。ら。て。此。を。御。宇。氣
比。の。祥。あ。て。て。御。子。等。も。御。自。も。恙。れ。く。て。火。燼。の。中。に。り
出。は。せ。る。事。枝。悦。び。給。ふ。と。多。米。都。物。と。も。成。備。了。て。神。小
も。奉。了。人。小。も。饗。し。自。し。御。食。は。し。御。子。を。も。賀。し。給。ふ。御
舉。あり。通。證。し。太。子。傳。云。三。日。夕。天。皇。設。宴。賜。物。群。臣。七。日
産。李。部。王。記。云。天。曆。四。年。七。月。七。日。是。夕。藤。女。御。有。産。養。事。
紫。式。部。日。記。し。此。事。を。詳。し。載。以。拾。遺。集。し。産。屋。の。七。夜。子

は。の。り。て。君。が。經。む。八。百。五。十。代。を。數。ふ。と。む。思。ひ。今。日。で。七
日。あ。り。り。る。と。云。ふ。事。起。り。こ。そ。違。牙。相。似。ぬ。事。あ。り。
け。て。建。久。れ。内。宮。年。中。行。事。六。月。十。六。日。代。神。事。の。中。に。今
夜。直。會。畢。之。後。櫻。御。前。石。橋。西。敷。鋪。設。其。上。正。權。祿。宣。並。玉
串。大。内。人。以。北。爲。上。東。向。著。物。忌。等。主。神。司。殿。北。方。以。西。爲
上。著。于。時。清。酒。作。内。人。乍。立。詔。乃。申。今。年。六。月。十。六。日。今。時
以。櫻。皇。神。廣。前。恐。く。申。久。常。奉。仕。由。貴。御。饗。並。國。々。所。々。郡
神。戸。忌。齋。奉。御。神。酒。御。誓。等。横。山。置。所。足。奉。狀。乎。平。安。聞。食
申。櫻。御。前。と。申。れ。た。即。ち。木。花。之。咲。耶。毘。賣。其。後。在。御。酒。杯。鋪
命。小。坐。あり。其。は。下。子。云。子。俟。べ。し。其。後。在。御。酒。杯。鋪
設。並。陪。膳。役。清。酒。作。内。人。等。也。次。物。忌。父。等。請。取。御。琴。奉。仕。
御。歌。搔。之。其。時。先。清。酒。作。内。人。舞。其。後。敷。坐。皇。宣。一。枚。次。正。員

祢宜次權仕神主。次玉串大内人舞大和舞也。荒木田經雅神主云大和舞也。唐の對りて日本舞の心一非古代也。國の舞あり。江次第の二月大原祭和舞云く。和舞也。神の枝件御歌。美夜比登能佐世流佐加伎乎。を取りて舞ふれ也。件御歌。美夜比登能佐世流佐加伎乎。和礼佐志。余呂都與麻天尔。加奈天阿曾波牟。正權祢宜等。並玉串大内人等舞時。地祭副物忌。每人召立件。役皆副物忌也と有也。ふち大和舞の委しれた有状也。同月十七日。是神宮法有其謂先右神。續地付背廻次左次右也。頭不廻御遊每度乍穿音也。玉串大内人舞畢大物忌父警。嗶于時一同手一端拜其後彼。伊勢大宮也。所撰の神此多るる役人御琴上とあり。中。是櫻御前おれみ。かく重記御祭何る事は。神せの然依。新嘗の御祭し給する由緒おと依事おや。おとも所思。

此を。出と依る也。○故與其櫻大刀自神合カ而坐神名。謂苔虫神也。倭姫命世記。朝熊神社。櫛玉命。坐。靈石。於保止志神。坐。櫻大刀自神。花。木。苔虫神。坐。大山祇神。坐。朝熊水神。石。御鎮座傳記。朝熊神社六座。倭姫命崇祭。櫛玉姫一座。坐。倭姫命御代。瑞玉。秦作。於保止志神。一座。倭姫命御代。崇祭。之。亦曰。獲尻御。靈石。座。於保止志神。一座。之。眞名。鶴所。化。御。靈石。櫻大刀子神二座。聖華木座也。大八州櫻樹始。從。天上。座也。櫻大刀子神。因。以。為。華。開。姫。命。也。一。座。大。山。祇。命。苔。虫。神。一。座。櫻。大。刀。子。神。也。合。カ。靈。石。座。也。櫻。神。雙。座。也。朝。熊。水。神。一。座。寶。鏡。鑄。造。功。神。件。神。社。之。寶。鏡。二。面。依。座。也。神託。倭姫命之御制作也。と有依が中れ。櫻大刀子神。苔虫神。大山祇神。三座の傳を取りて記せ也。本書苔虫神の注中。大山刀子小カ

子銚類等造進之。と云ふ文あり。刀子てふ語を知らる。後人の加へたるなり。大山祇神の下。山も宝鏡鑄造功神也。とあり。朝熊水神の注文。延喜神名式。伊勢國度會郡。比。錯牙依るれを削り去り。御鎮座傳記。櫻大刀自神。聖華木座也。大八洲櫻樹始。從天上降居也。因以爲華開姫命也。と有依る。櫻大刀自神。御聖躰と仰ふ。奉りて華木。お坐あり。此はもつ。天上より降れる樹めて。大八洲國の。櫻木何る始あり。故是を以て。此櫻をや。の。華開耶姫命。此神躰と仰り奉依。と云る。此は謂也。依櫻木森の坐。櫻木を白せ。倭姫命。世記。ま。御鎮座傳記の抄。通。段許り。去て奇巖あり。其上。櫻樹あり。高三丈許あり。此。木往古より以來。年をわく。春を迎へて。花咲き実を結。

お坐あり。して今あり。是櫻大刀自命の神躰あり。と。天よ。て降れる櫻木。始あり。故。此木を聖とれ。今。枯れ。て株のみ存り。と云り。風雅集。祭主定志。春風の岩根の。櫻吹ぬ。浪の花。依朝熊の宮。と有る。此櫻を詠る。此樹は。天上より降れる事は。か。天香山を二箇に分。けて。倭國と伊豫國と。天降し給。牙依り。同く。天上より坐。り神の御心。れる。言はくも更あり。ゆ。と其櫻木をや。めて神體。仰。奉。る。を以て。佐久夜毘賣。や。が。て。其樹は。精霊。お坐。り。出。せ。校。も。惟。い。定。む。は。し。抑。この櫻木を。天上。の御心。推量。り。お。え。知。なき。事。お。を。誹。され。ども。元。より。皇美麻命。の。大后。より。立。給。ふ。は。由。縁。あり。お。や。れ。る。を。は。て。是。比。賣。神。を。ま。櫻。大。刀。自。神。と。も。申。次。て。神。皇。産。靈。御。祖。命。を。神。魂。大。刀。自。神。と。も。申。凡。か。自。と。同。く。戸。主。れ。

義ありて。通く藝命に后神ありて。万代の天皇命とちれ。大御
祖に坐せばれり。戸主てい言義あり委くも。第一、卷第一
まぬ建久、年中行事の。正月初卯日。卯杖立事、此條の櫻御
前二筋云く。小朝熊奉祭礼石疊二筋立之。同十一日旬神
拜事、此條の櫻宮、皇神。次天津神國津神。八百万神四十四
所。云くや、有るを始免。條く、櫻御前櫻宮とありは。本宮
直會院の辺あり。櫻宮といふ宮ありて。此も櫻大刀自神を
祭るなり。と經雅神主に説あり。同神主の説、神宮ありて。
興玉、御前櫻御前ありと云く。其神を直りさし云く。恐
あり故、其御坐所をりして云けりと云ふが如し。神名
式あり。朝明郡あり。櫻神社あり。今も櫻村あり。所ありて

いふ。是も同神あり。古も疑あり。はと同郡あり。布自神社
云くも出と。是はと由あり事あり。其は駿河の富士山
下あり云ふ如く。して世記傳記ともあり。此比賣神乃雪成華
木坐と有依あり。下あり引く延曆内宮儀式あり。雪石坐と云
依あり。違へるあり似あり。然らば。其は。世記傳記あり。い謂
ふ。知は。か。櫻木、森あり坐ま。本於御雲を云て。小朝熊社
り坐。雲の傳を毛死し。儀式あり。その御社に坐。石
坐。事あり。み。傳ありて。櫻木、森あり坐。御雲。華木あり坐。こ
を漏せり。て。傳あり。異あり。是非あり。む。漏あり。り。差
あり。して。異説の如く。聞あり。傳あり。計あり。して。是。比賣神と。
依あり。違あり。古史徴を見て。知るべし。

合カテ而坐ス神名謂苔虫神也。即上此御鎮座傳記の苔虫神
一座櫻大刀子神與合力靈石座也。と有るの據れる文あ
依ガ。延曆の儀式の櫻大刀自神に次名。苔虫神形石坐
也。見えて。經雅神主に解の苔虫を許氣年志と訓むるし。
苔は。和名抄の。切韻云。苔水衣也。和名古今に見也。虫は借
字にて生あり。武須の武た生れ也。神代紀に産灵を武須
の哥の箇利古年等と詠り。古武。子産あり。生字武と
云に受古見るべし。万葉一卷の哥の河上乃湯津磐村二草
ありて苔の生までと詠あり。此神苔むら子以て御名を
せ也。云依え然る言にて。此疑なく石長比賣命あり。
其は神體此石にて坐は云も更れ也。其父大山津見神に

御言の。天神御子使石長比賣則雖雨零風吹恒如石而常
堅坐也告ひ。伊波比と云語も常堅石よと。石了擬子て祝
ふも也。活用りる言を聞也依也。彼古今集ある賀歌の我
の君は千世の八千世の石の巖とれ也。苔は生
はで也。詠ある我も。按い合せて所知と也。此哥内宮年中
日荒蟬の御賀を奉る神事の條に船中にて謳ふ哥三首
此中伊波保止奈抄。且古遣乃年須。天と見え其神事
礼石乃後也。志乃謳ふ所也。我君乃命乎。乞波左礼
竟との巖止成。且苔乃生万天。惠伊耶。江乃命乎。乞波左礼
石の巖止成。且苔乃生万天。惠伊耶。江乃命乎。乞波左礼
は。然る少りき石に大なる磐石とありて。苔の生安まで
千世の八千世の榮えれは。世に云るれ也。此哥を必也此
苔虫神といふ御名。まご其神徳。然れを石長比賣命は。大
を思ひて。詠ある哥ありべし。

山祇神此御子とは坐せや。實やは石此精神坐臥あし
著し。はと此準へて。佐久夜毘賣命の。櫻此精神の坐
事依も悟る傍し。然るを其御父大山祇神を火之迦具土
て其身實を鹿神の坐安まらば。石も木も。山此物
依。二柱此比賣神の。を御名に。熊あし。其物
冥。坐ふても。知傍し。神名式。當國の鈴鹿郡。石
云。を載ら此。今大岐須村と云。存在。石大神
い。高二百間。横五十間の大巖。て。是神。社
云。ま。員。辨。郡。石。神。社。を。載。ら。る。此。今。飯。倉。村。や
云。在。り。と。そ。共。石。長。比。賣。命。ら。む。其。は。陸。奥。國。や。石
神。山。精。神。社。あ。り。富。士。の。小。御。嶽。石。等。と。い。ふ。此。比。賣。神
ありと聞。け。て。華。は。脆。く。石。は。長。久。わ。て。其。性。の。相。反。け
れ。を。あ。り。依。物。の。る。ふ。其。二。神。此。合。力。而。坐。と。有。る。は。甚。く。心。得。か。ぬ
た。似。う。ぬ。れ。ど。此。を。か。の。速。須。佐。良。比。賣。神。と。速。須。佐。之。男。

神や同性あ依が。力成合せて坐やは。其趣異あして。華木
此脆や性なるを。長久あ依巖の性も。助け幸はあ由
て。是そ石長比賣命。苔生神と名あ負ひて。櫻神よ力成
合せ。木花の。脆う依。青人草此壽命をも。幸ひ賜
ふ因縁あり依。然れを。壽命の長あらむ事。欲たむ
別。て。是。比。賣。神。の。恩。頼。を。祈。願。奉。る。を。能。く。行。ひ。む。其。は。堅。石
常。石。と。祝。ふ。ま。始。え。石。の。准。へ。て。祝。ふ。語。の。多。き。が。徒。あ。ら
ぬ。取。あ。ら。ぬ。木。草。土。水。金。の。類。を。更。れ。ゆ。生。と。し。生。る。物。ま
と。人。さ。り。生。あ。ら。石。と。化。も。許。多。あ。ら。此。を。壽。命
此。長。た。る。を。以。て。其。御。德。の。い。み。じ。た。事。を。も。悟。福。う。し。○此
者並坐小朝熊社神等也。延暦の内宮儀式。小朝熊神
社一處。稱(神)柳(王)命(兒)大(歳)兒(櫻)大(刀)自(神)形(石)坐(又)苔(虫)

神形石坐又(大山)罪命子朝熊水神形石坐倭姫内親王御
世定祝と有るに依て記せり。但し此文中(園)を施せる
座傳記の文に於て其相殿(十三)字(或)は前社(引)と御鎮
聞(四)るに櫻大刀自神の祖等と為(八)甚(祝)ふ神等と
あり其(櫻)玉命(倭)姫命(御)代(瑞)玉奉(作)之(と)あ(ま)む(當)當
時(代)玉(作)氏(と)通(口)然(る)に(大)歳(神)あ(ら)む(大)や(大)
刀(自)神(ハ)木(花)之(咲)耶(毘)賣(あ)る(を)壹(大)歳(神)の(兒)也(云)む
や(朝)熊(水)神(と)云(ハ)宝(鏡)鑄(造)功(神)也(と)有(れ)む(當)時(の)鏡
作(氏)あ(ら)む(を)宣(大)山(神)の(子)と(云)む(凡)て(此)儀(式)
帳(を)諸(事)も(外)甚(正)し(き)中(に)諸(神)出(自)云(ふ)て(信)
ふ(と)き(事)も(多)ク(由)て(既)も(論)へ(る)が(如)し(然)る(を)
世(記)よ(倭)姫(命)大(御)神(を)戴(ま)奉(り)て(奈)尾(志)根(宮)よ(坐)給
ふ(知)の(文)云(出)雲(神)子(出)雲(建)子(一)名(伊)勢(都)彦(神)一(名)櫻
玉(命)並(其)子(大)歳(神)櫻(大)刀(自)命(山)神(大)山(罪)命(朝)熊(水)神
等(五)十(鈴)川(後)江(尔)天(奉)御(饗)と(あ)る(是)儀(式)の(文)云(よ)
り(て)後(人)の(妄)添(せ)る(あ)り(殊)に(伊)勢(都)彦(命)ハ(是)より(早)
く(神)武(天)皇(に)御(世)に(伊)勢(國)を(逐)た(れ)と(る)人(あ)れ(む)倭
姫(命)の(時)に(御)饗(奉)依(べ)き(由)れ(き)物(な)や(然)る(に)倭(式)の

此文の經雅神主の解に此世記の文をも引きて儀式の
然る誤説を大刀自神朝熊水神に出自系を示せる正説に
ごとと解とるを甚く誤れる事あり委しく神名式に伊勢國
を垂仁天皇の御巻に論みを見るべし神名式に伊勢國
度會郡に朝熊神社と出る所是ありけり儀式の經雅神
主に解に小朝熊を袁阿佐玖麻と訓びし此社を宇治郷
朝熊村に在れむ地名社の號せせ也小は稱美あり武
烈天皇紀の歌に佐保を鳴佐良万葉十四常陸歌に筑波
を乎豆久波上野歌に新田山を乎尔比多夜麻あや云牙
依の同じ元慶四年の紀二月の処に小物忌神とあるを
大物忌神對へ云ひ五月に小比魯神とあるを
とあるを大比枝神對て云へるありて櫻大刀
自神は鹿海村よ也朝熊に至依道邊の櫻木森に坐し音

虫神也。當社の麓に水沮り坐し。朝熊水神也。朝熊村と云。
二見此山田原村に至る間れる。清水に森に坐せり。今世
件の森みち社地を放れて。別處の如く見ゆれど。昔も一
連此地れしと云。三神右に所く坐せり。御形也。小
朝熊社に祝牙り。古より例多う也。當社といひ。朝熊
社と云る也。即、儀式。小朝熊神社一処といひ。神名式に
朝熊神社と出せる社にて。上より引くる世記傳記など
謂ふ所も同社に依り。此に上件の如く坐せり。神を
社と総て祝へる社に由れり。斯て其社の祭神に御名儀
式とせ記傳記に依りて異なると。此に依りて。大
自神。苔虫神。要あり。所あり。世記傳記など依りて。此
三神の事をむ。此に依りて。命於保止志。神朝熊水神の
三神。まこと此社に聞ゆる神鏡などの委しき事を。垂仁天
皇に御卷。大御神鎮座の。乃て當社は。右に神の拜所
所よ云むと欲るあり。

て。一處には。神に數の拘はら交。當社の在處を指次あり。
當社に專と祭るは。櫻大刀自神也。所接二十四座の中
に。殊る由何社あり。仍宮中にも其拜所を設く。大神宮
式に。神嘗祭。朝熊社十束と有り。殊に重く祭らゆ。謂
ゆる。大神宮式に。所接二十四座。朝熊社云。右諸社並預
祈年新嘗祭。年中行事六月廿日條に。小朝熊御神態勤仕
次第。早旦彼社に祝。岳自由貴殿請取。忌火屋殿荒垣。坤角彼
神祭祀所。石疊持參。御神酒贄菓子。供進云。と見ゆ。篤胤
右此神社の重き御會釈あり。こと。此年中行事の彼此に
見えと有り。まこと永正記下卷に。朝熊社一身參向。事可有思
慮也。と有るも。崇。當社。昔は造宮使作れり。其は此儀式湯
敬の餘り也。

田社此次了。造神宮使造作奉と見え。大神宮式の凡大神宮年限満。應修造者遣使。孟冬始作之神宮七院。社十二處とある中。一處を當社あること。其注の見えぬ。其後も代々其式ありし故。兵乱れど依りて。何時の頃より此式違ひて。朝熊村の百姓等。是故造營せしを。寛文中の。大司精長朝臣。撰社造立再興の時造進せられ。享保頃までは。神遷の時。宮司も参向せり。今は當社宮司と造替ふ。神遷の時。参向は。神主とて造替し。神遷の事。取行ふと注せり。此地の名所。繪に。朝熊嶽。岨より二十町あり。二十町下れば。朝熊村あり。参詣記云。朝熊宮。参詣。山。中。に。宝殿。を。作。れ。ど。も。朝。日。さ。ら。ら。ぬ。百

練の影を隠さ。岸下怪石を。夜月を。あし。す。宮。此。光。を。琢。き。あ。せ。り。凡。て。此。所。に。見。る。山。く。だ。り。下。ら。ざ。り。と。樹。木。悉。く。底。に。あ。り。水。の。布。で。上。ら。げ。ど。や。も。波。浪。こ。の。梢。に。あ。り。云。く。と。記。し。小。朝。熊。社。の。下。に。鹿。海。村。の。東。山。上。り。あ。り。儀。式。帳。に。祭。神。櫻。大。山。津。見。命。を。加。へ。て。水。神。三。座。あり。今。を。攝。玉。命。大。歳。神。大。山。津。見。命。を。加。へ。て。六。座。と。り。内。宮。撰。社。二。十。四。座。に。其。一。あり。寛。文。十。年。大。宮。司。精。長。朝。臣。旧。地。を。免。再。興。あ。り。し。朝。熊。社。移。し。り。む。詳。あ。ら。ぬ。前。の。出。せ。依。参。詣。記。に。文。を。見。合。せ。し。朝。熊。森。に。小。朝。熊。宮。の。東。登。川。村。に。あり。櫻。木。森。に。朝。熊。村。に。屬。け。り。今。は。田。に。字。あり。て。登。川。村。に。あり。風。雅。集。に。祭。主。定。忠。春。風。了。岩。根。の。さ。くら。吹。と。ひ。浪。の。花。ち。朝。熊。の。み。や。新。名。所。哥。合。し。荒。木。田。尚。良。朝。く。ま。や。神。代。り。咲。く。花。を。見。て。心。を。と。は。る。櫻。木。の。ち。と。は。る。御。鎮。座。傳。記。の。抄。に。元。長。記。云。苔。虫。神。者。坐。朝。熊。江。嘉。陽。門。院。越。前。神。さ。び。て。哀。れ。く。世。に。成。ら。む。浪。の。ち。と。は。る。け。て。上。小。引。み。依。古。朝。熊。此。宮。に。有。を。も。思。ひ。合。せ。し。け。て。上。小。引。み。依。古。書。に。も。小。宮。號。を。朝。熊。と。書。け。今。世。に。然。も。稱。あ。れ。と。大。

凡常^{ヨツネ}の事。阿佐^{アサマ}麻と云ふら牙^コ也。此は後^コに俗稱^{ヨクネ}あらむ也。
 誰も思ふ^{カミ}傍りれ^{カミ}也。信濃^{カミ}此^{カミ}淺間^{カミ}。富士淺間^{カミ}。伊豆^{カミ}此^{カミ}雲見^{カミ}の
 淺間^{カミ}あ^{カミ}也。みれ^{カミ}同じ^{カミ}神等^{カミ}の坐^{カミ}山^{カミ}あ^{カミ}依^{カミ}也。淺間^{カミ}と云^{カミ}也。
 也同名^{カミ}あ^{カミ}して。阿佐^{アサマ}久麻^{クマ}也^{カミ}も。阿佐^{アサマ}麻^マと後^{カミ}云^{カミ}也^{カミ}しが。朝熊^{カミ}
 といふ名^{カミ}也。適^{カミ}了^{カミ}伊勢^{カミ}あ^{カミ}れ^{カミ}み遺^{カミ}れ^{カミ}る物^{カミ}也^{カミ}也^{カミ}所^{カミ}思^{カミ}ゆ^{カミ}也。
 那^{カミ}布^{カミ}其所^{カミ}く^{カミ}の述^{カミ}る説^{カミ}等^{カミ}成^{カミ}後^{カミ}合^{カミ}せ考^{カミ}あ^{カミ}傍^{カミ}し。

爾^{コニ}木^{コノ}花^{ハナ}出^ノ佐^サ久^ク夜^ヤ毘^ビ賣^メ命^ノ誓^{ミコト}言^{ウケ}言^{ゴト}

有^{アリ}驗^ル而^シ後^テ奉^ノ恨^チ皇^{マツ}美^リ麻^{ウラ}命^{ミス}而^メ不^{マノ}

與^{アヒ}共^ヒ言^イ出^ハ故^キ皇^ツ美^モ麻^ハ命^ヘ憂^ニ出^ハ歌^ヨ

曰^タ意^{マク}伎^カ都^キ母^ツ波^モ倍^ハ邇^ヘ波^ニ余^ハ禮^ヨ杼^レ

母^モ佐^サ禰^ネ杼^ド許^コ母^モ阿^ア多^タ波^ハ怒^ヌ加^カ母^モ

用波麻都智杼理用焉歌矣後

久坐而天津彦火瓊瓊杵命崩

坐御陵者即在筑紫日向埃出

山也故是佐久夜毘賣命者坐

駿河國福慈岳淺間社也

奉恨也前々皇美麻命也。一夜婚多戸戸依お孕先也。
や云哉。疑ひ嘲りて給ひし事を。怒り恨み給ふれ也。○不
與共言は。師の訓お從子れど。はと阿比伊波受とも訓む
ゆし。其を師説ふ。穴穗宮段也。我所相言之嬢子者云く。万
葉十一也。相言始而者。はと相語而遣都。續紀三十四詔也。
其人等乃。和美安美應爲久相言部也。人お逢て。互
お物云。おゆれ也。中昔おは。是を阿比基登須とも云す。
伊勢物語も。はらけひかともえせで。俊頼無名抄も。其
おどお來る人お。いっよも。おひおとを。おせおるれ也。
あや見。お有れ。あは。甚く恨みて。御心洋が依。御わさ。
也。女は神も。如此。有り依。○意伎都母波也。紀紀了。瀛津

藻也と云ふ。津を助辞あり。纂疏も同じ。荒木田久老云下
津毛波辺津毛波と書これ毛波と見え延喜式祝詞にも奥
○倍迹波余礼杼母は。釈紀の邊者雖寄也と云り。纂疏も
同じ趣あり。久老云邊ハ海をよめて。澳ハ對牙る言れ也。
古歌古文の多し。万葉四小は。奥幣往辺往伊麻往為妹吾
澳有藻臥東鮎とよみて。奥邊磯とも相並をこり。奥於藻
の邊於方子寄來るが如く。吾のこり來て。靡寐し妹の命
也。今は寄來はさぬ由を詔をむけて。奥於藻を志も。取出
給牙るぬらむ。万葉ニ。和多豆美乃荒磯乃上尔香青生。社來縁浪之共彼依此縁。玉藻成依寐之妹。○佐禰杼許母
予云く。かくさまの詠久る哥いと多り也。

は。釈紀の實床也と云い。纂疏の眞床也と有れ也。通證の
或説る。佐を發語。禰杼許ハ寢床あり。と云ふ。或用ふはし。
久老も此説の從れ也。其言ふ。佐を添言床也。万葉十四
波太のいふあましも。伊毛我乎杼許尔とあり。其餘玉床
夜床あども多く詠とり。さして同卷に。左祿度波良布母と
あるハ。佐寐所掃よて。けぬさぬるあど。多く見え。○
佐を眞よしと。しき。佐祿の畧語の添言也。夫べきあり。○
阿多波怒加母用也。契冲説也。不與哉とれ也。雄略天皇紀
尔童女君者。本是采女。天皇與一夜而眠。云くとあは。與あ
了。と云るを用ふはし。釈紀の不能鴨也。と云牙る説はわ
か。久老も契冲の從りて。人より物をあといふ云も。彼は
礼とて云るあり。古事記。輕太子の御哥の夜須久波陀布
礼と見え。今の言りも。肌ふれぬと云ふ。禰よ同じ。下の

用ハ呼捨ト。○波麻都智料理ハ。古來ハ此説ハ。濱津千鳥ハ。云牙依ガ如シ。契沖説ハ。藻ハ柔軟ハして能ク靡ク物ハ形ハる故ハ。女子ハ喩ム。万葉集ハ。奥津藻ハの名延レ妹ト。と詠ル是ハ也。千鳥ハ。夜ハ。鳴テ。雌ハ呼モれ也ハ。獨ニを攪ル意ヲ。寄給ル也。云ハ。別ハ鳥ハ。此ハ。第九十八段ハ。の傳ハ。既ニ注ス。○後ハ。坐ニ而シ。本ハ書ハ。此ハ。後ハ。字ハ無レ也。彦火ハ。出見ル尊ニ所ニ有レ也。其例ハ。據テ加テ。通證ハ。一説ハ。久シ之ハ者ハ。治安積年ハ。不知ル歷數ハ。太古ハ。文法ハ也。と云ハ。依テ如ク。それハ。歴數ハの知ラれル義ハ。有レ也。亦ハ。知ラるル道ハも有レ也。委曲ハ。稽ム也。彼ハ。天降リ坐テ。大嘗ニ祀ル也。しテ看セ

依テ大歳ニ也。白檮原宮ハ。天下ニ。治ル也。しテ看セ依テ神武天皇ハ元年辛酉歳ハ。二千四百年前の辛酉歳ハ。當リて。其御世ハ。此間ハ。大凡ハ。一千五百。三十一年許ハ。て。越テの御子生シ也。賜テ牙依ト也。其御世ハの末ハ。あると思フ也。由ハ也。其説ハ。長シ也。別ハ。著ス也。弘仁歴運記ハ。考ヲ。見テ。察ス也。通證ハ。正ニ通ス也。并ニ。治ル世ハ。三十一万八千五百四十三年。今ハ。按テ。見ル。倭姫命ハ。世ニ記ス也。或ハ。曰ク。自レ。甲寅ニ。至テ。丙戌ニ。云ハ。へル。類ハ也。都テ。無レ稽ム也。説ハ。ども。○山朋坐ハ。本ハ書ハ。崩レ字ハ。れル也。加牟阿賀理麻志奴ハ。訓ハ。るル也。據レ也。但シ。神武天皇ハの崩レ也。は。加牟阿賀理志麻志奴ハ也。志ハ。てル也。ふ言ハ。我ハ。添テ。訓ハ。るル也。其ハ。師説ハ。の従ヒて用ス也。其師説ハ。神上ト云ハ。本ハ。用ス言ハ。あレ也。其ハ。師言ハ。云ハ。しテ。あレ也。物ハ。あレ也。是ハ。坐ニ也。難シ也。此ハ。連テ也。難シ也。此ハ。坐ニ也。○二十五

然と云ぞ正し加ふるべき然れど然訓てハ何とウヤ中
 の穂あらぬ如く聞や前よ神遊坐とある神遊も同例の
 て、躰言の云ふせざるれども加牟邪理志麻志奴と訓て
 はいのりあるれを今も志と云てぬ訓を取扱とあり
 て神上は万葉二卷日並知皇子命殞宮之時柿本人麻
 呂長歌句中の天原石門乎開神上上座奴云くと詠免依
 加牟能煩理と同じ意の語あり。但し此は加茂翁の考の
 いひちりし神上と云り云えれぬ右の神下と
 上下字の訓例アガリサガリ相対のノボリ也ク
 たりせ相對の格ある神上は加牟能煩理と訓登き也
 論いし然るを師の玉小琴を開の誤とあし石門
 半開神上上座奴と訓て崩をカムアガリ也訓む古言の
 例の引き下蔭が畧解も此師説に從いて考のちる神と
 説を奪とれど余を解あひ進くぞ所思也る
 は神遊神議神集神和神逐あやれ神の同く天皇命は御

上申人と云る。尊み冠ある詞あり。阿賀理てふ言れ意
 は既云云牙る如く。神を更れ也。人もの荒魂和魂の二あ
 依字。凡て人は死せば尊れも昇れも皆悉く。其魂天と地
 也二道に分去して。各其所止はる理あれど。元一人
 尔結る依雲ある故の相添て。天の地も往來あやれ
 也。是を以て上代をりて。雲往方を云ふ語也。天の上
 依云云れみれら也。地の止はる由云牙也。其天の上
 也。即右引とる。天原石門を開云云と更あり。天所知
 然れ。雲隱坐と云ひ。地も止まる由云云。木上宮を常宮と
 鏡の山は石戸もて隠れし。ゆと木上宮を常宮と
 定まわりて。神れがら安定あし。ゆと木上宮を常宮と
 其骸を土に埋むるにりて。黄泉國の故事云云。混
 りして。遠近國にみみの界を生みおとの己がむきく。天

雲の別れし往々む。はく穴くし。黄泉の待むと。隠沼の
ちとむ。置てうち嘆き。妹が去れむ。れども詠これ。此
等は古の野。叶はま。其々後の物語書ども。黄
泉路此のそ。黄泉はとれども云い。世れ言ぐさ。も。黄
泉路が。子。み返る。あ。云。あ。終。人。魂。あ。を
て。黄泉の往く。て。古傳の如く。成。も。誤。来。け。る。
け。て。貴人の神聖。正。天。上。坐。せ。依。故事は。景行天
皇紀の。日本武尊を葬奉れる。処。即。詔。群卿命。百寮。仍。葬
於伊勢國能褒野陵。時日本武尊。化。白鳥。從。陵。出。之。指。倭國
而飛之。因。開。其。棺。櫬。而。視。之。明。衣。空。留。而。屍。骨。無。之。於。是。遣
使者。追。尋。白鳥。則。停。於。倭。琴。彈。原。仍。於。其。處。造。陵。焉。白鳥更
飛。至。河。内。留。舊。市。邑。亦。其。處。作。陵。故。時。人。號。是。三。陵。曰。白鳥
陵。然。遂。高。翔。上。天。云。く。し。有。る。是。以。て。天。皇。祖。神。と。ち。の。御

許。の。參。上。り。賜。ふ。れ。也。古。事。記。了。此。事。を。載。せ。る。ゆ。え。示。自
の。翔。天。字。ア。マ。ガ。ケ。リ。也。讀。て。神。賀。詞。了。天。翔。國。翔。且。云
云。万。葉。五。了。久。堅。此。天。の。御。虛。也。阿。麻。賀。氣。利。と。あ。る。れ。ど
を。引。き。て。書。紀。了。上。天。と。あ。る。ハ。例。の。漢。籍。免。か。し。く。書。と
ぬ。る。好。の。み。お。ち。そ。有。ら。ぬ。実。ハ。天。上。へ。登。り。坐。る。ハ。は。の
翔。天。と。は。差。あ。る。言。ひ。て。天。翔。と。も。翔。り。降。る。あ。る。翔。天。と。
を。翔。り。上。る。を。云。れ。る。を。や。此。は。強。く。漢。説。ハ。似。を。思。ひ。
の。故。を。ひ。て。も。人。を。死。ぬ。れ。む。守。き。身。き。お。し。並。て。根。底。國
を。往。と。云。ハ。自。説。字。立。む。と。せ。ら。れ。し。扱。ち。の。天。ハ。上。に
了。て。記。傳。中。に。再。あ。き。非。る。ぞ。有。ら。る。扱。ち。の。天。ハ。上。に
給。牙。れ。也。仍。其。陵。も。鎮。坐。せ。依。事。此。證。也。仁。德。天
皇。紀。の。六。十。年。冬。十。月。差。白。鳥。陵。守。等。充。役。丁。時。天。皇。臨。于
役。所。差。陵。守。目。杵。忽。化。白。鹿。以。定。於。是。天。皇。詔。之。曰。是。陵。自
本。空。故。欲。除。其。陵。守。而。甫。差。役。丁。今。視。是。恠。者。甚。懼。之。無。動。

陵守者則授土師連等と見えある是れ也。上件三陵の中
の陵守と云つて、詳あらぬよ似とまじと。白鳥陵守等とて
某所の陵と無交を思ふ。三陵の守者ともあるはし。
寔は是陵也。本々其尊骸を無れど。加れ地の留は
る御霊に鎮坐す。天皇此然と所知者。本々空陵
れは。御霊の御坐はじく。然ては陵守を置むも。無用な
依事也。今々後を除去むと欲して。はた御試す。甫久
て役下差賜す。猶何有らむと。御心元れくも所
思看らむ故。それ所の臨して。見行せる御有る也。然
依其陵守等の中。目杵といふ者也。忽か依
此有けは。空陵は有れど。神霊の正の鎮を御坐して。

是恠を視し賜へる事を甚く懼み。殊に重く。土師
連等授し給ふ依由也。是れ神霊。天と地と二道
に分て坐は。依事を。惟ひ定む。依し。土師連等。出雲臣野
代。の陵墓を司る部。故に授し賜へる也。然て其
目杵て。人の化せり。白鹿也。其後。成り。然知
ども。王此神態。まばら。然る形。視し賜ひて。現身
の死。其御府。召賜ひて。其使者の中。依奉らし。免給へ
依ちと。申れも。更なり。依此。准て。王の白鳥。形を
賜し。賜へる事。暫くの御態。ある由をも。伺い奉るべし。
此等の事。ども。あち景行天皇。依て。仲哀天皇。紀の穴門。豊
浦宮。御坐せ依時。皇后の神託。依して。新羅國を伐給
牙と御誨。あてける也。天皇爲詐神と。信賜て。依て。この
嬰。其神大忿して。凡茲天下者。汝非應。知國汝者。向一道と

詔賜牙依事あり。さき其時ゆこそ。未何神やも所知は
也。後の御名告ありしゆ依れば。天照大御神の坐を。穴
畏。それ大命を信賜て。又爲詐神と。牙申給られむ。大く
忿し賜ふこと宣あり。故汝も。茲天下。勿知看そ。一道の
向ひて。天上は勿上て我。と詔ふれ也。阿那かし也。向
道とある言れ意字。記傳よ。黄泉國に罷坐せとの謬あり。
其は天下を諸道あり。黄泉とあり。一道あり。神師は云
とる如く。此食國天下を四方に放ち。片を編て。編き
て。何れか。一國は。放ち。片を編て。編き。故
かく詔牙のあり。道とい。向とあるゆ由れる御言あり。か
と有れど。然りは非らむ。
くて。幾久も。何らに。天皇命崩坐し。の婆。皇后を始免。建内
宿禰と。驚懼みて。坐。殯宮や。あ依。此事を書紀ふは。殯于

豊浦宮。爲無火殯斂。と有りて。無火殯斂。此云。褒那之阿餓
利。と有り。此阿餓利。や。のて神上。阿賀理と同じ。其は万
葉考の。殯宮を。阿賀理能宮と訓て。崩坐せば。先宮中。殯
宮して。假の斂免奉也。山陵造り。後の。葬奉り。とて。此
紀文字引交。あ。阿餓利の言。即殯。子當れ也。と云れ。あ。各
が如し。但し其頭書。万葉四卷。大荒城乃時。亦波不有
れ。約まり。とる。て。阿賀理。と。同言あり。と有れ。此は記
傳三十卷の細注。ゆ。りて。阿羅紀。と。阿賀理。と。言ハ本
如く。い。か。と。云。れ。と。依。りて。師説ゆ。天皇。了。神阿賀理。と
申。み。あ。ら。又。皇子。等。れ。と。ゆ。も。天。所。知。あ。ず。申。し。凡。人。の
も。然。る。趣。ゆ。云。依。と。有。る。皆。同。じ。か。れ。ば。死。し。時。の。事

茂も。天の上依をこれ事と云、意めて。阿賀理とは云ふ也。
師の達江人々、今も人の死て、第三日の事、其の志、三日の
阿がゆに、と云と云と云と云、京あどめて、是、故志、阿宜と
云、此も天を送り上る事、けり、如此人、此死流字、上る也
と云、意めて、同じあともあり。凡て事、成畢依を、出来上る。成し畢依字。
爲上るれど云、こや多し。と何也。此、師説也、古事記、卷十八
まこ三十、卷の二十九、葉、殯宮の如し、注されとる説字、合
せ取りて記せり、但し本書、あ布此説中、凡て人々死ま
ば、身も神も皆悉く、底津根、国に罷ること、れを、天皇
の崩れを、神上と申、根、国に轉、根と申、此と、故、忌憚
髪長といひ、鞆を、余斯と反を云、ガ如しと云、玉、くし、げ
の書、あも、神も人も善も悪きも、死れむ、み、あ、黄泉、国に往
と、と、そ、ぞ、書れと、と、と、凡て師の黄泉、国に人、魂の、往方と
定、られと、説、を、聖、れ、眞、柱、論、へ、る、如、實、あ、も、上、件、此、説
く、予、は、信、が、と、く、覚、め、れ、む、採、用、ひ、ま、

等れ如く。阿賀理と云ふ也。死るま、ま、云、語とあ、と、し
故、る、は、と、其、言、故、忌、嫌、ふ、こ、や、も、起、れ、也、其、は、仲、哀、天、皇
紀の一説也。かの御誨ありし神の。皇后の託して。御名告
坐依也。速狹騰尊と詔、牙依を。天皇所聞看して。聞、悪、事、之
言、坐、婦、人、乎、何、言、速、狹、騰、也、と、詔、牙、る、と、し。所、見、と、依、り、て
知、る、し。師、云、速、狹、騰、尊、也、天、照、大、御、神、よ、て、伊、那、那、岐、大、神
由、の、御、名、あり、万、葉、あり、指、上、る、御、名、之、命、と、あ、る、が、如、し。
さて、是、を、聞、悪、事、と、詔、ふ、也、早、く、騰、る、と、云、ま、ま、を、忌、て、あ
理、坐、と、云、ふ、故、れ、り。○御、陵、者、即、在、筑、紫、日、向、埃、之、山、也
は、前、の、身、御、紀、の、文、の、據、と、れ、り。今、は、古、事、記、の、文、法、の、據
也。埃、字、也、御、紀、了、可、愛、之、山、と、書、て、可、愛、此、云、埃、と、あ
る、と、下、の、引、く、諸、陵、式、に、埃、山、と、あ、る、と、の、扱、れ、也。師

説小。御陵を美波加と訓ふし。万葉二の八隅知之。和期大
王^{キミノ}之^ノ恐^{オソシヤク}也。御陵奉仕流山科^ル乃^ノ鏡山^{カミヤマ}尔云^{コト}。師此考^シ也。古は
天皇^{ミコ}此山^ノ陵^ノ字^ノも。御墓^{ミコ}とぞ云^{コト}。此^{コト}も御陵^ノは書^キ
まど。みさ^トた^トは訓^ガぬく。必^スみ^ハの^ト訓^ガぬれ^レた^レ
也。也^ト有^リ也。仁德天皇紀推古天皇紀あどや。難波荒陵と云
地名も有り源氏物語須磨卷下院の御はうを
云い御山ともあり古書ゆも。はと美佐^{ミサ}邪^ヤ紀^キと云^{コト}。古^コ
御陵^ノを築^キくを山^ノ作^トと云^{コト}へり。ま^マあ^ア諸^{シヨ}陵^ノ察^{サツ}美^ミ佐^サ
稱^ナあり。和名抄^ニ山^ノ陵^ノ美^ミ佐^サ岐^キま^マあ^ア諸^{シヨ}陵^ノ察^{サツ}美^ミ佐^サ
豆^ツ加^カ佐^サとあり。但^シ某^{ソノ}天皇^ノ此^ノ御^ノ陵^ノあ^ト云^{コト}や^レた^レ。美^ミ波^ハ加^カ
と云^{コト}。其^ノ御^ノ陵^ノを指^シては。美^ミ佐^サ邪^ヤ紀^キも云^{コト}は^シ。
の美佐邪紀と某天皇此美波加ぞあど云ハむが
如し某天皇此美佐邪紀あど云ハむしれ也。凡て同

物も指^サさ^スは^ハわ^ハり^メて。名^ノれ^ノは^ハる^ノ類^ノ多^クし。後^ノ世^ノあ^リあ^リ
は。陵^ノをば凡^ソて美^ミ佐^サ邪^ヤ紀^キと申^シて。墓^ノと別^ツた^リや^レぬ^レま^シ。
也^ト有^リ也。記付此下よあち美佐邪紀の事え下巻ある佐く
紀山君の注云べしと有れが其説その巻うえ
見^ミえ。信^シ友^ト説^ク也。聖^{シヤウ}異^イ記^キ也。點^{テウ}地^チ作^{サツ}家^カ殯^イ收^{シウ}云^{コト}也^ト有^リ也。注し
に。岐と見え字書ハ點檢點也ともありて此文地を
檢とて定めて作墨殯して收欠おきぬる由あり。然れ
は。サ、ク、ハ、ケ、地を檢察とら定るやうの
言^{コト}れ^レ也。故^{コト}按^ハふ^ルも。也^トは。大^{オホ}御^{ミコ}墓^ノ地^チ字^ジ檢^{ケン}察^{サツ}定^{テイ}也^ト依^ヨ所^ノを。
ミサ、キと申し。御^{ミコ}を藏^{カウ}し奉^{ホウ}りて。ミサ、キと申し。御^{ミコ}
然^シる^ノ後^ノ也。ミサ、キと申し。事^{コト}を思^シて。ミサ、キと申し。御^{ミコ}
牙^{キバ}依^ヨあり。御^{ミコ}陵^ノを御^{ミコ}山^ノと云^{コト}い。御^{ミコ}陵^ノ作^{サツ}を山^ノ作^{サツ}あ^リと
云^{コト}へるも同意^トして。此^{コト}又^{マタ}後^ノの^ノ噴^{フキ}れ^レ也。也^ト云^{コト}也。

けりて此御陵の事は。まが師説の。延喜諸陵式の。日向埃山
陵。天津彦火瓊杵尊在日向國無陵戸也。出されど。日
向國には有るらじ。口訣イ可愛之山陵在日向國宮崎
郡縣西三里有大陵異氣甚盛而不得近焉。是可愛陵歟。ま
と或人云白杵郡永井可愛村と云神社あり。傍百町餘山
あり。絶頂は灵石三尖に岩洞あり。是可愛陵あり。ま。或
人云今日日向國延岡の領内にはあり。可愛と云所あり
て。そ。今日陵山と云あり。山の腹に神社あり。御陵を何れ
れ。ちど。在。とも。詳。知られ。ま。或人云。白杵郡高千
穂山の東南に方々。搜の嶽と云山あり。其山中。迹。と。藝
命。此。陵。あり。や。云。あり。里。人。大。石。明。神。と。申。に。あり。ま。と。云
て。何。れ。も。古。く。故。あり。地。と。聞。え。く。前。王。廟。陵。記。の。今。薩
れ。ど。可愛御陵ハ非じやぞ思ふ。前王廟陵記の。今薩
摩國穎娃郡也云。然るはし。知名抄の。薩摩國穎娃。乃。郡
穎娃郷。ま。ま。れ。也。娃。字。は。紀。伊。の。伊。字。あ。ど。の。例。よ。て。工。の
音。の。韻。を。添。と。る。れ。み。ぬ。り。今。国。人。ハ。え

い。や。云。其。も。工。を。長。く。引。て。呼。あり。文。字。を。呼。れ。ま。あ。り。や。穎
娃。と。書。き。或。は。江。居。と。も。書。り。和。名。抄。に。江。乃。と。あ。る。乃。字
を。削。る。御。陵。必。此。處。に。有。る。し。薩。摩。國。人。に。云。可。愛。山。陵。を。
薩。摩。國。高。城。郡。水。引。郷。五。臺。村。中。山。に。巔。に。あり。天。書。の。瓊
杵。尊。葬。筑。紫。日。向。縁。之。中。山。之。巔。陵。也。と。見。え。と。り。雉。倉
引。と。る。天。書。の。文。と。云。も。の。甚。は。と。川。合。陵。端。陵。と。て。二。あ
り。今。俗。に。中。山。陵。を。は。中。陵。と。云。て。中。に。あり。瓊。杵。尊。に
陵。に。云。也。川。合。陵。也。其。左。端。陵。を。其。右。に。在。也。此。二。陵。を。天
穗。耳。尊。の。陵。あり。と。云。た。非。あり。古。帝。皇。を。葬。ふ。或。は。三。陵
を。當。に。一。を。聖。躰。を。茂。さ。ぬ。餘。を。輜。車。及。び。服。御。の。物。等。を
子。さ。ぬ。三。墓。を。合。せ。て。其。帝。皇。の。山。陵。と。に。る。あり。然。れ。を
此。三。陵。合。せ。て。瓊。杵。尊。の。山。陵。あり。其。中。に。玉。躰。字。藏。奉。
と。る。也。中。今。見。ぬ。也。此。中。陵。は。其。巔。安。磐。石。二。尚。如。壙。塹。
陵。あり。

周圍以井韓世命修之其石最大如俗謂片石非神功不能
輸山上他二陵則無之。まゝ此陵の右。新田宮と云何也
瓊杵尊を祀る。天照大神。携幡千々姫命を配祀す。此宮
世に建てる。此廟此山を神龜山とも龜山とも云は。山此
形に依てれり。此廟域は即瓊杵尊此宮城の墟あり。廟
の背を城村と云。屏障字削成とる。似けて或人川合
ふ。是宮城此趾ありと云傳牙多。可愛れ字音也。相近きを以て。彼川合陵を可愛陵れと
云は非あり。今見ゆ。中山陵と。端陵とは大なる阜ありて。
山の如く形るを。川合陵と。中山陵を距ること一里許小
て。其地卑濕狹隘。非可以藏玉躰處と云牙。宣長今此説
字據古帝

皇を葬る。或云く云く云く然も有と云あれども必三
墓を合せて。某山陵とせし事ゆ。非され。川の川合陵
端陵と云二は可愛御陵のハ非。別よて。他神此御墓あ
るを。其故ハ川合陵と中山陵を距ること一里許と云れ
るあり。若是可愛御陵は附とる物あらば然をり遠く
放りて存なき。非。端陵も中陵も。幾ば。離れ
より。川合陵の遠よ。准へて思を。其も甚。近くと非。依
り。凡て右此説。右よ。ありと云。は。いと近
く。一域に相通べ。右よ。ありと云。は。いと近
距離ありと云。端陵も。遠き。近。程。詳。あら。は。凡
て。此。依。事。を。委。く。記。さ。む。ハ。東。南。西。北。の。方。位。を。云。て。
其。方。幾。く。放。れ。と。云。ざ。れ。ハ。其。在。と。ら。ろ。詳。あ。ら。ん。然
る。を。よ。ハ。左。右。の。み。高。城。郡。と。接。ぶ。て。此。御
陵。の。地。古。は。穎。娃。郡。れ。と。し。今。は。高。城。郡。に。属。し。依。り。や。
若。此。二。郡。相。接。り。離。れ。る。域。あ。ら。む。は。此。中。山。陵。も。
れ。不。疑。あ。れ。る。非。也。此。郡。の。在。処。を。も。猶。く。尋。秘。て。決。む

伝き事れり。と言れぬ。上件の師説く。薩摩国人の説と
ふ。薩摩鹿兒島の入れ書る。神代三陵考。篤胤是師言の就
と云物の説あり。下々著けきあり。篤胤是師言の就
て。年頃れ布其國人小探訪て。神代三陵志と云物を得
也。其説小。可愛之山陵也。今薩摩國高城郡水引郷宮内村。
新田宮に鎮坐に八幡山其れる。然るは昔々也。瓊々
杵尊の御陵是處に在り。と云傳ふれぬ。薩摩國也。も
あれを。神代紀より。日向と云伝あり。然るは延喜の式造
らる。頃也。既ち薩摩國ありを。猶日向國に在り。と云記
と云伝あり。ゆくり無く。神代紀の文より。松られし。見ゆ。さ
て。今。是。新田宮に坐す。神代紀の文より。瓊々杵尊。左々。天照大
御神。右ハ。栲幡。千々。姫命。を。祭。れ。て。別殿。に。應。然るは昔々也。此
神。天皇。と。武内宿禰命。を。祭。れ。て。云。云。然るは昔々也。此
邊。の。埃。といふ。地。あり。が。如。ある。故。了。吾。が。國。の。識。者。とも

も。左々右々疑ひ思ふ事あれど。其は此邊を廣く埃とい
ひし事故。考れり。ゆり。の。故。あり。抑古書とも。可愛はと
埃れと書るは。元々也。假字也。江の意あり。然るは此水
引あぬりゆ流るる川也。薩摩國內に大河あり。新田宮よ
り西方三里許にして。海に入るを。満潮の時也。川上五六
里が布ど。潮の遡流地あり。信江云云。其川向い
れ。郷也。今も高江云云。處あるれど。城合せて。熟思へば。古
海涯より上り。川傍五六里に地あり。郡郷の名も非
らで。廣く江と云ひ。此山陵元々り川傍の地あり。埃之
山陵と記し傳ふるれ也。同。薩摩國。穎娃。郡。穎娃。郷。あり。
聞。山。上。代。の。御。陵。と。云。傳。ふ。

ふる如あるを以て。近頃可愛之山陵。うれらば此処ある
なりしと云ふ人もあれど。類姓郡ある方あり。昔より全く
瓊々杵尊の御陵てふ傳に有ることれく。はと殊更に扱を
きまぢも無く。ふが類姓といふ名に扱きての強説とそ
聞え。かくて此地に古記御陵と云傳ふるが三所あり。其
一は。新田宮とて西方。一町餘ありして。小高き山あり。今
此を中陵といふ。松杉その外雑木の生こり。宮内村の
た田^タ地^チ。其^ミ中^{ナカ}に^ニ死^シて。半町はうと西方に當り。中陵と
あり。同じ形に山あり。其一はあり。此を端陵と云ふ。此地
内村ありて。東に中陵。南西北はまがて田地あり。此二の御
墓に。八幡山と連きて。遠目あり。其尾崎のごや見ゆれど。
其^ミ中^{ナカ}に^ニ到^トり。い^ハは^ハは^ハ。此二陵より十四五町隔りて。
を別^ワに^ニ離^リれ^レと^リ。い^ハは^ハは^ハ。此二陵より十四五町隔りて。
五臺村の内にて。谷間の如交處のや。打晴といふ田に中

の少りた岡のある是なり。此字川合陵といふ。上なる二
陵に。山に巔れる。御體を葬免けらむや所思じた處に。小
祠の建てるを。此處あり。昔是陵崩り依時よ遷せ依由
ありて。今は二十間むかへ隔て。小祠を立とて。い^ハは^ハは^ハ。社人の
天照大神。端陵に忍穂耳。杵尊。檜幡子。姫命。川合陵に瓊々
杵尊。坐りと云ふれど。此もカアヒ云ふ。小谷の可愛
の字音に似るとを以て。生けのしらある祝。けて此三に
部らに。云。出ぬ依説と聞えて。取らぬ足らぬ。けて此三に
中の一は。瓊々杵尊に御陵とも云はれり。古に御く代
代に山陵の。大和國あり依を併考ふるに。何も圓に大なる
岳とぞ聞えぬ依。抑瓊々杵尊はしも。大八嶋國ありし者
せ依。本に御祖と御坐せば。けに崩御せ依時。必矣天上

と。御用此大御使あども有りむと。推量^{オシハカ}已奉ら依
依事^イの事^{コト}の事^{コト}。上^ウ了^{リョウ}記^キせざる三陵^{サンリョウ}の。大和^{タイワ}國^{クニ}の諸陵^{シヨリョウ}の競^{キョウ}を
ては甚^{イキク}く小^コ祀^イを思^{オモ}ふ。此^{コノ}は俱^{クニ}に決^{ケツ}て。瓊^{ユキ}杵^シ尊^{ノミ}の御
陵^{リョウ}の非^ヒ交^{コウ}。然^{シカ}ハ云^{イハ}。此^{コノ}三陵^{サンリョウ}も等^{トナリ}き神^{カミ}等^{トナリ}の御^{ミコト}墓^{カミ}ある事^{コト}
三年^{サンネン}の事^{コト}ありと。松^{マツ}の大^{オホ}木^キの倒^{タテ}れ。根^ネある土^{ツチ}を持^{モツ}起^{タテ}
みて。速^スに本^{ホン}れごを埋^{ウツ}免^メ置^ケし。其^{ソノ}真^{マコト}此^{コノ}御^{ミコト}陵^{リョウ}也^{ナリ}。上^ウの云^{イハ}牙^ガ
と。其^{ソノ}時^{トキ}見^ミと。人^{ヒト}の語^{コトバ}りき。八幡^{ヤマト}山^{ヤマ}の傍^{ワタリ}に。然^{シカ}依^{ヨリ}て此^{コノ}山^{ヤマ}實^{マコト}に圓^{マダラ}子^コ大^{オホ}く尋^{ヨツネ}常^{トコ}あら交^{コウ}
重^{アヤシク}異^イちて。打^ウ巡^メして熟^{ジュク}見^ミ依^{ヨリ}ぬ。傍^{ワタリ}に依^{ヨリ}山^{ヤマ}も連^{ツグ}り交^{コウ}て。自^{オノ}
然^{シカ}に成^ナれざる山^{ヤマ}の形^{カタチ}も非^ヒ交^{コウ}。神^{カミ}世^ヨに神^{カミ}等^{トナリ}の異^イち依^{ヨリ}御^{ミコト}力^{チカラ}も
て。築^{ツキ}立^{タテ}給^{タマ}ひし山^{ヤマ}の形^{カタチ}も決^{ケツ}く推^{オシ}知^{シラ}依^{ヨリ}ぬ。四^ヨ方^{カタ}は今^{イマ}

大^{オホ}か。田^{イハ}地^チも。前^{マヘ}は小^コ川^{カハ}流^{ナガ}ま。然^{シカ}らば大^{オホ}御^{ミコト}跡^{アト}を
葬^{ヨサメ}奉^{ホウ}てし處^{トコロ}ハ。何^{ナニ}處^{トコロ}あらむと云^{イハ}ぬ。山^{ヤマ}の巔^{イタダキ}ある。謂^{イハ}ゆる新^{ニジ}
田^{ニジ}宮^{ミヤ}の鎮^{チカ}坐^ワに地^チ。はと御^{ミコト}社^ヤの背^セに堆^カた地^チある。其^{ソノ}處^{トコロ}
あどあや。猶^{ナカ}とく探^{サグ}ぬ。此^{コノ}山^{ヤマ}を龜^{カメ}山^{ヤマ}と云^{イハ}て。山^{ヤマ}形^{カタチ}
は。龜^{カメ}子^コ似^ニ多^タと云^{イハ}ぬ。蓋^{ケガシ}もや。神^{カミ}山^{ヤマ}の依^{ヨリ}字^ジ。龜^{カメ}山^{ヤマ}と
訛^シてし。如^カ此^{コノ}云^{イハ}る。非^ヒ交^{コウ}依^{ヨリ}ぬ。初^{ハジメ}に御^{ミコト}社^ヤを山^{ヤマ}腰^{コシ}に
遷^{ウツリ}し奉^{ホウ}れるを。五^イ百^{ヒャク}年^{ネン}餘^{ヨリ}。以^{モツ}て和^{ニギハヤヒ}名^ナ抄^{セウ}に。薩^{サツ}摩^マ國^{クニ}高^{タカ}城^{シロ}郡^{グン}あ
りて。今^{イマ}も此^{コノ}所^{トコロ}に高^{タカ}城^{シロ}郡^{グン}あり。其^{ソノ}若^{ニギハヤヒ}くは。此^{コノ}御^{ミコト}陵^{リョウ}なり
出し名^ナは非^ヒ交^{コウ}。美^ミ佐^サ邪^ヤ紀^キ。於^オ久^ク都^ツ紀^キ。比^ヒ登^ト紀^キ。人^{ヒト}の
墓^{カミ}所^{トコロ}を紀^キと云^{イハ}ふ。聞^キ由^ユは。此^{コノ}地^チある山^{ヤマ}陵^{リョウ}の。最^{モト}大^{ダイ}

れるりり。地名も負れらむ。と思はれり。此
て考ふる。彼中陵端の。中紀の。端と云も。八幡山を
傍りし。依名あれ。此山字加予。此れを三陵と云ふ
く可愛。御陵も上る。云ふ。如くや。離る。此の。八幡
谷間の。如き。処。よ。餘の。二。陵。とも。似。た。り。ゆ。ゆ。此。も。八幡
山の。御陵。ある。ち。と。を。ば。傳。失。ひ。て。後。よ。昔。より。三。陵。て。ふ
傳。れ。ある。が。故。る。當。昔。川。合。ある。処。何。ぞ。由。も。有。り。む。を。生
お。ひ。る。其。三。の。敷。の。取。合。せ。よ。依。も。有。む。り。ま。俗。の。高
城。千。臺。ふ。ど。云。名。の。取。合。せ。て。瓊。杵。尊。む。か。し。此。地。は。千。ぢ
の。臺。を。築。き。高。城。を。構。へ。る。宮。敷。坐。し。ゆ。り。て。此。名。ある
あり。其。高。城。の。墟。ま。る。ち。八幡山。あり。れ。ど。云。ある。能
古。の。さ。ま。を。思。て。又。文字。よ。お。き。て。作。り。出。さ。る。証。説。れ。り
此。水。引。あり。と。り。な。せ。ム。ダイ。や。云。て。此。を。和。名。抄。に。薩。摩。國
高。城。郡。新。多。と。ある。地名。を。訛。れ。る。て。旧。く。乃。て。此。新。田
て。千。代。仙。臺。千。臺。川。内。あ。ど。も。書。と。依。物。を。也。乃。て。此。新。田
御。社。の。は。薩。摩。國。あ。て。は。最。も。大。なる。御。構。ある。故。延。喜。の
式。の。も。見。え。又。御。し。せ。り。御。紀。の。も。御。位。階。れ。ど。依。し。給

牙。依。事。も。見。え。ゆ。む。舊。ハ。御。社。を。無。と。し。ゆ。や。諸。神。記。て。ふ
書。の。新。田。宮。始。不。營。廟。殿。云。く。ゆ。い。ひ。吾。國。人。の。傳。藏。と。依
古。年。代。記。の。陽。成。天。皇。元。慶。六。年。薩。州。新。田。宮。建。立。ふ。と。云
依。を。覺。束。れ。き。説。あ。が。ら。然。る。傳。説。も。有。り。依。ゆ。や。上。代。の
御。陵。の。お。き。も。御。社。に。有。り。し。趣。の。は。非。ざ。れ。む。古。く。御。社
の。事。の。見。え。ぬ。ぞ。中。く。御。陵。あら。む。徴。と。や。云。を。記。皇。帝
の。み。物。の。伏。見。院。正。應。三。年。庚。寅。薩。州。八。幡。新。田。宮。於。高。麗
橋。有。舞。樂。棧。敷。五。十。三。軒。見。物。人。三。万。云。く。と。ある。と。し。物
の。見。え。と。り。お。き。信。は。ら。む。其。頃。を。既。に。御。社
も。あり。て。太。じ。き。御。繁。昌。よ。ぞ。あり。り。る。乃。て。此。御。社
最。初。に。瓊。杵。尊。を。齋。祀。す。後。に。八。幡。大。神。を。會。祭。す。り。む
事。は。云。ま。く。も。更。なる。故。何。れ。頃。り。九州。五。所。八。幡。宮。

少云、號初まて。此宮も其一あり。神祇拾遺といふ物、
中々此五社を一つ総て山城、国小山、庄の祀り給ひき。今
東京極之北、五所八幡宮あり。其ありと見え、これを今
八幡大神の方よりゆりても、やおと無事列の御社あり。む
有り。○篤胤云、山城の五所八幡宮、此事、雍州府志に
委く見。然るを大らのれる古、俗として。殊更に記し留
えたり。ゆ流物もれく。許多に御代を経る隨ひ。遂に紛らは志記
説の出来て。今れ日向、国内にて。其處より。彼處あり。あ
ぬやう云、然るは。悉信られ。説等あり。固より神は三御
代に事跡の見えざるは。總て今大隅薩摩ある處ゆし有
れむ。其陵も。必これの國方、在る理あり。依をや。只し當
時の有趣。まが高千穂峰に天降坐し。直ち國見と

布てて笠沙御前より到り坐し。趣あり。同じ國內あり。ら。
笠沙御前より。八幡山までは。直径七八里も隔てあり。む。
少い。ゆも云。傍りまど。何ぞ由りて。此ゆを奉奉と
ちの。或は此水引の邊、いせとく打晴れる。山川れあり。ち
はひれ。總ていせ麗しく。愛されが上り。古く宮古とい
ふ地名も聞え。今も宮里と云。村も有きは。彼笠沙に御前
あり。大坐りて。後。移り行幸して。宮敷坐し。ゆも有む。の
志。ゆ云。是。三陵志といふ書。大平。真柱といふ人
三陵と云。牙を必。穂く出見。命。薄不合。命の御陵をも。考
ゆらむ。字。予が見し。唯。是。一。陵の考。み。ある。む。いと。惜
き。や。但し。此。説。中。わ。も。已。か。心。了。宜。し。う。篤胤。今。此。説。字。撰
ら。更。思。ふ。こと。を。少。の。取。さ。る。事。も。何。也。

ふる。此は前々師に引きぬる説の有依がらずの尚精く
考へて依説にて。いせも愛とたゆ就て。己の思ふ旨故も書
加すむゆ。はた可愛まぬ埃あど書とるを。假字にて。江に
意あるが。其川傍五六里の地を。郡郷の名ゆも非で。廣く
云。依名を見とるは然る事れ也。其は神代紀に。素盞鳴尊
下^{タカミ}到於安藝國可愛之川上也。やある同處を。神武天皇紀
に。至^ミ安藝國居^ス于埃宮と有りて。今に三好川とも。可部川
やも云ふ。即安藝郡にて。埃宮の舊趾の社あり。神武天皇
成^{ナリ}祀^ス。社邊の川を。埃湊といひ。同郡に。可愛洲と云ふも
有り。はと廣嶋より西の川合川と云ゆ。川合は。可愛れ

字音に訛つて。是ぞ可愛之川な依。とも云ふ。但し神代紀
國可愛之川上とあるに。第六十五段の徴に辨へると。如
く。出雲國安來子降坐事^ノを誤れる説あり。と。ち誤れ
依上りて。出雲の簸之川上なま。可愛之川上と紛^マ誤れ
説あるが。其をよまれ。可愛之川といふが有しことと疑
れし。其を神武天皇紀に。埃宮と云ふ。是も國を異あま。其川傍
に地を。埃と云し例あり。然れば薩摩國ある埃も。同義の
て。其の江の意れること。三陵志に論ず依が如し。かくて。
師に引きぬる三陵考は。謂ゆる中陵を御陵と為と依
故。三陵志に。それを否とあて。直にやれ八幡山字。御陵と定
免^{コシ}とる。是も決免て然るはし。其た己のま。其地を見が
御祖と坐^マ。天皇命の御陵に。分^レ明^カあり。聞^クやるが。慨^シふ
ゆ堪^ハ。其國人とち。我子物問ふ人の數^ハ。依が來^キ通^スふ

おとみ探訪抄。其地のふるまひ状も因さし免て。居あがらよも三陵志に説の正事を知ればあり。其て其三陵志の諸神記てふ書。新田宮。初不營廟殿云く。その由あれど。其は甚く寫し誤る依本あり。然るを已の藏に依古本の諸神記。八幡宮の五社別宮と云依條。新田宮者。雖降日向國不營神宮遷於薩摩國鎮座龜山と見えは。宮崎宮に下ゆも。新田宮。御神躰同于宮崎宮。雖降日向國不營神宮鎮座薩摩國龜山と有れむ。此は同書の諸社根元記と題せる異本。宮崎宮の下に薩摩國新田宮神躰同前。雖降日向國不營神宮鎮座薩摩國と出で。次に長門國龜山八幡宮云くとある。龜山字を薩摩國の下に在しが錯乱せり。斯て五所別宮に如の文を諸神記の文と一字も違は交ま。二十二社注式に異本の薩摩國新田宮神躰同于宮崎宮。雖降日向國不營神宮鎮座薩摩國龜山と有るを上の二本に同し。是より前。長門國龜山八幡宮同國阿弥陀寺。八幡三所同于龜山。龜山之末社也とあり。ま。神社鎮坐代記と題せる一本の五所別宮云。外の文も諸神記と同文あるが。長門八幡宮を注式本と同く。長門龜山八幡宮同國阿弥陀寺。八幡三所同于龜山。龜山之末社也と記せり。今攷ふ依は。此を右に諸社根元記。新田宮の文ある。龜山字を長門八幡宮に錯乱せる。次に誤を承來れり。疑ふ。其は長門八幡宮。貞現元年。行教と云へ依僧が。男山八幡宮。述し祭れ。と云。右の書等も記せれ。龜山之末社とあり。誤あり。是諸神記にふ書。吉田ト部家。て。古説に拾ひ。次に記し遺せる物と見ゆ依が。中のみ。此新田宮の文は。古傳のいよ正した説ゆを有ける。其は此宮の神體。宮崎宮の同じと云るは。例の故實知らぬ。彼家説ふ。其有れ。其文に依て攷ふ依。雖降日向國云く。

摩國龜山と有るを上の二本に同し。是より前。長門國龜山八幡宮同國阿弥陀寺。八幡三所同于龜山。龜山之末社也とあり。ま。神社鎮坐代記と題せる一本の五所別宮云。外の文も諸神記と同文あるが。長門八幡宮を注式本と同く。長門龜山八幡宮同國阿弥陀寺。八幡三所同于龜山。龜山之末社也と記せり。今攷ふ依は。此を右に諸社根元記。新田宮の文ある。龜山字を長門八幡宮に錯乱せる。次に誤を承來れり。疑ふ。其は長門八幡宮。貞現元年。行教と云へ依僧が。男山八幡宮。述し祭れ。と云。右の書等も記せれ。龜山之末社とあり。誤あり。是諸神記にふ書。吉田ト部家。て。古説に拾ひ。次に記し遺せる物と見ゆ依が。中のみ。此新田宮の文は。古傳のいよ正した説ゆを有ける。其は此宮の神體。宮崎宮の同じと云るは。例の故實知らぬ。彼家説ふ。其有れ。其文に依て攷ふ依。雖降日向國云く。

云云語を宮崎宮に坐す。八幡三柱神に御事と志すは都
み叶は交。新田宮は本と志す。通く藝命のねはし坐せざる故
り。かゝる古説の有しあり。新田宮の迹く藝命の坐す
事あり。ふらぐ橋三喜と云ふ人の一宮巡詣記と云物に延
宝三年十月十二日鹿兒島を出て十三日小千原の荊田八
幡詣り詣り此社を瓊々村守あり。埃の陵あり。後古木
志りり。前より丸き小池あり。外に陵二あり。寄石を疊み
井垣して有り。山より神多しと記せるが有らみ。是を
古き物細見え移す。右に三陵志れみ見てむ。国人の強
説とける倫も有らざるを諸神記の文に抑天津日高彦穗
依てぞ其説の正なる事も知られり。通く藝命御天降れ初ま
今日向國臼杵郡ある。高千
穂峰の著賜へ依り。其より志す。今の大隅國贈於郡れる。
高千穂曾履里山に移り幸し。頓企とて國覓と志す。吾田

郡志依笠狭の御碕の宮敷坐せ依事此趣也。既の注せぬ
如くれる。故右に古説に。雖日向國不營神宮遷於薩摩
國也。は云依あり。御天降の當昔ま日向あり。高千穂峯
移幸せると云ふや。その師考あるを。右に己が考をも
添て。第百三十八段の徴と傳とる。委く記せるを見べし。
けて此古説を。笠狭に御碕の宮敷ませ依傳を漏せれや。
古事記神代紀の。其趣見えぬ。堅實も三陵志の云如
く。後の高城郡ある。八幡山に域の宮所を遷し賜りり。
其傳二典の漏る依を。古風土記あると逸文のや有けむ。
鎮座龜山と云事也。適うたの諸神記の殘る依を。此書に
たしれ。賜物ありり。此諸神記の卷末の例のト家
風。神祇長上ト部朝臣從二位

と署し。弘治二年書字の奥書も有れど。何人の記と云ふこと
も詳ならず。中かかれ兼俱が説をも奉とれを。其裔ある
人の記せる物あるも。右に丈あるを。此家の
人れ杜撰あるを。思ひ寄べき事やは非也。然れを邇く
藝命崩御して。即ち大坐はせる宮れ邊に。御陵を造りて
て葬奉れ依が。謂ゆる埃山亀山ありて。後其前小宮城造
りて。新田宮と申せ依を。復後八幡神字別殿に副祀り。
其よりありて。八幡宮とも申し。其山城八幡山とも稱する
依を。和名抄に。薩摩国高城郡に。新多郷あり。然るに諸
陵式に。日向埃山陵と出と依。日向と。素と誤り。廟陵
記に。今薩摩国類娃郡と云るは。地名に相似るを。新田
宮此事を知ら依故此誤る依を。師はこ上げ古説を思ひ

落されし故に。頼小廟陵記の言ありて。高城郡と。類娃
郡と接の交は。高城郡に在てふ説も。信られ然趣に論は
まゐり。然れど此をれを。考れ鹿かとし也。彼国の四
類娃郡も。南の端。開聞岳のある域あり。北に次り河辺
郡。次に阿多郡あり。笠狭の御前河原域あり。次に日置郡
次に薩摩郡。次に大郡ありて。次に高城郡あり。皆西の海
辺に。新田宮の地より。類娃郡まで。間五郡を扶みて。
直徑大に二十里餘あり。扱まて此宮あり。東に。其よ
よそ六七里放りて。大隅国曾於郡に。高千穂山あり。其よ
そや。西北桑原郡に。穂く出見。余の宮趾在。○故是佐久
夜毘賣命者。坐駿河國福慈岳淺間社也。駿河國の事は。志
賀。高穴穂宮の御卷に云ふ。珠流河國造れ。けて福慈岳
は。即ち富士山あり。和名抄郡郷部に。富士。浮志とあり。諸書

おはと不盡。布士。不自。富岷。あや。尚色く。名書依た。福慈。此
省言れり。抑福慈と書依字は。常陸風土記の所見ぬる。此
此は富久士也。も。布久士とも讀む。ね布也。其は既ぬ出
ぬる氏也。伊福部字。五百木部也。も。梅。御吹玉字。御富伎
玉也。も云。を思ふ。此山此名は。も。富久士。あ。こ。城。布
久士と云。省。た。て。富士也。云。と。通。ゆ。れ。を。れ。り。福。は。布
此假字のも用。び。ぎ。字。あ。ま。た。福。慈。を。乃。つ。じ。を。読。む。思
牙。れ。也。後。も。熟。く。思。へ。む。さ。は。必。ホ。ク。こ。を。読。み。書。と。る
也。然。ら。は。富。久。士。は。何。れ。る。義。あ。ら。む。と。云。ふ。富。は。穂
れ。り。久。士。也。か。此。高。十。穂。之。久。士。布。流。峯。此。久。士。と。同。く。奇
れ。義。也。此。山。の。卓。れ。て。高。く。天。進。て。穂。の。如。く。奇。雪。の

立ぬる義れるを。其郡名を富士と云。此山此立ぬ依
故の名を依べし。下。引。く。都。良。香。朝。臣。の。富。士。山。記。古
未を達。牙。し。説。あり。山。の。形。を。伊。勢。物。語。今。昔。物。語。ど。も。
ち。何。ち。の。様。と。云。を。伊。勢。物。語。塗。篋。本。よ。大。が。さ。の
や。う。と。云。い。為。家。御。筆。本。ハ。あ。り。ハ。ち。り。山。と。あ
む。云。り。と。て。共。常。の。本。也。あ。は。ち。は。ほ。じ。の。や。う
あ。ち。む。有。り。依。也。云。へ。る。文。也。天。野。信。景。が。説。よ。海。濱。の
あ。そ。び。て。塩。竈。の。煙。を。見。し。よ。砂。を。あ。ち。免。て。堆。を。あ。し。畦
を。飛。去。潮。水。來。り。て。砂。畦。を。ひ。ぬ。日。く。わ。か。く。ち。て。山。様
字。故。く。り。日。は。ち。ら。ち。此。字。塩。尻。と。い。ふ。実。は。富。士。の。形。に
似。と。記。と。云。別。々。人。の。説。も。有。り。て。神。世。れ。故。事。也。此
ま。ど。余。に。此。説。を。然。る。を。く。お。ち。也。山。名。れ。聞。え。ぬ。依。也。常。陸。風。土。記。筑。波。郡。の。所。也。古。老。曰。昔
神。祖。尊。巡。行。諸。神。之。處。到。駿。河。國。福。慈。岳。卒。遇。日。暮。請。欲。富
宿。此。時。福。慈。神。答。曰。新。粟。初。嘗。家。内。諱。忌。今。日。之。間。冀。許。不

堪。於是神祖尊。恨罪告曰。即汝親。何不欲宿。汝所居山。生涯
之極。冬夏雪霜。冷寒重襲。人民不登。飲食勿奠者。神祖尊於
夜能美古登と訓み。新粟初嘗ハ。和勢能迹比。那米志野と
よ。家内諱忌ハ。夜奴知も能伊美。勢理と訓べし。万葉十
四。羅ぞこの屋ハ。戸れそぶ。迹布奈未。我カ。夫を也
ゆて祝ふ。あれ戸を。有る哥。あて知。忍し。其餘の文。全
き古訓よ。え読。おとし。其意を得。更登筑波。岳。示請。容止。
漢文の。はく。よも読。て在。るべし。此。時筑波。神答曰。今夜。雖新粟嘗。不敢不奉。尊旨。灾設。飲食。
敬拜。祗承。於是神祖尊。歡然語曰。愛乎我胤。魏乎神宮。天地
並齊。日月共同。人民集賀。飲食富豊。代々無絶。日々彌榮。千
秋萬歳。遊樂不窮者。雖新粟嘗ハ。亦比。那米須。祀。母。也。訓
理。迹と訓べし。然。て此。件も。万葉。十四。比。下。総。哥。み。あ。ち。ど
己の。葛。飾。と。せ。を。嘗。ま。と。え。其。か。ち。あ。し。き。な。戸。も。あ。て。え。や

と詠るを思ひ合せて。知。を。し。右。ニ。首。れ。意。ま。く。新。嘗。ま。る。
時。小。物。忌。して。外。よ。己。人。の。來。る。事。を。も。思。ふ。り。し。事。あ。ど。
第。四。十。二。段。新。嘗。の。所。ハ。師。説。を。奉。て。奉。く。説。と。る。を。見。べ。し。是。以。福。慈。岳。常。雪。不。得。登。臨。
其。筑。波。岳。往。集。歌。舞。飲。喫。至。于。今。不。絶。也。と。所。見。と。依。是。あ。
了。此。傳。ハ。神。祖。尊。と。何。依。た。大。山。津。見。神。を。依。と。大。山。祇。御。
祖。命。と。も。申。せ。ば。其。れ。る。彦。く。福。慈。神。ハ。咲。耶。毘。賣。命。れ。
ら。む。也。誰。後。そ。死。の。思。ふ。を。起。事。あ。れ。ど。孰。く。の。事。趣。を。按。
ふ。依。る。是。祖。也。例。ハ。母。を。い。ふ。祖。也。女。神。と。聞。え。福。慈。神。
は。多。男。神。の。古。也。思。え。依。然。れ。を。此。は。大。山。祇。神。咲。耶。毘。賣。
命。は。非。交。然。ハ。云。牙。誰。神。等。あ。ら。む。と。云。こ。也。神。典。の。思。ひ。
合。ち。る。き。神。無。れ。は。此。を。咲。耶。毘。賣。命。の。い。は。ど。此。山。不。鎮。

坐^{マサ}らるる前^{マサ}より。此地^{コノチ}を宇^ウ斯^シ波^ハ伎^キ居^キませる神^{カミ}ありし故^{ユヘ}なり。
富^ホ慈^シ神^{カミ}と申し。神^{カミ}祖^ソ尊^{ソノ}とは。山^{ヤマ}祇^ギあらまとも。其^{ソノ}母^{ハハ}神^{カミ}もぞ
有^アりむ。然^{シカ}れむ富^ホ慈^シ神^{カミ}の伊^イ吹^{フキ}山^{ヤマ}をうまはりる神^{カミ}を伊^イ吹^{フキ}神^{カミ}と云^{イハ}ひ筑^{ツク}波^ハ山^{ヤマ}より住^{スミ}先^{サキ}
る神^{カミ}を筑^{ツク}波^ハ神^{カミ}といふ類^{ルイ}あるべし。然^{シカ}思^{オモ}ふとしは。神^{カミ}名^ナ式^{シキ}なり。
多^{オホ}うれば其^{ソノ}同^{ドウ}じ類^{ルイ}と志^シるべし。然^{シカ}思^{オモ}ふとしは。神^{カミ}名^ナ式^{シキ}なり。
富^ホ士^シ郡^ノ浅^{アサ}間^ノ神^{カミ}社^ノより並^{ナリ}傍^{ナリ}て。富^ホ知^チ神^{カミ}社^ノより載^ノられし依^ヨ社^ノなり。
富^ホ國^{クニ}に神^{カミ}階^ノ記^シ。正^{マサ}五^{イヒ}位^ノ下^ノれ所^ノなり。福^{フク}地^チ天^{アメ}神^{カミ}と記^シし。從^{ヨリ}五^{イヒ}位^ノ
上^ノの所^ノなりは。福^{フク}地^チ祇^ギとも出^デせるが。此^{コノ}社^ノ今^{イマ}現^アなり。大^{オホ}宮^{ミヤ}町^ノ
に在^アりて。福^{フク}地^チ權^{ケン}現^{ゲン}と云^{イハ}ふ由^ユあり依^ヨ社^ノなり。其^{ソノ}浅^{アサ}間^ノ大^{オホ}宮^{ミヤ}に神^{カミ}主^{ヌシ}富^ホ
士^シ氏^ノに家^イれる古^コ記^シなり。地^チ主^{ヌシ}福^{フク}地^チ明^{メイ}神^{カミ}と仰^{オホ}る由^ユありはれ
り。但^{シカ}しかく云^{イハ}はれど。慈^ジと地^チや仮^カ名の達^{タク}子^シる。疑^{ウタガ}ひを
あり。去^サり人有^ニたりれど。タチツとサレヌ。相^{アイ}通^{トウ}ふ音^ネよりて。万^{マン}

葉^{エフ}も天地^{アメノチ}を阿^ア耨^{ノウ}都^ト持^チて。故^{コノ}母^{ハハ}と云^{イハ}ふ類^{ルイ}なり。
多^{オホ}うるを思^{オモ}ふなり。式^{シキ}より伊^イ勢^{セイ}國^{クニ}朝^{アサ}明^{メイ}郡^ノに布^フ自^ジ神^{カミ}社^ノに櫻^{オウ}
神^{カミ}社^ノ相^{アイ}近^{チカ}く載^ノられし由^ユあり。社^ノありるべし。櫻^{オウ}神^{カミ}社^ノに今^{イマ}
も櫻^{オウ}村^ノと云^{イハ}ふ在^アり。布^フ自^ジ神^{カミ}社^ノに大^{オホ}夫^フ智^チ村^ノに云^{イハ}ふ在^アりて。
今^{イマ}に布^フ自^ジ權^{ケン}現^{ゲン}と云^{イハ}ふ。和^ワ名^ナ抄^{セウ}甲^カ斐^ヘ國^{クニ}都^ト苗^{メウ}郡^ノに福^{フク}
地^チ郷^ノあり。富^ホ士^シより近^{チカ}く近^{チカ}く。由^ユあり。地^チ名^ナありるべし。然^{シカ}
て筑^{ツク}波^ハ郡^ノ筑^{ツク}波^ハ山^{ヤマ}の事^{コト}に今^{イマ}の要^{ヨウ}とあり。事^{コト}あり。古^{コノ}
志^シ貴^キ瑞^{ズイ}垣^{ケン}宮^ノに御^{ミコト}卷^{マキ}筑^{ツク}波^ハ山^{ヤマ}に所^ノに云^{イハ}ふ。俟^{マツ}たりし。古^{コノ}
く。此^{コノ}山^{ヤマ}に奇^キ聖^{セイ}れる由^ユを稱^{ホウ}牙^ガと依^ヨ社^ノなり。万^{マン}葉^{エフ}三^{サン}卷^{クワン}山^{ヤマ}部^ノ赤^{アカ}人^{ヒト}。
望^{ノゾミ}不^フ盡^{ジン}山^{ヤマ}歌^カなり。天^{アメ}地^チに分^ワきし時^{トキ}也^{ナリ}。神^{カミ}佐^サ備^ビて。高^{タカ}く貴^キ地^チ駿^{セン}
河^{カハ}あり。布^フ士^シに高^{タカ}嶺^ネを。天^{アメ}原^{ハラ}振^フ放^フ見^ミれむ。度^{タク}日^{ニチ}に陰^{カゲ}も隠^{カクレ}ろ
ひ照^テ月^{ツキ}に光^{ヒカリ}も見^ミえ交^マ白^{シロ}雲^{クモ}も。伊^イ去^キはれど。時^{トキ}自^ジ久^クそ。雪^{ユキ}
と落^フり依^ヨ社^ノに語^{コト}お言^{イハ}ひ継^{ツグ}ゆむ。不^フ盡^{ジン}の高^{タカ}嶺^ネは。畧^{リョク}解^ゲみ。振^フ放^フ
さけに遠^{トウ}く仰^{オホ}き見^ミるあり。隠^{カクレ}るひたかく。ゆを延^{ノビ}云^{イハ}ふ。伊^イ
去^キはれど。伊^イに祭^{マツル}語^{コト}は。あは。雲^{クモ}も此^{コノ}山^{ヤマ}に越^ワがて

小して滞ると云あり時自久を非時とも書て時あらぬ
 と云あり語おぎ言継りむは末のせまで語り継れむ
 云云ことを何や重孫友歌也田兒此浦也打出て見れ
 ば真白也ぞ不盡此高嶺也雪ハ零けるはと同卷也奈麻
 余美此甲斐の國打縁はる駿河此國のちちごち此國の
 三中ゆ出立依不盡の高嶺ハ天雲も伊去はかり飛鳥
 も翔も上ら更燎火子雪もて滅ち落雪を火もて消却
 言ひ養得に名けも知らぬ雪くも座す神が後石花海と
 名付て有依も彼山此堤也る海ぞ不盡河と人此渡るも
 其山此水のぬぎちぞ日本此山跡國の鎮也も座に神り
 も寶とも成れる山のも駿河ある不盡此高峯ハ見れ也

飽魚りも螺解云奈麻余美乃打縁流也枕詞こちおちた
 此山也神と云へ也石花海とハ鳴沢の事也山上の峯
 あまと廻りて今此道一里はあり湖あり故也其山の
 ちり也続後紀真福寺此僧の長哥也本此野馬墓此國
 とと先依と此哥とのみあり此枕詞にて日のもと也
 不盡河と人の渡るも其山此水のとぎちぞハ詠也れ
 ぞ此河実也富士より落る水も非也信濃のハが嶽よ也
 おける反歌也不盡嶺也零れく雪を六月也もち消也
 是は其夜ゆりり也布士此嶺字高み恐也天雲も伊去は
 ばか也田菜引く物を此山を詠る歌是らなり古也有
 古也然れ也天地の分れし時神は依てと云牙依
 如く神せと立る事は云も更也和漢合運圖あど
 既交年代記の類

まゝ林羅山の神社考より引れり。富士縁起あどゆ。孝安天皇九十二年六月、富士山涌出と云ひ、或て孝安天皇の五年、近江国了水海津、駿河国了富士涌出、はと漢文とも云へ、説あれど、旧交俗説より取るに足らず。章は、本朝文粹の、都良杵朝臣に富士山記の、富士山者在、駿河國、峯如削成、直聳厲天、其高不可測、歷覽史籍所記、未有高於此山者也。其聳峯鬱起、見在天際、臨瞰海中、觀其靈基、所盤連、亘數千里間、行旅之人、經歷數日、乃過其下、去之顧望、猶在山下、蓋神仙之所遊萃也。此文、其高不可測、は直より立れぬ、九十六町といひ、或て二十五六町あり、あども云へまど、實ハ地平より三十二町許りの直徑あり、む承和年中、從山峯落來珠玉、玉有小孔、是仙簾之貫珠也。貞觀十七年十一月五日、吏民仍舊致祭、日加午、天甚美晴。

仰觀山峯、有白衣美女二人、雙舞山嶺、上去巔一尺餘、土人共見、古老傳云、山名富士、取郡名也、山上有神名、淺間大神、神社考より引れり、此山、古縁起より、孝安天皇九十二年六月、富士山涌出、初雲霞飛來、如穀聚、無險阻、後頂上五磐石出、其落下、跡作溪塵、取郡名、而曰富士山、形似合蓮華、絕頂八葉、層層、中央有大窪、窪底湛池、水似合蓮華、絕頂似初月、穴中或燃出黑烟、雨土砂、或白雲、金光、映徹、現鬼神形、赤黑色、承和三年、春、垂珠簾、雨玉、四方、負規、五年、秋、白衣神女出現、雙立舞遊、時、火炎揚、有日光、此山高極、雲表、不即祭之、号火御子、云々、とも見えり、此山高極、雲表、不知、幾丈、頂上有平地、廣一許里、其頂中央窪下、鉢如炊甑、甑底有神池、池中有大石、鉢驚、奇宛如蹲虎、亦其甑中、常有氣蒸出、其色純青、窺其甑底、如湯沸騰、其在遠望者、常見烟火、亦其頂上、匝池生竹、青紺、柔煖、宿雪、春夏不消、此節、下子、奉子富士山

志の九合目及び頂上此説と合せ考ふべし昔も今も易
らけりあり、甄と云ひ池や云ふは、即ち謂ゆる内院あり、唯
是文中の池生竹と云ふ事也、今探、山腰以下生小松、腹以
ゆる、思合さ成、事れしと云、

上 無復生木、白沙成山、其攀登者止腹下、不得達

上以白砂流下也。相傳昔有役居士。得登其頂。後攀登者皆點額於腹

下。有大泉出腹下。遂成大河。其流寒暑水旱。無有盈縮。山東

脚下有小山。土俗謂之新山。本平地也。此件は下引く富

士山志の八合目よ

こ以下麓に至るまでの有状を合せ考ふべし。役居士と

は、彼役直小由を云ふ。居る異本は處ともあり。同じ義也。

山、中村の湖に流れて相摸の謂ゆる馬入川とあるを云、

かや、猶是外に御紀に見えたる本栖海、割海に灰を埋れ

る残り、小湖をばじ、某湖、水海と云、その麓

と云ふ山あり、詳あらば、交、国、國よりりて、灰あり、山中

村の湖に東南よりあり、うお坂と

云ふ、丘あどを云、るも有べし。延暦二十一年三月。雲霧

晦冥。十日而後成山。蓋神造也。抑是山の荒とる事

此。紀に見えと依え。光仁天皇紀。天應元年七月。此下。癸

亥。駿河國言富士山下雨灰。之所及木葉凋萎。と何依を

初めて。日本逸史。延暦十九年六月。此処。癸酉。駿河國言

自去。三月十四日。迄四月十八日。富士山。山巔自燒。晝則烟氣

暗暝。夜則火光照天。其聲如雷。灰下如雨。山下川水皆紅色

也。同二十一年正月。此処。乙丑。是日。敕。駿河相摸國言。駿

河國富士山晝夜恒燎。砂礫如霰者。求之。卜筮。占曰。于疫宣

令兩國加鎮謝云。五月。此所。甲戌。廢相摸國。足柄路。開

菅荷途^ヲ以^テ富士燒碎石塞道也。れど有^レ也。於^レ下^ニも云^ハ修^シ。
古^クれ菅根の山道を開^キる始^メあり。菅根古^クく菅荷と
も云^ハしあり。良香朝臣の文^ヲ。延曆二^ノ十一年三月云^ク。也
記^スれ^ルと^ス。此^ノ頃^ニあ^リし事^ナるべし。万葉^ノ十一^ノの^ノ吾妹^ノ子
の相^ノ縁^ヲ依^テを^テあ^み。駿河^ニある。不^レ尽^ノの高嶺^ノの燒^キけ^ルり^ニ在^ルむ。
○淺間社は。神名式^ニの。駿河國富士郡^ニの。淺間神社名神大
少^クの^ノ是^レあり。今^ニ諦^ミ。大宮村と云^フ。大社^トして在^ル。神
主^ト大宮司と云^フ。富士氏^ヲを稱^ス。當^ノ社の北^ニ乃^チ方^ニの。御^ノ手^ノ
集^ル。駿河^ノの富士^ノや云^フ所の池^ノ。色^ハく^クある玉^{あり}。兼^テ盛
くと云^フ。それ^ヲ臨時^ノの祭^ヲし^ルる日^ニもみ^て哥^ハは^まる^レ仕^ふ
を^テ敷^キ數^ヲを^テや^らむ。吾^ノ妻^{アリ}。御^ノ手^ノ洗^ハ川^ノ。文^ノ德^ノ天皇^ノ紀^ニの。仁
の底^ノ。わ^く玉^と詠^ム。是^レありと^ス。 貞^ノ觀^ノ元年^ノ正月^ノ廿七
壽^ノ三^ノ年^ノ七月^ノ甲^ノ午^ノ。以^テ駿河國淺間神^ヲ。預^テ於^テ名神^ニ。壬^ノ寅^ノ。特^ニ加^テ駿
河國淺間大神^ヲ。從^テ三位^ニ。清和天皇^ノ紀^ニの。貞^ノ觀^ノ元年^ノ正月^ノ廿七

日。駿河國從三位淺間神正三位れど有^レ也。其^ノ祭^ノ神^ト。一宮
記^ス諸神記^ヲを始^メ。諸書^ニの。木花開耶姫命^トと云^フ。是^レ然^ル。説^ス
あり。然^レ。林羅山^ノの神社^ヲ考^メ引^レれし。富士^ノの古^ク縁^ヲ起^メを
始^メ。諸書^ニの。昔^ノ夫^ノ婦^ト。て。鷹^ノを^テ愛^ス。其^ノ翁^トと^ス。犬^ノを^テ飼^ハす
依^テ。と^ス。有^ルる^レ。竹^ノの^ノ節^ノ中^ニより。奇^キ。あ^く女子^ヲを^テ得^テ。養^ハひ
り^し。其^ノ依^テ。し^き。少^シ。如^クと^ス。成^レれ^ル。是^レ。名^ナま
云^フ。此^ノ女子^ノ後^ニの。富士淺間神^トあり。翁^トを^テ愛^ス。鷹^ノ明^ノ神^ト也。
又^テ。姫^トを^テ大^ニ飼^ハす。明^ノ神^トと^ス。成^レれ^ル。や^云。説^ス。あれ^ど。其^ノ前^ノの^ノ事^ナ
識^ス。ち^のの^ノ辨^ヘ。と^ス。説^ス。等^{アリ}。あ^り。今^ニ更^ニ云^フ。但^シ。愛^ス。鷹^ノを
今^ハ。あ^り。し^き。う^ら。云^フ。富士^ノよ^り。西^ノ南^ノの^ノ方^ニ。三^ノ里^ノ許^ニ。放^テ
れ^ル。る^レ。所^ニある^レ。山^ノ。名^ナ。あ^り。其^ノ辺^ニ。人^ノ。穴^ノ。村^トと^ス。云^フ。あ^り。て^テ。謂^フ
カ^ク。富士^ノの^ノ人^ノ。穴^ノ。草^ノ。子^ヲを^テ始^メ。數^ノの^ノ書^ヲ。其^ノは^レ。既^ニ。注^セ。依^テ。如^ク
見^エ。て^テ。世^ニ。普^ク。知^レ。る^レ。と^ス。あり。 其^ノは^レ。既^ニ。注^セ。依^テ。如^ク
く。伊^ノ勢^ノ。此^ノ朝^ノ熊^ノ社^ヲを^テ古^クも。今^も。常^ニ。あ^り。は^の。社^トと^ス。云^フ。を^テ。
富士^ノ山^ノの^ノ淺間^ノ字^トも。阿^ノ佐^ノ麻^トと^ス。云^フ。朝^ノ熊^ノ此^ノ省^ノ語^{アリ}と^ス。

前云依人も有るは實然依言と通也依の彼伊豆國
雲見山に坐す。石長比賣命をも。淺間神と申せば。此之兄
弟二柱よりわさる御稱と聞ゆまはあ也。俗よ富士淺間
まよ彼伊豆依をも。雲見の淺間といひまよ其雲見山
の頂上よりハ葉といふ峯あるあざも同じ趣あるま
と伊勢の朝熊山を常々淺間山と云ひ信濃國の淺間山
の神をも。石長比賣命とも。木花開耶毘賣とも云ひり
其頂上よりハ葉といふも有りて恒して彼朝熊社に石
を焼て存あども思ひ合ふべし。乃て彼朝熊社に石
長比賣。咲耶毘賣共あり。力合せ坐はせば雲見山に。咲
耶毘賣命も坐す。福士山に。石長比賣命も坐す。城雲
見山。松石長比賣とし。福士山を咲耶毘賣と改るは。各々
其山に主神と坐す故ある也所思也。其えちの外あり。高
高産靈神社と

申して。神皇產靈神も坐す。伊那那美神社と申して。伊
那那岐神も坐す。類の社に多りるをも思ひ合ふべし。
叔保。清和天皇紀に。貞觀六年五月廿五日庚戌。駿河國
言富里。郡正三位淺間大神。大山火。其勢甚熾。燒山。方一二
許里。光炎高二十許丈。有雷地震三度。歷十餘日。火猶不滅。
焦巖崩嶺。沙石如雨。煙雲鬱蒸。人不得近。大山西北有本栖
水海。所燒巖石流埋海中。遠三十許里。廣三四許里。高二三
許丈。火焰逐屬。甲斐國。印本。大山に下り。火字を落せ
字を改む。下これ同じ。七月十七日辛丑。甲斐國言駿河
國富士大山。忽有暴火。燒梓崗巒。草木焦熱。土錄石流。埋八
代郡本栖。并剗兩水。海水熱如湯。魚鱉皆死。百姓居宅。與海

共埋。或有宅無火。其數難記。兩海以東。亦有水海。名曰河口。海。火焰赴向河口。海木栖剝等。海未燒埋之前。地大震動。雷電暴。雨雲露晦冥。山野難辨。然後有此災異焉。かくて同年八月の如し。五日己未。下知甲斐國司云。駿河國富士山火。彼國吉上法之。若龜云。淺間名神祇宜等。不勤齋敬之所致也。仍應鎮謝之狀。告知國司。宜亦奉幣。解謝。云云。見也。同七年十二月廿九日。丙辰。敕甲斐國八代郡。立淺間明神祠。列於官社。即置祝禰宜。隨時致祭。先是彼國司言。八代郡暴風大雨。雷電地震雲霧杳冥。難辨山野。駿河國富士大山。西峯忽有熾火。燒碎巖谷。今年八代郡擬大領。無位伴直貞。負託宣云。我淺間明神。欲得此國齋祭。項年爲國吏。成凶咎。爲百姓病死。然未曾覺。

悟。仍成此恠。須早定神社。兼任祝禰宜。潔奉。爲真負之身。或伸可八尺。或屈可二尺。變體長短。吐件等詞。國司求之。卜筮所告。同託宣。於是依明神願。以真負爲祝。同郡人件秋吉爲禰宜。郡家以南作建神宮。且令鎮謝。印本件等詞の下。の國本。抄れ。已。然。て。此。託。宣。子。從。と。き。て。前。子。決。之。著。龜。云。淺間名神。祇宜。祝等。不勤。齋敬。之。所。致。也。と。有。る。と。ト。筮。子。誤。れ。る。の。似。と。雖。然。異。火。之。變。于。今。未。止。遣。使。者。檢。察。埋。剝。海。已。穴。の。し。と。雖。然。異。火。之。變。于。今。未。止。遣。使。者。檢。察。埋。剝。海。千許町。仰而見之。正中。最頂。飾造社宮。垣有四隅。以丹青石立。其四面石。高一丈八尺許。廣三尺。厚一尺餘。立石之門。相去一尺。中有一重高閣。以石構營。彩色美麗。不可勝言。故請齋祭。兼預官社。從之。とあり。印本。子。恒。子。誤。り。厚。を。原。の。誤。れ。已。今。一。本。の。從。れ。已。

けて此紀文の割海とあ依を。彼万葉三の長歌の石花海
と云依と。稱の同文を以て。諸書に打混ひたる説のみ多
く聞ゆれども。此の元と別處あり。其はまが万葉あり
は。石花海と名付て有依も。彼山に堤ある海と有れば。
富士山記の。其頂中央窪下躰如炊甑。甑底有神池。云々云
依所まで。謂ゆる八葉の内院云々と著し。かくて万葉
十四の駿河歌の。布自能多可禰乃。奈流佐波能其登。ま
其或本。伊豆能多可禰能。奈流左波奈須與。と云牙依鳴
澤ハ。即謂ゆる石花海あり。加茂翁の説ま。是れ同じ。其
万葉考六卷。右駿河哥の所よ。しじ此鳴沢の嶺上より廻り
今道一里許りの穴あり。昔より水あり火有り。相あはるふ

の。涌りする音高かりしと云。延暦十二年。まが負觀の
比。了も甚く焼てのち。火も上ら。水も湛。牙依を。涌ると
も無く。烟も絶て。其後。室永。おた。山の半。牙焼出。とゆ。注
ゆれ。千蔭。を。此説。子。從。ひ。う。彼。長。哥。下。石。花。海。と。云。
鳴沢の事あり。山上の峯。あり。まが。廻りて。今の道一里許りの
湖あり。故に其山の。お。免。ると。云。と。注。せ。る。と。然。る
澤。と。通。れ。ど。御。紀。の。謂。ゆ。依。割。海。は。文
割海と。混。れ。説。と。非。あり。抑。御。紀。の。謂。ゆ。依。割。海。は。文
名。大山。西北。有。本。栖。水。海。と。云。ひ。埋。八。代。郡。本。栖。並。割。兩。水
海。と。有。れ。む。富士。頂。上。を。り。西北。を。避。れる。甲。斐。に。八。代。郡
の。本。栖。海。と。相。並。る。湖。に。名。あり。山。上。形。ら。ぬ。と。甚。明
れ。也。故。國。圖。の。と。て。攷。ふ。依。り。頂。上。を。り。西北。の。麓。乃。八
代。郡。の。本。栖。村。と。云。が。有。て。湖。あり。是。れ。少。く。北。に。倚。て。
精進村と。西湖村と。並。び。る。各。小。湖。あり。本。栖。村。を。乃。閑
所。ある。地。あり。

西湖村の郎北大石峠にて此より西湖を東はやめて
も関所あり其村字上芦川と云ふ西湖を東はやめて
都留郡にて鳴澤村あり乃西湖村は東の河あり此鳴澤
の近く大石川口浅川船津小立勝山大嵐長濱など云ふ
八村を包まれて上は本栖精進西湖の三を合せぬ依を
とも大れる湖ありと云へ御紀の謂ゆる河口海れるをし
其は本栖割兩海の以東とあり然れど此村より西湖鳴
の方位いと能く合すれをり澤あり然れど此村より西湖鳴
澤あり云ふ名あり流る頂上なる石花鳴澤あり吹出たる
砂石の埋りぬる故字もて甲斐國司に私にむらぬ依名
を聞えしなり其は駿河國に上言ふは本栖を云ひ水海と
云ひて割海と云はる故甲斐國司の言上る始て割

海と記せ依を以ても知登し是より石花海鳴沢の名を
云ふが末ありと云へか著明あり非也西湖を決絶
て紀文の割海ありを其東より河口海あり對へり
去りて西湖と書くる依べきを今も西湖といふ由あり
也故今も古より復してせむしは讀めり凡て此辺り
に富士の八海とて一須土海に村あり二山中
海に山中の関に旁あり三明見の海に明見あり
四河口の海に河口村あり五西湖の海に西湖あり六
は精進海に精進あり七本栖海に本栖あり八
志比礼の海は志比礼あり七て其甲斐國司に文あり郡家以
南に建神宮とあり國司に當時顯に作と依宮を云ひ
仰而見之正中最頂飾造社宮と有るは彼割海と名らし
水海を十町許に埋みしる其頂上なる所あり神に御
稜威もて其幽界れる社宮を現して神威の嚴きさは字

示し給へる物あり。然れを此は當時二月三月に間あり
存り先。後には幽世に藏り給ひし事也。言ふも更あり。此
を既ち第百三十一段伊古奈比咩命の下まに阿波、謂
咩命の所あるに委く注せるを思合せて悟る所也。はて
其國司に創造りて。官社に申し行いぬりし社を。神名式
系。甲斐國八代郡の淺間神社名神大とあり社ありて。其祭
神を。一宮記を始也。諸書に。木花開耶姫命と云流が如し。
其社地今も都留郡に属きて。上吉田村に云ふ。然流に。此
委くを下の引く。富士山志の説めて知べし。
國此名勝志と云書に。後此摠國風土記。八代郡に殘缺也。
淺間神社。活目入彦伊狭智天皇八年己巳正月被祭之と
有流と。社傳を引きて。風土記に載るる神社也。今此山

宮あり。木花開耶姫命。相殿に瓊々杵尊。大山祇神を祀れ
也。貞觀年中に。今此社地に遷し奉れり。と云る。風土記の
説を信られぬと。其を凡て此摠國風土記と云もの。全く
まゝ其祭神を云へる説も。故實あり。山宮と云より遷
合はる事ども。多く交りこれあり。山宮と云より遷
せり云ふ社傳也。然も有流く所思也。そは彼富士山記
に。山上有神名。淺間大神と有流也。大宮に社あり非也。元
より吉田村に社を云ふも非は。此を謂ひる二合目の
在りて。淺間本宮といふ宮に事ありて。其を山宮とも云ふ
也。聞え。の於大宮。吉田に兩社也。新宮とも稱ふ由れは
れ也。但し新宮とは云ずと。其は山上の古宮に對して
そ云ず。大宮あり社也。既に仁壽三年に。名神に預り

給牙を更なり。吉田村の社も。貞観七年に鎮座して。兩社とも。式子載られ。恒に云ふ新宮の類。非交。然てかの名勝志。山宮に棟礼。永祿元年戊午仲冬吉日。神主伴重盛と有り。まゝ。神主重盛まで。五十八代とあり。今に至りて。伴氏代。祠職。字司。鎮座より。今天明二年まで。相統り。由を記せり。貞観七年に。伴真負が祝。や。あ。り。し。ゆ。り。天明二年まで。然れ。其山宮と云ふ社。ま。は。甚。古。九百十八年ある。然れ。其山宮と云ふ社。ま。は。甚。古。く有て。其。と。これ。仁壽三年。ま。は。前。の。は。は。大宮に社。城遷し。祀り。其。後。貞観七年。の。は。は。吉田村。へ。遷し。奉れ。る。物と知。其。は。共。の。山宮。城本宮とせ。儀。事。は。云。ふ。も。更。れ。也。但し。大宮村の社を建。と。紀。年。を。御。紀。い。見。え。れ。ど。有。る。を。何。に。扱。ら。れ。し。う。知。ら。れ。ど。も。上。り。引。と。り。光。仁。天。皇。紀。の。天。應。元。年。と。始。り。て。延。暦。十。九。年。同。二。十。一。年。あ。ど。み。富。士。の。焼。く。る。事。を。駿。河。国。よ。り。言。上。し。う。は。此。国。に。大。同。元。年。頃。に。そ。れ。社。子。立。む。こ。と。然。も。有。る。を。説。く。こ。と。

けりて貞観七年に大焼有し。延喜以前までは。煙立し。之見えて。伊勢家集。人。あ。ま。に。思。ひ。ま。依。の。に。富。士。の。社。は。我。が。お。や。や。か。く。絶。え。燃。ら。む。は。て。ハ。身。は。富。士。の。山。也。も。成。ぬ。る。の。燃。る。れ。が。た。の。煙。ぬ。え。ぬ。ば。れ。ど。詠。み。古。今。集。始。序。の。も。富。士。の。煙。ぬ。え。を。牙。て。人。を。出。ひ。や。書。記。と。ど。下。文。今。は。富。士。の。山。も。煙。ぬ。え。に。れ。也。也。有。る。を。思。ふ。是。頃。ま。で。の。煙。絶。え。也。然。依。の。日。本。紀。略。の。朱。雀。院。天。皇。承。平。七。年。に。所。り。十。一。月。某。日。甲。斐。國。言。駿。河。國。富。士。山。神。火。埋。水。海。と。云。ふ。也。有。れ。也。是。と。は。海。と。煙。立。り。り。其。は。更。級。日。記。の。山。の。頂。の。頂。ち。し。平。た。と。る。と。り。煙。を。立。れ。お。る。夕。ぐ。

まは。火に燃立も見也。云云。依りて知登し。更科日記を菅原孝標朝臣の
女に東下りの道記りて。年中に記せる書あり。然るを十六夜日記に。富士此山
炊見まば。煙もふくむ。父に朝臣に誘サツたれて。遠江トホツアサミ
此國はぞ見し。のば。富士此煙の末も。朝夕多し。のち見
えし物を。いぢれ。幸とさう絶し。問ふは。いづか。答ふ
依人ごふれし。誰タが方ぬ。必じ。果ての富士此根の。乃ち
これ末の見えに成らむ。古今此序の詞まで。思ひ出らま
て。云云。然れを此頃。ま。既ち絶と依れ。此此日記を。藤原為家
卿の後妻ありし。阿仁尼と云ふ人此許ふる事ありて。是
此頃。鎌倉下らゆ。時。記されと云物あり。是
と。後此物にては。宗良親王此李花集の。浮嶋が原をい

ちて。車返しと云ひし所と。甲斐國に入て。信濃牙
心づし侍としゆ。然れから。富士此麓を行先ぐり侍り
ちらば。山此姿の。方と。も同じ様に見えて。誠ゆゑぐ
いれし。北にぬし。南にありして。今日いこの。富士此麓を行
先を依らむ。信濃國に。行ぢきぬれ。送オクすの者。の牙し侍
りし。次ツギに。駿河ありし。人此許牙。申し遣はし侍りし。富士
此此の煙を見ても。君と牙を。淺間此嶽を。いかに。燃ヒ依と。
也有也。此を新葉をも。披ヒ合せて。今の。此御歌の據れ。を。興
要ある事此みよ出せるあり。國此頃。ま。煙の立ぬ。し。事志依し。是こよ。後の事は。博ヒロ
とも。致チカ牙。か。くて。近た世の大じ。荒アラび。た。寶永四年と

云ふ年此神火のぞ有る依。此事くさく、此書み記せる
中、寺島良安が書く、宝永四
年十一月二十三日、夜地震二度、鳴動不止、已刻富士山焼
炎高煙聳、焦土降敷十里、南至岡部、良栗橋、翌日稍止、又自
二十五六兩日、大燒、巖石碎飛、土砂焦散、灰埋原、及吉原之
地、高五六尺、至江戸之地、高五六寸、而所燒出者、大空穴、其
旁、贅生小山、呼、極宝永山といへるを、簡かして、精き説あ
る。まゝ、和訓栞、漢籍清異録、博山香爐、峯尖上、有一暗
竅、出煙則聚、而具直一穗、凌空、云くと有るを、引きて、世
いふ富士香爐あり、本草龍條、頭上、有博山と云、牙るを、
贅ありと云ふ。はて此山、今の姿し、現有狀は、富士山内
も然る事あり。はて此山、今の姿し、現有狀は、富士山内
記すいふ書、富士山ハ甲斐國都留郡の西南、曠野、此中
小兀立孤絶、山は東北、都留郡、西南ハ駿河國駿東郡、
富士郡あり。山足の曠野、甲斐駿河を合せて、周回三十八
九里許、れる所し。武田勝頼の願書、三州、跨ると書く
れど、甲斐駿河、此外、跨れる國あり、衆

みれ、駿河ハ四分の三、甲斐ハ其、一を有、と云、牙、也、
駿河ハ三分、ハ二、甲斐ハ其、一、字有、故、此、定説あり、毎年
六月朔日、登山開とし、七月廿七日、子山仕舞、と、
都留郡、と、り、登山路を、北口、云、ハ、駿河、と、登、る、路を、南口と云
ふ、は、北口、吉田口と云、北、南口を、須走口、村山口、大宮
口、云、ふ、寫、胤、云、駿、河、人、云、く、須、走、口、村、山、口、大、宮、口
あり、南と云、村山口、此、み、あり、然、れ、を、そ、末、ハ、至、り、て、
吉田口、須走口、と、合、ひ、村山口、と、大宮口、を、合、ひ、て、吉田
口、と、村山口、と、は、合、ハ、文、都、て、の、事、い、と、委、く、記、せ、る、か
か、る、違、い、あ、る、後、ハ、文、字、写、し、脱、せ、る、故、ハ、誤、り、と、云、
れ、依、る、各、く、村、名、を、以、て、呼、ぶ、也、須、走、村、山、の、二、口
し、と、云、り、大宮郡あり。○寫胤云、寺島良安説、富士山、隸、駿、州、凡、
關、東、八、州、望、之、山、形、不、異、唯、北、面、山、脚、長、南、面、殊、峻、也、吉
田口、大宮口、蹊、走、口、其、三、如、各、有、淺、間、神、社、坊、舍、神、職、有、之、
皆、謂、之、新、宮、と、い、い、井、蛙、抄、雜、談、部、の、哥、子、富士の山、お、か

じ姿を見ゆるのれ。あふ面も。出れと面も。と有るをも
思ふをし。須走より。須走下る。砂一夜の間。御上。上。上。と
云こと。書。筆。子も見え。人も云。ことあり。又。是。須。走。口。は。
走。口。も。浅。間。宮。あり。然。れ。と。宮。社。子。た。非。文。
山上八合目。至りて。吉田口。合し。村山口。大宮口。合
合。故。山。上。了。は。南。北。二。口。み。ぬ。已。南。を。表。と。し。北。を
裏。と。次。れ。ぬ。昔。と。北。口。城。登。依。者。多。し。富士。郡。浅。間。の
あ。北。口。を。登。る。吉。田。村。あ。る。浅。間。神。社。魏。然。と。る。大。社。の
を。例。と。し。る。なり。祭。神。は。彦。穗。瓊。杵。尊。大。山。祇。命。木。花。開。耶。比。賣。命。三
座。例。祭。四。月。上。れ。申。日。れ。已。二。合。目。小。室。社。子。上。れ。浅。間
也。云。ふ。子。對。子。て。當。社。字。下。れ。浅。間。と。云。れ。已。篤。胤。云。此。を
年。の。神。託。了。依。て。創。立。し。神。名。式。了。八。代。郡。浅。間。神。社。名。神
大。と。載。され。る。社。あり。今。た。都。留。郡。了。屬。と。聞。え。り。さ

て今の社。元丈三年。行者村上光清と
云。者。此。同志を募りて。再建せり也とぞ。大鳥居高五丈
八尺。柱間六間。おれ富士山。鳥居にして。當社の鳥居。非
非。交。曼珠院の良忠法親王の。三國第一山。といふ額あり。
是。と。富士山頂まで。三百五十七町七間半。云。云。此。を
大納言君の改。先給。子ありと。採葉小録。見えと。り。○
篤胤云。或書。とも。おれ。鳥居。高さ。四丈三尺。是。よ。山頂
まで。三百五十七町。詣人は。登山門を出て。南行。三町許。
十七間。とも云。り。詣人は。登山門を出て。南行。三町許。
糸して。左。旁。一。大。坪。あり。大塚。云。云。日本武尊。此。小祠
あり。造拜。此。陳跡。也。謂。ふ。口。碑。了。傳。る。哥。あり。東路。の。蝦
開。く。富士。の。北。口。○。篤胤。云。此。哥。登山門。と。三。里。餘。ありし
今。の。古。学。者。此。口。調。子。似。と。り。登。山。門。と。三。里。餘。ありし
て。鈴原。とい。ふ。所。に。至。依。是。と。已。險。路。ありして。馬。蹄。及。む。べ。

是を以て馬返の名有り。松杉此間を穿ち。荆棘を排きて。
二町計に登れむ。大日堂あり。鈴原大日也云ふ。旁に神明
此社あり。此地字一合目と云ふ。傳ひ云く山形穀を盛る
穀聚山といふ。因て路を計る。計り目字以てし。一里字一
合と云ふ。然れども其実た此地をり絶頂まで七里
をのり也。二合目と浅間社あり。小室此浅間とも。上此浅
間也。北室の浅間とも謂ふ。五町四方の社地あり。山
中最初此基立りて。富士此本社と云。然れども壯麗た。吉
田此浅間も及ばざらば論あり。今此社を慶長十七年
守の造替あり。社中日本武尊此木像あり。不動の如し。
長二尺三寸五分。文治五年の作あり。まこと女神合掌此像
あり。長一尺六寸五分。開耶比賣れらむ。建久三年の作
あり。各背面も刻者の名と年月を刻あり。まこと浅間乃像

一、魁長一尺一寸。古作ありして刻字あり。まこと武田信玄自
刻の坐像あり。面貌不動の如し。○篤胤云。上り引とる名
勝志。山宮と云ふ。即是社の事と聞えあり。神社考詳
節。駿府之浅間宮者。延喜年中建之。云く故山宮為本宮。
府宮為新宮と云。社より少く西に登れば。闊さ數十丈に
あり。山宮も是なり。社より少く西に登れば。闊さ數十丈に
一片石上を行く。滑りして歩みかゝし。石面空坎あり。徑
二尺許に深さ七八尺。此は城御釜と云ふ。是より去て。女
人禁制の地あり。二町許行はば。岐神を祭る小屋あり。此
處にて金剛杖を賣る。各火印あり。山上して飯を食し。杖の
影を井華水にうつし。影を井華水にうつし。杖の
者ども等重きは事あり。まこと賊難を除くと云ふ。行
目も至れむ。小祠あり。秋葉飯繩字祭る。各々銅像あり。元
祿元年の造立と云ふ。四合目も登れむ。大なる巖石あり。

高さ五丈。廣さ六七間。それ石上の小祠あり。御坐石は淺
間也云ふ。此祠の古也。小山田信有が永祿七年の文書に
も見えぬ。此地より上四合五夕目を櫻屋地といふ。近
世はで櫻は大木有て。五月は頃花盛あして。五六里は
外まぶ。雲の如く見えしと云ふ。篤胤云。続後撰集に法印
隆并。四月廿日富士社の
て。櫻はさかみを見て。ぬじの根を開り。花のあらひし
ふ。あち時ちち山櫻々れと有る。此所を詠はる。みや
神名式。伊勢国朝明郡。布自神社。櫻。ちて五合目。淺間
神社あり。由ありげある。こやあり。社あり。中宮あり。遥拜所あり。此より至流まで。枝木立と
いふ。古木ちげて。天を覆ひ。蘿藤路を遮る。是より上を
毛れしや云ふ。草木生ぜぬ。禽獸栖まじ。焦石山をあし。險

悪歩み難し。寒威も殊に嚴酷あれを。是より下る者も少
あら。強てある者は。九月上旬まで。此より
到る。是故に遥拜所あり。○篤胤云。万葉十四駿河哥よ。天
の原不自の柴山。ちのくれの。云く。師説より。上二句ハ。古の
くれれ。序れみあり。木之暗を。此暮より。い掛と。五合五夕
依あり。と云ふ。此。辺。に。思。ひ。て。詠。る。に。也。目より。西より道あり。横吹と云ふ。小御嶽石尊は鳥居あり。
三十町はかへ行れば。大門を出た。此地を富士山の半腹
より。北より突出ツキイデする峯あり。社地二町許あり。横吹より此
社はで。鳥居六基あり。祭神は。磐長姫命あり。其旁に。日本
武尊ニギハヤヒ社。大天狗小天の社あり。此。天狗社を。享保の比ま
で。太郎坊正眞と云ひし
小祠ありしが。近年甚盛大にあり。拜殿幣殿を始。先。華
麗を尽し。信心の者。神書を納むる。各。大なる。我。競へり。
銅水盤。方一丈許り。斧あり。刃は長二尺八寸。廣二尺四寸。
重百八貫目。柄は長一丈二尺。太一尺三寸。神劍あり。長六

尺五寸、鞘六尺八寸、鍔厚一寸二分、徑一尺四寸、柄二尺九寸、重六十貫目、此、外、鈴、苗、錫、杖、木、履、あ、ど、皆、こ、れ、は、准、牙、て、知、し、是、々、二、里、は、の、西、の、御、庭、也、云、所、あ、り、天、狗、の、庭、也、も、云、ふ、古、木、矮、短、の、し、て、枝、葉、茂、密、の、こ、也、全、く、人、巧、の、出、依、が、如、し、今、も、三、十、年、以、前、ま、で、た、知、依、者、無、し、
城、中、道、巡、り、此、者、と、見、出、る、と、謂、ふ、信心堅固の行者、山、の、半、腹、を、周、回、ま、る、を、中、道、巡、り、と、云、ふ、當、社、の、鳴、沢、村、と、云、ふ、下、る、路、あ、り、大、門、の、頂、上、の、登、り、旧、道、あ、り、今、ハ、攀、り、者、稀、な、り、西、風、常、に、烈、り、れ、を、れ、也、凡、て、五、合、目、と、上、る、風、起、れ、を、立、つ、と、能、た、交、前、會、し、て、避、れ、れ、直、に、吹、倒、さ、れ、て、十、尺、の、谷、に、墮、随、り、故、に、諸、人、御、六、合、目、の、邊、を、ま、る、は、鎌、岩、息、と、稱、し、て、甚、怖、ろ、事、な、り、
云、ふ、妙、法、寺、の、舊、記、に、永、正、八、年、鎌、岩、燃、る、也、有、る、是、也、今、も、煙、立、ち、や、り、と、謂、ふ、七、合、目、の、駒、嶽、あ、り、此、邊

此、路、益、く、險、あ、り、七合五夕より遠望せる方位、甲斐此ハ、此、地、よ、り、測、量、尺、の、低、き、こ、と、三、町、ば、り、と、云、ふ、上、野、の、三、国、峠、子、の、七、分、下、野、の、日、光、山、子、の、九、分、武、藏、の、高、尾、山、五、分、六、分、相、摸、の、大、山、寅、比、七、分、江、島、卯、の、四、分、快、晴、の、日、絶、頂、と、り、臨、免、を、志、摩、の、鳥、羽、ま、で、見、ゆ、と、云、ふ、此、は、谷、村、の、縣、吏、菊、田、叔、測、量、の、術、あ、り、登、臨、志、て、手、記、ま、る、所、な、り、今、其、記、を、從、子、也、東、の、突、出、依、岩、を、龜、岩、と、い、ふ、僅、の、登、れ、ぬ、鳥、帽、子、岩、と、云、ふ、何、也、共、の、形、に、似、る、は、あ、り、是、れ、り、上、ハ、愈、險、悪、し、て、定、れ、る、路、あ、し、人、の、意、を、任、せ、て、焦、土、を、行、き、便、の、隨、ひ、て、砂、石、を、踏、む、一、步、進、む、れ、を、半、步、退、き、八、合、目、の、雲、霧、を、跟、底、と、り、生、じ、乍、は、晴、れ、乍、は、陰、る、
至、り、て、吉、田、口、須、走、口、合、ち、て、一、路、と、那、依、故、了、大、行、合、也、奈、ニ、ア、い、ふ、早、天、の、吉、田、須、走、を、發、し、て、日、暮、の、ち、に、到、る、投、宿、此、小、屋、七、軒、あ、り、此、地、也、暮、雲、日、色、を、帶、び、て、亥、刻、頃、ま、で

散せざら故了。夜甚暗のら。丑、尅は。東方既白む。散れ。是しり上を諸人雨具を持。行者七小室。或七合以上を。下り雨を吹上げて。蓑ハ頭を覆。九合目と。最險悪の所ゆる。少く登れ。日御子と稱はる石あり。詣入ら。ゆて日出を拜。此より上を胸突と云ふ。其險難を想ふ。胸突を經て。鳥居御橋と云所。到る。兩邊の櫻を立て。石を盛。て階。如くし。左右に。杖手あり。之に傍より。升降ゆる。れり。升り得る所を。茶師が嶽といふ。茶大官司あり。都て八合目より上を。一切駿河の持分。吉田口。大関。ら。○篤胤云。方葉十四の駿河哥。不。麻備。云。く。あ。と。詠。ま。此。辺。り。思。ひ。合。さ。べ。し。頂。上。は。

周廻一里にして。數峯兀立せ。出城八葉といふ。詣人訛。て。八料ハチリヤウと云ふ。然れ。八峯あり。非。中央に空坎あり。内院中。い。深。さ。十町餘り。是。と。忽。云。を。生。忽。風を生。坎中。南よ。差出。と。依。岩。あり。虎石とも獅子岩とも云。都良香朝臣。記。石。躰。如。蹲。虎。と。あ。依。是。を。謂。ふ。の。八。合。目。と。り。上。の。具。身。あり。内。院。燕。と。い。ふ。形。鵠。る。ま。見。れ。む。權。端。了。劍。峯。は。八。葉。第。一。の。高。峯。あり。遠。く。望。見。ば。劍。を。立。ぬ。依。り。似。ふ。也。詣。人。險。を。畏。ま。て。多。く。は。此。に登。ら。是。山。巔。と。望。見。は。伊。豆。駿。河。の。海。上。脚。下。に。在。り。是。と。西。の。釋。迦。の。割。石。と。云。ふ。大。石。あり。高。さ。五。丈。計。あり。

あて。行路れ上の臨み裂りて墜むとほる勢あり。此邊四
時雪あり。岩の氷柱あり。酷暑其節ありして。寒風堪がむく。
手足龜むの至は。快晴れ日の登る者。險難の疲れて。寒を
覚え祢ど。暫も仲立にまは。寒烈骨を逼り。大易れ力は。其
季候の如く。頭上れ暑記こせ焼くが如し。劍峯の坂路
子知らぬ云所あり。路内院の傾きて。半歩を失われむ。
砂石と共に。數十丈の内院の墮ちたり。谷村の農民
森島子懋が言ふ。吾ハ小前の百姓なれども。無事ハ百姓
相続させむと思ふ。子も富士の登山を致させしや云ひ
小沼村浅間の福官小佐野子延が言ふ。富士山は。降り
形計りを見登き山あり。夫故に古哥も上り登れり。哥
尤一首も見侍らばと云ふ。理あり。郡内の人等。斯の
如し。他邦の令く思ふを。○篤胤云。此言甚味ひあり。頂
其説さる。よ登しが。成と。四明院の行智が言ふ。此頂
上り登りて在りし。ちぞ。何となく呼吸れ。たまる心地あり。

こきと云ふ。然れも有る。思ふ由ありて。其国人新庄道
雄。此事を探ぬ。わ吾も。ちり思ふ。云ひき。此謂も。
さる。子尽し難し。ちりて。万葉二十の駿河哥。和枝。米。故と
ぬ。ぬ。我が見し。宇知江須。須流河の祢良。苦。不。志。久
米阿流。可。や。何。る。尤。ち。是。と。元。れ。路。を。下。り。て。八。合。目。の
あり。由。あり。事。あり。る。か。至。り。に。登。り。道。を。云。所。を。下。流。走。り。草。鞋。と。云。も。れ。三。重。計
り。た。り。て。一。歩。進。む。れ。は。砂。礫。と。共。に。走。り。下。流。出。と。七。八
尺。此。時。上。り。り。砂。石。の。轉。び。落。る。事。あり。後。と。り。下。流。も。れ。
聲。を。か。け。て。之。を。告。ぐ。然。ら。ば。是。は。巨。石。れ。多。く。死。せ
ら。ゆ。く。者。あり。然。て。疲。を。覺。れ。む。處。に。隨。ひ。て。仰。を。臥。し
或。は。杖。を。石。隙。に。撐。ふ。如。此。して。下。流。こ。せ。一。瞬。數。百。歩。の
志。て。五。合。五。勺。目。砂。節。と。云。ふ。所。に。下。り。て。止。む。是。と。り。在

而下れむ小御嶽。右々中宮ふ下りて。初れ道を下向に也
云、依りて。此山れ大凡オホコトを知登し。是、富士山内記といふ書。
せり其凡例。通篇森島子與が郡内志、富士山の條。本
を以て其缺典字補ふ。看者余の疎漏を以て。子與を罪去
依事ありれ。月所識と見え。まゝ中み。江湖浪人とも有れ
ぞ何人云こと。を知らず。今此み取る所。其盡の十分
一了も足らぬ。其仏法子起れる事蹟。行者の妄誕。子涉れ
る事をむ。一向に捨て。今乃要あり。又神名式。小を載さ
依所のみ。引約えて記せるあり。此れ神名式。小を載さ
れ。祓也。信濃國淺間山。小も。磐長姫。命れ鎮坐。後々し。世の
知依人も多く。加於其邊。ある古老の傳りも。上代。江
此湖と。諏方此湖。一夜の出來て。淺間山と富士山。を
涌出し。甚く荒ふ。この時。天子驚り。せ給ひ。八百万

神を集りて。問給ふ。伊勢國淺間地。の坐。大山祇
神告はく。ハ。我の二女あり。姉を磐長姫。弟を木花開耶姫
と云ふ。此女等を住せむ爲め。我が力多て。二山を造れ。二
姉をば信濃の山。弟をば駿河此山。居せ。免むと白し
給ふ。姉弟を嫁と別りて。御子あはと有り。依中より。擇
びて二人。お。二柱此姫神。添給へ依。此山。ある二人
は。世れ永人ありて。今も現。御坐を。時。み見。依人も有
や云。有。此。往。文政四年の四月。已。珠。多。故。と。し
わがと。詣。奉。高橋。正雄。小山。安貞。石井。篤。任。子。供。と。志。て。
といふ。物。を得。と。依。其。祭。端。了。岩。村。田。此。在。の。茂。作。が。家。の。傳
は。記。の。説。と。て。載。と。る。文。を。引。お。免。ま。と。其。辺。り。此
古老等。問。聞。り。多。事。を。も。少。う。交。り。て。記。せ。る。あり。

年々大焼止みて。後おまに〜埋まじ。近き年頃を。釜中
の巖石墨がゆる。凸る成りしは。不審き事と。口く云ふ
間。此大焼あり。天武天皇紀。十四年三月に所。是月灰零
りしといへり。於信農國。草木皆枯焉と有るは。信濃地名考に云依如く
淺間山に焼るや。云を疑ふ。此山の焼る故の
や有りむ。後撰集に。信濃の淺間山に嶽も燃るあ
まば。富士の煙にのひや無らむ。拾遺集に。紀貫之のいむと
ての我が戀やまむ千磐破る。淺間にむけの煙もややも。
此山に煙をくは依歌。あち數首あり。地名考に。絶頂の大
坑。硫黄の氣あり。坑の廣さ大畧三百間許り。坑中は硫黄
を焼く時。地火突発し。大石ちと走り。坑中を降して麓
を焼く。其音數百里に聞ゆ。貫之の詠れし。千磐破る
淺間の嶽。いく千載り。震動雲を焦ありむ。抑是山を國の

真中より出て。深うらぶ。駈路その肩を彫れむ。路行く
人も高きを知らぬ。遠く眺む。富士の嶽。今夏月の
雪を希れまど。立春のち。霜の朝。如し。
まど中秋のり。霜寒く。或は霜をやく來る。も作を刺す。故
の耕作の日。せ。ちて彼。古老の傳に。伊勢國淺久間の地
に坐に。云く。云依。疑ふ。彼朝熊山にて。此を殊に由何
依言あり。誠の上代。か。る由緒の無るは。伊豆駿
河。信濃れど。相放れ依國く。同じ山名を負て。同じ神
等の坐。因ち。然れむ。此に。有るが中。珍し
た説あり。れ。彼朝熊社の所。に注せ依説ども。は。と其淺
間嶽の記に。加に添給ひし。二人に御子ハ。世に永人とあ
りて。今も此山に。は。時に見る人ありと云ふ也。

尋常此事識とちには疑ひ思ふも有ぬぞし。然れど此は異
國のみ。然依仙人はあ依の非。皇國の往々有りて。
然しも珍しからぬ事あり。其は殊の諦なる實事どもを
擧げて考證せ依物有れむ。此ふを記さ。其の淺間嶽の
夏の方。谷とも非。交少りぬ。わみて。林の深く。山の上。茂れり所
ありを。土人は魔所と云ふれど。實に其二人は。幽御ありて。
現る殿舎を無れども。土人あり。麗しき宮殿の霞を映
れる。字見し者あり。或は難の時。字おぐる。色を聞くと。其
は。はと。琴笛の音あり。の。聞ゆる事。も有。と。記し。ま。其
仙人。ぬちを見し者。れ。言ふ。身。長。一丈。計り。わ。て。太刀
を。帯。と。る。が。黒。髪。を。長。く。垂。と。め。と。云。と。ぞ。天。明。年。中。の。事
ゆ。う。輕。井。沢。駅。の。山。大。權。十。と。名。を。得。ぬ。る。荒。を。の。お。其。男
子。を。連。れ。て。麓。の。鶉。あ。み。張。て。居。り。る。右。の。有。狀。ある。異
人。その。小屋。前。を。通。り。し。が。立。返。て。權。十。を。呼。出。し。草。鞋。の
紐。を。結。び。て。得。さ。せ。し。と。云。ふ。權。十。心。得。て。結。び。り。る。異
人。其。左。足。を。上。り。て。結。は。し。片。手。を。權。十。が。頭。上。の。突。こ

ゆる。其。痛。み。堪。が。と。き。を。忍。び。て。結。び。畢。了。右。足。を。い。の。や
と。云。予。を。右。足。を。よ。し。と。云。て。去。ぬ。然。る。に。權。十。が。頭。を。異
人。の。付。こ。る。指。三。本。に。あ。と。深。く。凹。み。て。生。涯。直。ら。ぬ。山。大
を。手。取。ぬ。せ。し。程。の。都。ら。ぬ。も。其。後。を。恐。れ。て。彼。所。の。麓
ゆ。て。鳥。と。依。事。を。止。と。め。直。つ。て。富。士。山。を。佐。久。夜。毘。賣
と。相。見。し。老。人。も。語。り。て。命。を。そ。れ。主。神。と。坐。ら。せ。し。小。御。嶽。石。尊。と。て。石。長。比。賣。命。も。坐
ませ。は。淺。間。嶽。も。石。長。比。賣。命。を。そ。れ。主。神。の。は。坐。せ。と。必。矣
佐。久。夜。毘。賣。命。を。坐。ら。せ。し。と。彼。力。を。合。せ。て。坐。給。ふ。謂。ふ
も。て。悟。る。を。し。其。今。し。も。其。社。に。無。れ。嘆。耶。姫。命。あり。と
む。し。知。加。く。て。彼。記。ゆ。上。古。は。御。社。も。盛。衰。し。と。聞。え。と
ら。矣。如。何。なる。事。や。此。社。の。名。は。神。名。帳。も。載。さ。ま
矣。殊。に。中。古。に。乱。せ。り。漸。に。社。も。崩。れ。失。せ。て。今。は。頂。上



少^サけ^カ石宮と。皆掛^ツり^リ登^ト依^リ麓^ノ鳥居^一基^ア依^レ此^ミみ
 了^テ。社人も^ルぬ^ク。かく鹿^ノ略^ハれ^キ依^レ故^ノ。神^ハ御怒^リ何^レり
 了^テ。時^ニ山頂^ニ上^リ。石泥^ヲ吹^出して。國民^ノ災難^トと^ルる
 是^ハ。悲^シ事^ナあり^キ也^ナ。記^セ依^テ。實^ルも尤^ル長息^{ナゲキ}あり
 し。但^シ其^ノ氏^ノ子^ノぬ^ル村^ノの古^ノ老^トと^モえ^テ。天^ノ明^ニ年^中山^ノ
 焼^出と^シ時^マまで^テ。社^アあり^シ也^モ云^レ。今^ニ社^ノ人^モぬ
 故^ノ。其^ノ辺^ノの寺^僧山^伏と^シて^シ已^ガ社^ノ人^モぬ
 ぶ^ト云^ハい^ハし。は^ハ其^ノ者^トも。富^ノ士^ノの榮^エを羨^ミみ^ル。山^ノ
 名^ヲ淺^間と^申。子^ノ就^テ。咲^耶毘^賣と^シて^シみ^誣ふ^依故^ノ。今^ノ
 石^ノ長^姫命^ヲ云^ハと^ヲを^知ら^ズる^者も多^クり^と歎^キ語^ル
 也^ナ



伊吹能舍先生著撰書目

門人等慎記

古史成文

十五卷

神代部三卷刻成

此書は古事記。日本紀。古語拾遺。風土記をたじ免。諸古書小有。由依
 事實を悉く撰集。免て古事記の文法。小倣。以神代より推古天皇。此大
 御代まで。子記。させし書あり。

古史徴

十五卷

神代部三卷開題記刻成

此書は上代の事實。元々。一なる。修き事。三。於四つ。了も。記し。傳りて。
 初學。徒。何れ。小隨從。を。事。を。知ら。純粹。の古傳。を。知。依。出
 と。能。は。ざる。よ。を。憂。いて。古史。子。撰。び。ある。小。就。て。そ。撰。定。免。と。る
 所。以。を。一。段。ご。と。具。論。し。明。免。と。依。書。ぬ。る。其。第。一。の。卷。を。春。夏
 秋。冬。み。分。けて。四。卷。ある。を。開。題。記。と。號。け。て。皇。國。の。古。傳。說。此。起。原。と
 五。諸。祝。詞。日。本。紀。古。事。記。姓。氏。錄。風。土。記。令。式。格。律。此。御。典。和。名。鈔。古。語
 拾。遺。等。と。其。外。古。史。と。學。び。了。專。要。を。讀。修。き。書。等。の。内。古。史。の。見。識
 を。精。しく。書。著。させ。あり。

○ 著述書目

○ 一

古史傳

凡百卷計

此書は鈴能屋翁の古事記傳の倣ひ。右に古史成文を悉く註解し、
る書りて我々古道に真意はを修て此書小説盡されあり。

古史系圖

大折本箱入
小折本帳入

上下二帖

神代部刻成

此系圖を古史の神代より推古天皇に御世までの御系を正史實錄
小正し著せたりて俗聞小在ると甚く異あり。

古道太元圖說

一幅

刻成

此は古道小志のり人此必お知らずには有よじき顯幽二うある別
る道理の元を自筆して圖に著はし示さきし物あり。

天津祝詞考

一卷

刻成

此書を延喜式ある大祝詞といとも止事なき詞形る云ふも更
あゆみ其詞中天津祝詞乃大祝詞事乎宣祀如此久乃良波云々
いふ詞のりるを故大人あり此説ふ其天津祝詞と云ふを即大祝詞を
いふと説ふれど其は非りて別其祝詞の有る由を論ひ定められ
し書形也。

參考神名式

三卷

延喜式の神名式を古道の寶典あると云ふも更なるが印本寫本
とも小誤字脱字多く唱子を誤き依を殊小多り也故異本どもを
あま校合して正き小従ひ異本に捨がとき字頭小標しお此式子
讀むる心得を有あじき事どもを條に記して附録を爲し合せ
て三卷と爲られし物あり。

校正諸神階記

三卷

此を古く各國の國司在廳あど此記し雷とる神階記の有る依を
今は多く凶佚して纒に數箇國殘れ依を校正して訓を加られし物
あり。神典學に大有用此書あり。

校正逸風土記

三卷

此は出雲豊後肥前の風土記を除きて常陸風土記及び諸書小引と
依古風土記に逸文を撫い集め校正して訓を加られし物あり。

大同本記逸文

上下卷

此書を平城天皇の大同年中、伊勢兩宮に宮人小勅ありて撰び進らし免給ふ。謂も依大同本記なるが今その全書を込むと、數の古書に引用して残れる文を集記せらば、し書ある故に、かく號けられぬ。此より神典學に大有用此書なり。

每朝神拜詞記

折本一帖 訂正再刻成

此は我らみ門生に徒了、日く、必拜を修き神く、先祖の祭屋ふ白に詞を教示さば、依物なる。

玉多比き

十卷

二帙刻成

大は右の神拜詞記を本文と爲し、其の於けて、其神々の御傳及び神拜の意得、まゝ先祖の祭り加ふ。都て世に在る人、今日に心えを講説せらば、其講本を其終に上木し、多る物あり。

神字日文傳

上下卷

此書は、我が皇國の元より文字ありしと云ふ、故大人も、種々論じ置れ、多しと、其誤ある事を辨じ、十三體の神字を得て、其を一體におよ、論じて、上古の文字有し、よとを説徴し、それより延て、肥人書薩

人書等の論、及び朝鮮の謂、ゆる諺文と云ふも、原を皇國の神字を傳了て、後、製を改め、依字形する事、あてを、論辨せらば、し書あり。

疑字篇

一卷

此書は、上、神字、日文傳を著せ、依、就て、俗に有、ある偽字の惑はしき、限を擧て、少、論辨を加ふ。日文傳に附録と爲らば、し物なり。

靈能眞柱

上下卷

刻成

此書を、天地の初發、此狀を、十箇の圖にかき著されし書、依て、皇國の萬國に、上、依國ある所以を明し、神祇に、御功德、風雨雷鳴等、此本説、お、顯事、幽事のわけ、お、火忌、此、と、禍福、互、往、は、る、所以、ま、人魂、此、行方を論じ、古道を學ぶ人、必見、後、き、古學、安心の書あり。

赤縣太古傳

十二卷

此の書は、唐土の古籍を普く探り、彼國の傳は、是る古傳を正し、稽了て、太一傳、盤古傳、三皇傳、六皇傳、太昊傳、神農傳、黃帝傳を、多て、少昊、顓頊、帝、堯、舜、禹、此、世までの事を論註して、彼國も、我が皇神と、ち、此、開闢し、坐る事實を明し、彼國の古史籍を讀む者の、木鐸と爲らば、し書

小て此書前カキ西蕃太古傳と号けられしを、後カキかく改られしり。

志都能石屋

五卷 講釋本 二卷 刻成

此書は、醫藥方術の原ネも、大名ナ半ハ遲チ彦彦名名神神の始め給いて、唐土を始
め、諸蕃國カキも傳カキえれる事、おし、皇朝及び唐土、此醫道の制度相カキ符符
由カキふし、及び方術を以て未病を治し、醫藥を以て已病を治るる古カキ
道ある事、おし、醫業此人を更カキふ世カキに在る人、を必カキ醫藥方術を學ぶ
彦カキき事、おし、古方家後世家と稱カキふ療方、互カキ不得失カキるおと、且、世の醫
家者流、おし、此道の神仙より出カキる由を知らざる故カキに、醫術は知れども
醫道を知らざる事、論カキじ、う、於人體の官能、及び養生のおも、おし、專カキ
と讀カキ彦カキき書とも、此事を、周カキ老子と、管カキ葛洪カキ此傳とを註カキを依カキ因カキ
因カキ小論カキじ、おし、其未カキ取總カキて、醫道の要領を記されし書あるを。

皇國度制考

三卷

此書といふし、ハ都カキ加カキハカキ阿カキ多カキハカキ比カキ呂カキおといひし略度の本義を更
あり、其よ、おし、丈カキ尺カキ寸カキ分カキおどの精度は出来し本を、畏カキきや皇大神
の御長より起カキて、其尺や、がて今、小傳カキる曲尺カキよて、古今を、此長短字
訛カキること無く、後、小令の御定免ありし時、小大尺小尺を立給ひしも
即カキこれ尺よて、う、於て唐制を用ひ給へ、依カキり非カキざること、ま、謂カキある

吳服尺鯨尺をえじめ、諸尺は、沿革字、何カキうし、古今の學者の度制を論
じ、る書數十部あれど、一人も皇朝固有の尺を知れる者なく、其論
説の安カキふおし、正史実録は、徴して、悉く論辨カキ字加へ、總論は、未カキま、
入カキをよし、加カキ尺カキおし、於カキく、やも我カキが杖カキを、やまと島根カキに立カキむとぞ思カキふと
いふ歌をよみ添カキられし。

赤縣度制考

三卷

此書を古今の學者とち、此尺度考カキ、皇朝固有の尺度を、誤りて、西土
隋代カキは尺あり、唐代の尺あり、れど、論カキずるは、みお、非カキれ、依カキ由カキを辨カキずる
小、於カキきて、彼土は、尺度も、其原を、人、躰カキより起カキれるが、ま、太昊伏羲氏
取カキ戎の時、おし、皇國は、尺を、二寸五分減じて、傳へ給ひし由來、ま、殷
周二代は、殷尺周尺とて、別カキ小制カキとし、うと、世、小普カキ祿カキく行カキむれ、太昊
此古尺、確カキ乎と、あて、後漢の世、ま、傳カキむり、其よ、謂カキゆる六朝唐宋を
及カキて、今の清代、おし、至るまで、凡カキて四十餘種の尺、此出来し由來、ま、度
量、此事、小、於カキて、周代より、あて、律呂、此説を、附會して、説來れる、よ、於
きて、止カキことを、得カキて、歴代樂律の沿革、も、及び、必カキ竟カキする所を、歴代の
尺、一、於カキも、皇朝の尺、同じき、が、無カキき事を、歴史及び、諸書、小、折衷して、
論カキじ、定められしり。○右度制考二部も、屋代輪池翁の需カキ應カキじて、撰
はれし書あり。

赤縣歷代尺度圖

一枚

刻成

印度藏志

二十五卷

此書は謂ゆる一切經藏を探索して天竺國の風土國初と婆羅門此教方よ、釋迦一代の本説佛道を作爲し、其所以及び諸佛經一部も釋迦の傳子とる眞比物なく、蓋く後人比依託ある所以、其道漢土を経て皇國傳は、十宗二分とる所以、おのくそ此宗旨の本意、博く佛法比經論、小徴して論はれ、ある書なり。

巫學談弊

四卷

此書は俗小兩部神道と云ふ有、此は古の奸僧ども皇國比神國小して佛法を信ぜり人比少きを信ぜ、あめむを欲して神道、佛道を混合し、亦それ、倣いて後人唯一神道と稱せ、佛道字作爲して、儒意字混合し、其、おのく言ふこと、悉く儒意佛意、小して、更、小神道の眞面目、小非ざる事を、委く古書、小徴して論せられ、ある書なり。

古今妖魅考

五卷

刻成

此書は古今此記録物語書等を採りて、謂ゆる天狗妖魅の種、小世を亂し、或は地獄極樂、おと云ふ、字、變現して人、惑はし、或は異驗をも見せて、人、信を起さしむ、有、趣、おを説き、且、それ物等、三、熱、此、苦みと云ふ事の、有、因縁、おを、具、論、徴、され、ある書なり。

古今乞盜考

卷數未定

此書は源順朝臣比和名鈔、人倫部乞盜類の所、小、巫、呪、也、和名、加、年、奈、岐、文字集略云、現男、呪、也、乎、乃、古、加、年、奈、岐、祝、祭、主、讀、詞、也、と載され、あるを、師、比、若、き、程、は、甚、く、非、類、ある事、小、思、は、れ、し、を、古、く、八、幡、大、神、の、神、託、と、偽、り、て、弓、削、道、鏡、皇、位、を、得、し、め、む、と謀、生、依、惡、現、お、加、茂、川、小、鹽、を、流、して、伊、勢、兩、宮、比、大、神、我、山、了、飛、遷、坐、る、由、を、内、奏、し、兩、宮、の、御、榮、え、字、奪、は、む、と謀、れ、る、神、官、ま、ご、伊、雜、宮、を、伊、勢、比、大、御、神、比、本、宮、あり、を、誣、いて、黑、瀧、の、潮、音、と、い、ふ、妖、僧、と、語、ら、ひ、舊、事、大、成、經、と、云、ふ、妄、書、を、作、れ、る、神、奴、お、ど、れ、事、子、思、ひ、お、今、世、の、神、職、ち、小、徒、を、視、る、小、多、く、僧、徒、の、所、爲、小、倣、いて、乞、盜、風、ある、所、業、を、爲、し、ま、は、師、の、門、入、り、て、正、し、き、神、比、道、を、聞、け、る、も、唯、口、下、れ、み、其、是、を、唱、り、て、其、行、を、改、め、て、奸、曲、小、して、神、祇、字、蔑、如、を、依、が、多、か、る、小、近、お、順、朝、臣、比、卓、見、ある事、を、悟、り、得、て、其、行、迹、を、筆、記、し、然、る、倫、の、魂、比、行、方、を、も、論、定、して、後、來、の、神、職、等、を、誠、め、む、と、濃、

く思ひ慮られぬる書あり。今し古人の名をこそ出さるれ。今人此名を未だ出さず。其を見直し教訓して終ふ其非を改めざらむ時、其名を書加ふむ。此心構ありとぞ。定加し出。

天柱五嶽考

上下卷

此書は漢土に五嶽を知ると人々多うれど。世界の天柱五嶽を知ると人々多う事を知りて。世の始を。皇天上帝此を立ると由緒あり。其在處を考ふ。其上帝と稱ふは。我が伊那那岐神は。御事あり。由あり。印度の古籍に謂ゆる。須彌四洲は。事をも論じ。因り印度に謂ゆる大梵自在天王。帝釋天を稱ふ神の何ある神と云ふことあり。小論に及ばざりし物あり。

皇國異稱考

二卷

刻成

此書は唐土に古書に扶桑國と云ひしを。即皇國は事あるを。和漢に學者より別國の山と論じ來れ。依が非ある由を諸書に徴して論定し。於彼國初り出する。三皇伏羲女媧氏と云ふも。其扶桑國より渡れる由あり。即我が皇神あり。事は大概に論じ。扶桑といふは。櫻の事。まゝ因り倭國。君子國。日本國。若木國。大人國。や云ふ國號のたを。考ふ記されし物あり。

三神山考

一卷

三神山とは蓬萊瀛洲方丈を云ふ。と。昔は。人々の知れるが如し。然るに。此に唐土に東方海中に在ると云ふ。彼國に古書に見ゆ。其を何處を云ふ。と詳あらざり。諸書に徴して。我が神典に。海神。此宮あり。由委く考ふ。因り神仙の幽境。海市山市。形ど。事あり。浦嶼子が事をも論じ及む。と書あり。

六家要指論

三卷

史記に自序中あり。司馬談が六家に要指を論へる條を。本文に取て。諸書を引き。於其六家の要指を委く討論せられし物あり。謂ゆる六家とは。道德。儒。墨。法。名。象。易を云ふあり。我が大壺平先生の古學の大體を知む。と欲する者は。於此書を視て。觀於べし。

鑿宗仲景考

一卷

刻成

此書は古今に鑿人。傷寒雜病論。金匱要略方論を。鑿藥に祖典と尊奉する。其撰者を。張機字仲景と傳ふ來れ。史籍に其傳あり。其を遺憾小思する。此に葛玄字孝先を云ひし。真人の寓名。形る由を。諸書を徴して。委曲に考ふ記されし物あり。

金匱玉函經考文

二卷

此書は傷寒論と金匱要略方ではもと一書にして漢土醫方書の祖
あるゆゑと世人の普く知るゆゑ如し然れども後人此攪入説多く未
しき徒そ此攪入文を眩惑してそ此真旨を得ざる事を歎き和漢古
今此諸説をも用ふべきは用以傷寒金匱を併せてある章を追ひ精
しく論じ徴して占名を復されし物あり

金匱玉函經解

三卷

此は右傷寒金匱の正文を撰訂し次第を正して本文と成し病門を
分ち其發揮せる説より二書に有るゆゑ註を折衷して分註を成し二
書不足らざる方論此千金外臺を始め他此古書に散見せるを拾ひ
て附記し治療の活用を示さざる書あり

太皇古易傳

四卷

此書は前小八卦稽疑傳と聞えしを後小かく改えられしなり抑太皇
伏羲氏をも是扶最本則此神真あるが赤縣州に天墮して天帝の
錫命河圖洛書の真數を因りて八卦を作れる事あり説を起して易
威の事不及び今傳ふる八卦は方位は先天後天とも伏羲氏の定
めし眞方位に非ざる事あり八卦は各々主節あり人その生節に依

至て本命の主卦定まること又此より疑ひを稽ふる筮儀の本
義不及び事極みそ神祇の御徳を仰ぐより外なき事までを論は
れし書にて俗の易家此説とは大抵異なる説等あり

三易由來記

上下卷

三易とは周禮に謂ゆる連山歸藏周易あり共すも此太皇氏の故易
小本於りる易法なるが和漢に易學を為す者蠟毛に如く其末書類
は汗牛充棟と多うゆゑ能く其由來の眞面目を糾し顯せる書な
く周より今小三千年來擬聖の擬易を欺りれて俗の目者らば家
相方位を説く輩あざ八卦に眞方位を小得知らずて愚俗を過於
あと及び周文父子が周易を作れる始末は孔子五十にして始め
て易を學べる以來其語に大象の辭を祖述せるが多き事か於十
翼の悉く孔子の作あらぬ事ま孔子より次く易學の今世まで小
傳來せる事までを論じて末小河圖雜書の事を始め此考す小屬と
當餘論を附録せられし物あり

欽命錄

上下卷

周易の謂ゆる十翼中ある象傳の中散見する大象の文六十四章
は太皇氏以來の古訓此傳は至來れる物なる事悟り得て此れを
抄出し諸説を折衷して注を加す固く道紀を守らむ人師保無し

て父母子臨せらるゝ如く恒小其辭を玩味して其命を欽まし是むと致録せ履きし書あり。

象易編

上下卷

俗小斷易と云ふは上古に象易と云ひしを訛れる語あり此易法を太昊の古易と本於きて神農氏黃帝氏の立と依謂ゆる連山歸藏の遺法あるを古今小其義を知れる人なく八宮納甲飛伏世應六親此擲き形や皆古法に違へる事を論辨し古曆道と左右に照應して臨時の稽疑小便宜せられし書なり。

春秋命歷序考

二卷

春秋命歷序を唐土の古史緯書あるが此考も彼國に上世天地人三皇に未より春秋に謂ゆる獲麟の年までの歴年を司馬貞が補史記小凡三百二十七万六千歳凡世七万六百世と云ひ或も太昊伏羲氏より周世に至る歳数字列子小三十餘万載と云ふ或は始め荒唐誕妄此説多く結し紛しとあて古今に論定せる書なき事より憤悱して是命歷序の本於き諸史百家の説を一切に論斥して其實數を推索むれむ天地初めて立し天皇氏に元年より伏羲の出現せる元年に至りて僅に二万三千一百年あり伏羲元年より今に天保二年小至りて四千八百九十二年ある事の由を委曲に討論折衷して赤縣太

古傳に開題記す準へ。後來彼國の古史學を為す者の木鐸と為られし書あるが末に上れ句一於下れ句二於の歌を記して日本に神の由於りしから此道より人いひら得れりやも日れも也人をい履き初めり此と何ぞ。

三曆由來記

三卷

三曆とは謂ゆる夏殷周三代の曆を云ふ抑曆を天皇氏に元年天地開闢の日を甲子歳は甲寅を天元とれし久しく眞曆にて行はれしを太昊氏に眞曆に因循して始めて合朔章節干支紀元の規を定之一年三百六十五日四分日一一日三十二分一氣十五日七分の日法及び一月二十九日九百四十分日の四百九十九分は月法を立て天常を知り長久を志す所以の曆法を傳へしを神農黃帝より唐虞に世を經て夏代まで用ひ來りて是謂ゆる夏曆にて孔子に夏正此四時之正不易之道也と云ふ如くあるが實に太昊に古曆あるを殷代に至りて其法を用ひたりも正朔を改めしを殷曆と稱し周代小至りて正朔を更あり其推法をも律數小因りて八十一分日の四十三子立る新曆小革を周曆と稱し其よを秦を履て漢代に至り謂ゆる太初三統に二曆ありは共予周法を襲用せる曆にてかく次く小沿革し來るる間の事どもを史漢の歷志隋唐以前の書中より抄録して本文とせし傍諸書を折衷して講明しう於周に頭王が

然る小是より前、孝元天皇の十五年、辛丑歳より始めて、毎百二十年
より一日の氣差を生ぜし後來、七千二百年の日歩をも、古法より
推歩を究め、循環して無窮に用ふべく、かき調へ、後天日歩式と爲し、
先天と合せて、かく名けられり。

古曆月歩式

十二卷

此書を、太昊占曆は一月二十九日、九百四十分日、四百九十九分の
月策、章節の法をもて、月の開闢の、今天保四年を距ること、六千四百四
十年前は、日は甲子歳を甲戌ある、其歳日より推歩し始めて、漢元帝
が初元元年、我が崇神天皇は五十年、癸酉歳まで、三紀四千五百六十
年、此積月、凡て五万六千四百月の大小、開月、その刻分及び朔冬至、此
推歩を究め、おれを先天月歩式といふ、然る小是より前、孝安天皇の
四十一年、己巳歳より、毎三百四年より一日の朔差を生ぜし後來、三千
六百四十八年の朔策をも、其古法を以て推歩を究め、循環して無窮
に用ふべく、かく名けられり。

春秋曆本術篇

一卷

此書を春秋命曆序考以下七部、小古曆の法を徴し、著せるに於きて、
其本術は正式を出し、傍に春秋及び左氏傳ある曆日を抄録して對

致せしめ、後來春秋左傳を讀む人、おれを小せられし物にて、晉の杜預
の春秋長曆、安井算哲の春秋述曆など、此類とは、大きく異なる考あ
るが、此を春秋命曆序考に附録せしむべきとす。

太界曆旋式

一面

此は圓図に式して、最外の第一郭を、二千八百八十小分と爲し、後天
曆の氣策、第二郭を九百四十小分とするは、先天曆の朔策、第三郭を三
千七百六十小分とするは、後天の朔策、第四郭を九十六小分とするは、先
天の氣策、おれを各々別し、其中央小かく圓式ありて、其を旋回し、移
算を用い、即時小先後古曆の氣朔を求められ、捷徑の圖式あり。

弘仁曆運記考

一卷

此書を、我が皇國の上古、伊邪那岐伊邪那美神の御世より、皇孫連
藝命の天降までを、天神祇王代記、和漢合運圖、帝王編年記など、其外
古紀年代記類も、何れも數百萬歳ある由の異説、紛々として、一定せ
ぬ、まゝ通し、藝命天降より、神武天皇は御世までを、是、曆運記に、一百
七十九万二千四百七十餘歳と有、後人日本紀に、神武天皇、卷不
も書加ふされど、此も荒唐ある説にて、實は天降より、神武天皇元
年辛酉の前年まで、二千四百一年あり、其七十餘年を、神武天皇は御

世より其元年より是天保四年小至りて二千四百九十三年ありて其を合せては天孫降臨より四千八百九十四年ある事を是記と春秋命歷序とを照應し和漢の古書を参考して説微し其天降以前の曆年數も推古天皇以前いまだ漢曆を用ひざ依上代の曆法をも考明されし書あり

古史年歷編

一卷

此書を自撰の古史成文の本抄き右の命歷序考及び歷運記考に依りて天地開闢より此年數より皇國を遷り天命天降元年唐土を太昊氏取成元元年より年契して一紙六十年抄の紀年を立て推古天皇の御世までを記しかれ古例に效ひて印度及び其餘の蕃國の大事をも往々小載されり抑是編を古史のふたふた撰ひ上り歷運記考を此編に爲す考命歷序考より月歩式に至る七部は歷運記考のふたふた考されり書等あり然れど讀べき次第は必ず右の如く命歷序考より始め此編小至る後き物あり

天朝無窮曆前編

六卷

此書を故鈴屋翁の眞曆考に皇國の上古は天地自然なる眞曆のみありて月次日次此曆法ある事なく日本書紀ある紀年曆日はこれ

後より推當する物あり趣き説れり是より前より並川春海翁此日本長曆まゝ中根元圭の皇和通曆に書紀ある曆を西土より其曆法ありて皇國固有の古曆ある由を記せり此を互に氷炭相友する説ありと就てそれ兩説を折衷して書紀ある曆法の起原を伊那那岐大神漢名天皇氏よりはじまり大國主神漢名太昊伏羲氏の合朔を調へ給ふる其法小先天後天の別ありて其先天此曆ハ皇國及び赤縣州にも傳はりて彼邦に謂ゆる太昊甲曆これなり漢土より其曆ありと云ふがごとく其後天曆を皇國のみ傳はりて彼邦に於て無き曆なれは皇國の上古の曆法無きを云ひ難き由を始めその赤縣州にも傳はれる先天の曆法はち西方の諸國にも流傳して万国の祖曆なる由まで和漢に諸書に參攷して第一卷も其諸論及びその曆術をも出し第二卷より第六卷までは其曆法成りて書紀の年間をべて一千三百六十四年の紀年を扱く書紀より某月某朔とある干支數百に限りて古曆法と違ひなき由を證しその卷末に持統天皇の御世より始めてもこの曆法を用ひ給へるより後の沿革及びその曆法とも係れる事此大要を論じてかく六卷とせられり

幹支字原考

一卷

此書を世小千支考とて、干支の起原に於て其字義を考へ著せる書
等、向まゝ有れど、皆その古義を益し得ざるを、實ハこれ太界伏羲氏
此作れる由て、十干此字を、もと亀甲の文より出たる象形字にて、十
二支の字も、そまゝ倣ひて作れりと思はる事あり、其字義その用
をも古説を折衷して、委く攷へ明されたる書あり。

牛頭天王曆神辯

二卷

古の書は、世小素盞鳥等、牛頭天王と稱し、まゝ天道神と申し、櫛稻
田姫命を歳徳神と稱し、備後風土記に、素盞鳥等の御子八柱や、所依
を八辨神と号け、そを曆神と稱する事、古備眞備公此所爲なるが、
是よごして、古人の妄告、姦巫此妖言色く起て、今しも殊に家相の
千坊方位の万忌を説く者、たなく、容易にその妖説を退治し、かゝり
由を論ひ、於因に八所の御霊といふ崇神此列に、吉備公の入るる
由來までを攷へ、副られし物あり。

古今日契曆

初編

凡五百卷

此書は、皇國に、皇美麻邇く藝命の天降坐せる元年、西土は、太界伏羲
氏の取我せる元年に當る、庚申、歲比歲首、甲辰、冬至より、今是、天保四
年、癸巳、歲の冬至、戊寅、此日に至りて、凡て四千八百九十四年、積日百

七十八万七千五百三十四日、日間の日記曆あり、其尤上、件命曆序考、
三層由來記、古曆傳、日歩式、月歩式、歷運記考、此どの師説を誦り、人
小、其實験を示し、其年歴時節を、誦り、知し、免む、作れる書あり、
一紙六十日、此干支系をひきて、上下二層に別ち、上層小、世に頒布
し、賜ふ、今の寛政曆を以て、天保四年の冬至より、記し、始め、是より以
前、は施行ありし、寶曆、貞享、天明、五紀、大行、儀鳳、元嘉等の諸曆を、もて、
持統天皇此御世まで、遡上し、其より以往に、日本紀此曆日小
あり、かの長曆通曆等の書を参考し、下層小、太昊氏取我元年の首
朔晦、大小閏月を、更だ、斗建五星の當番、八卦十二直など、摠て、古曆
小用ひし、限を、擧げ、上層の今曆、下層此古曆通契して、目下小古今
此異同を知し、免、且、その二層此上下小、和漢古今の間、小曆道に係る
事の大義を、所見、小從ひて、表章し、毎十年を、一卷と、なせ、紙數六十
一葉、日數三千六百六十日、於、何り、猶後來百六十年の古曆を、附せる
故に、凡て五十年の曆を、れ、卷數五百卷、紙數三万五百枚と、成、れ、
を、彼氣差朔、此由、小依て、孝安天皇四十一年まで、を、初編と、あし、同
四十二年より、以下を、二編と、あし、猶かの古曆傳、日歩月歩の二式、此
旨を、熟く、得む、免、終古の曆も、次、小作て、得べく、物して、子孫、小遺
さる、書あり、然、て、春秋命曆序考より、日契曆まで、數部の書は、去、
天保二年八月より、筆を、執り、初めて、天保八年中まで、小功、竟られ

し書等あり。

家相九說辨

三卷

此書を太田元貞號字錦城と云ひし儒者の著せる。家相秘訣龍背發秘、九井九藏九竈九廁の訣を傳へたる書等を辨じたる書あり。抑、今世も家相方位の吉凶を説く者多く、俗人此は惑ふ者は比、くとして多うれど、師を然る徒に説は、頓小論より足と捨置れ、るを。此元貞はも故鈴屋大人字甚く誹謗せる書をも著はし、俗に儒學此大家と稱せらるる人あるが、世俗の家相書を傳へて、まじく世人を惑はせる小己、ことを得を、其説等を抄録し、合せて辨論し、因、家相方位の眞古義を述べて、是ま、講明せ、得有は、其由をも開示せら、し書あり、世俗に家相説と、其判断は相違せる、と、是、辨書を見て察於、修し。

神代系圖挂軸

一幅

鬼神新論

二卷

此書を俗の儒生、孔子の道を学びて、其意を得、鬼神を蔑如する、ことを憤り、論語をはじめ諸書より、孔子の言行に鬼神及び、依事とも字引で徴論し、和漢古今に儒生の鬼神論、し、る説どもを看破

さて、鬼神に有る事を論じ、さ、る書にて、此を師の三十未満ありし時、草稿せられ、る、世も、れ傳たりて、見し人、き書、る、が、後、了、次、く、増訂を加へられ、り

孔子聖說考

二卷

此書を前、子、聖、知、能、品、定、と号けられしを、後、小、かく改められ、と、抑、か、が、上、世、の、を、し、了、語、は、我、が、御、世、の、事、能、を、神、習、へ、青、人、草、習、は、め、や、と、云、ひ、赤、縣、州、の、教、も、人、能、く、聖、人、君、子、の、所、業、を、学、び、て、小、人、は、あ、こ、さ、小、勿、習、ひ、そ、と、云、へ、り、故、是、教、子、よ、り、て、神、習、に、聖、習、を、む、と、は、る、も、其、聖、人、と、稱、し、來、れ、る、人、に、あ、ら、う、小、孔、子、に、謂、也、る、似、て、非、あ、る、が、數、ある、を、童、蒙、に、徒、か、ど、眞、聖、擬、聖、の、辨、別、を、知、ら、ば、聖、人、と、ご、み、云、へ、ば、謾、り、小、尊、信、を、る、者、多、き、を、甚、く、学、道、の、害、ある、事、を、し、憤、て、孔、子、に、言、の、聖、人、に、及、べ、依、遺、語、も、を、論、語、を、は、し、め、諸、書、よ、り、拔、萃、して、本、文、と、あ、し、向、不、其、説、に、從、ひ、他、に、古、書、等、を、引、き、徴、し、て、眞、聖、擬、聖、の、名、正、を、く、事、順、に、論、ひ、定、め、て、後、來、聖、学、に、從、事、を、る、者、の、得、門、楷、式、と、せ、ら、れ、し、物、な、り。

三五本國考

二卷

此書は皇国異称考の後編にて、赤縣州の謂ゆる三皇五帝とも、小皇国の神聖、ち、ある、が、早く彼国、了、渡りて、蠢化、民、を、含、養、し、教、導、し、

給へる由來を、彼、此、古書実録に徴して論じ著されたる書を、
末小孔子の唐虞以前の古傳を廢する所以に論説あり。

五種類考

合本一卷

此を扶木、賜谷の考に於きて得られし、扶桑記、喬木考、兔木川考、速吸門考、姫島考、此五種小て師に閱覽を請へる書等あるを、上條、良枝の勸めよりりて、三五本、国考の附卷とせしあり。

皇典文彙

三卷

刻成

此は古事記、姓氏録、続日本紀、以下五国史、及び令式格、大同類聚、古今集等の序表、まゝ、和名鈔、名目抄の序など、凡て漢文ある類を彙めて、數本を校正し、訓點を加へて古学に措式と爲し、幼童の読書本に定められし物なる故に、七行の大字本あり。

大祓詞再釋

正訓大祓詞
折本刻既成

二卷

此を故鈴屋、大人の後叙、あるが上り、再叙出たる故に、かく名けられり。其は此詞、此由來を、は、い、め、高山之伊總理、短山之伊總理の事、まゝ、塩乃八百會の事、まゝ、文中に、天津祝詞、乃太祝詞、事、手宣、礼、と云ふ事など、みれ、後叙、此説と、大、小、異、ある考よりて、末に、其太祝詞考を

附録せらるし物あり。

年中神祭詞記

折本一帖

此を古道小從事して、神習ふ人、これ、年中ごとく、必、行、ふ、は、く、思、を、成、し、神事ども、何、也、其、正、月、御、歲、神、を、祭、る、を、始、め、正、月、十、二、月、初、午、の、宮、咩、祭、ま、ま、宅、神、祭、竈、神、祭、甲、子、祭、鎮、魂、大、祓、道、饗、鎮、火、等、祭、ま、ま、七、月、小、先、祖、の、靈、祭、など、の、詞、ま、ま、其、祭、式、を、も、門、人、と、ち、の、請、小、より、て、新、了、記、されし物あり。

葛僊翁文粹

附童蒙入學門

四卷

此は葛稚川の子書中より、我が古学の人も、生涯、學術の規則とあり、
登き諸篇を、抜萃、校正して、これ、も、幼童に、読書本、不定、られし物あり。

古學諄辭集

前集二卷

近頃、遠き國への門人、と、ち、より、今、世、師の門人と、偽り、諸國を、遊、歴、を、
る人、多、う、る、中、小、師の、う、緒、て、物、し、給、へ、る、諄、辭、を、も、を、何、し、て、り、取、出、
して、自、作、と、稱、し、て、傳、ふ、る、人、と、も、有、り、其、を、得、て、見、れ、む、師の、本、書、を、
い、ふ、く、誤、り、或、は、化、免、改、め、る、中、も、非、お、な、く、遂、に、師、名、を、汚、す、言、
き、事、小、を、傳、ふ、り、て、教、子、を、誨、人、と、小、は、師、に、正、本、を、傳、へ、給、ふ、と、言、

か出されし小就て今度師小請ひて其自作代作の諄辞まじ師の電覽をこひし人々の詞をも集めて我等がかく題名せし物あり

三大考辯く

一卷

此を故鈴屋大人此古事記傳小附録とせらまし服部中庸の三大考を藤垣内翁論破して三大考辨といふ書を著されしを更し辨じ直されし書あり

天説辯く

二卷

此は故鈴屋大人の古事記傳ある天説を藤垣内翁の意を承て尾張の小林茂岳といふ人論破して天説辨といふ書を著せれどそれ説却して非ある由を辨じ因小同人及び夏目覺庵ふと玉の真柱を論破せるをも合せて論じ反されし書あり

五十音義訣

四卷

此書全部の趣意を縣居翁語意考れ旨を祖述して五十聯音此神代より有來りて其音圖を輕島宮の御世に成れるが其本位を天地泉開關の次第小符合して初録用令助の活用をれし加川其活機の次第を攷震する小五十音各々小自然に義ある成ま於二音於重疊

考れむ各音の頭より於くもの五十音於りて摠てを二千五百言あるが此は皇国言を更あり梵唐を始め万国の音韻言語を網羅せる物なり此中皇国小これあり阿行此下より於くもの二百二十五と良行の上より於くもの二百五十とを除けむ二千二十五言あり其本言を四百五言小て三音四音の言を更あり五音六音此言といへども皆是より轉用假借して數千萬言も蔓延せる物ある事を啓発せられ儲その音色此本を全く五十ありしが後三音を失ひて四十七音とある事れよび其音色言語の起れる由來を天地の初発の時天皇祖神との其開關の有状を詔ひ傳へ給ひし神語より起りて宇久須都奴布牟由于流は始まる由を一行ごと小論ひ定めて古く阿色を音の初発といひ來れる説の非を辨じ儲古言清濁の事及びて清濁よし替るとも假字の同じきた皆同語ある由を論ひ然して末小中古より種々此音圖ありしが遂に伊章於袁延惠此所屬を錯り世もそを知人無しを鈴屋宇斯り至りて其錯置を正し是よ此学大きに開りて韻鏡悉曇の学者蘭学の徒まで其恩頼り依て其道を開悟せる事さて同じ古学此末輩ら此書等小此学小付て見捨がと此非説あるをも辨弁して次ある皇典語彙の開頭記小比せられある物なりて世の語記家の説とを大に異あり

万聲大統譜

一幅

刻成

○著述書目

○十五

此を上件の二千五百言を五音の次第に類從して初躰用令助の活機を即時に見易く書する譜圖あるが其各音は五十言抄くぬる者の阿行此下小從へる拗音五言は外国言有りて皇国小あき言なり故此を除けむ四十五言抄くと成るが奇異に我が大國主神事ありち漢名太昊伏羲氏の西土に傳へ給ひし大衍の數五十其用四十有五といふ河圖洛書九宮の易數に自然に符合せる由を圖説し著はし示されし物にて即義訣に大成圖あり

皇典語彙

卷數未定

此書を上件の二千二十五言を類小從ひて區別せられむ阿加佐多那波麻夜和れ九行九章小くりて每章五段にて五九四十五段あり段ごとよ四十五言抄くあるは是をまゝ阿加阿伎阿久阿那阿古阿佐阿志阿須阿世阿曾とやう小區れむ段ごとよ九條抄くは別りて九章四十五段抄べて九く八十一條あるを本文より立れきて古事記日本紀万葉を始め皇典古書小有ゆる古言舊辭を其餘くは彙集して注釈を加へ諸先輩の説をも折衷して古語の學問に本經と為られし物あり世の語訳家大うと古書中よ古語を見得て後小その古語ある事或知るを師が此語彙を元よと吾小古語に有ゆる限りを盈して後よ古書中よその古語に存れるものを拾へりされ世人の

支度とは大きに異ある所あり

伯家學則演義

一卷

此を神祇伯白川家此學則の條を委く注解せられある書あり

立言文

一幅

刻成

此書は師の赤縣州の古典を考究して彼大古傳をはじ免數部の書を著されしを了付て或人其稽式を問る小答られし依文ありが漢名をこそ借られぬ也実小我が古道の學問に轉用しり漢學を為修き為ふもと記されある物なり

五徳説 一名德行式

一幅

刻成

此は尾張人鈴木朗主の德行五類圖と云ふ物に本抄き猶それ類を増補訂正して人の德行を為べき式目を教示せられし書あり

千嶋白浪 附地圖

十卷

此を去し文化三年小於呂志垂人の不意に我奥蝦夷に來て乱妨せし事始末を委く聞記しは其前後戎狄ども小係れる事までを集記して後來皇國馭戎に道辺海防禦の心得よとて著させし物也

歌道大意

二卷

此書ハ、歌と云こやれ発れる所以より、紀記万葉を始免、古のは悉く
貞歌を正し故に、其躰自ら不質直を正しを、中古に頃よりして、儒
佛の意を用ひて、虚飾の事多く、其風自ら厚く、まゝ秘事口傳、種々の
禁忌れど出来て、乃道弥く狭まり、眞れ宮比を失せて、終にを技藝
小落ち、互に虚飾の言くらば、事如くあるは、此道の太じき
弊ふる事を辨へ、詞を當世に從ふとも、古の如く、眞歌は非されば詠
出まじき由を論らはれ、且歌ハ、我が国に大道は非なり、の道ふまは、
歌の道とを称、誇りまは、只了打任せて、我國の道、或ハ志紀島の道ふ
と云て、當らざる事までを、辨へ論されり。

志もやれはるく

卷數未定

志は、諸国の人くは、質問に、答ふられゆる條に、亦係が、鐘を志もやれ
當るは、よく響く、ちふ諺あるに依て、かく号けられり。

氣吹舎歌文集

三卷

此は師の時よ、事小觸れて、詠出られり、歌ども、はる由ありて
人小贈られり、文章、或ハ人の為り考、記られり、事、又は門人、其外
此人乃著書に添られり、序文、此類を集免記せるあり、猶泄りは、

次く小加ふべし。

西籍慨論

四卷

此書を、皇国は漢学の始れる本線より、漢土の謂ゆる、夏殷周三代の
沿革、まゝ周世よ、儒道といふ道の興れる由よし、及び諸子に説、區
區ある事、まゝ周世以來、其學變り、其宋學、古文辞家、互の得失、まゝ俗
儒輩みより、彼国を尊崇して、皇朝に御制度、小背ふ事ども有るを、
孔丘氏の、尊内卑外の旨も、違ふ由までを、論せられし書あり。

出定笑語

六卷

志の書は、印度藏志全部の趣意を見易く、かき記されり、物ありて、初
学れ輩、天竺国の風土、佛道に大意を知るふを、此書に及、もの無し。

武學本論

三卷

此書を、皇国の武国にして、庶民と云へども、武を好むこと、異国に勝
れり、由よし、神代より武を專せして、古の天皇命の武を以て世を
治めまし、臣も、ちも、武心を本と志て、仕奉れる事、れ、よ、文武を、車に
兩輪の如しと云、所ど、皇国に、丈夫あらむ者、武は骨髄なり、文は皮
毛なり、と心得べき事、まゝ、漢土の兵學も、其原を、皇朝に、皇神、ちの

傳へ坐るあれむ。握機八陣の法を始め。取用ふべき事も多うるを。皇朝の軍法を参考して。治り乱を忘れぬ。研究せむべし。事までを論ぜらむし書あり。

古道大意 講釋本

二卷

刻成

初学の徒れ見べき書も無きものを。初ら終ど。猶悟りかて。多うるも多うる。或此書ハしも師の口抄うら。説聞せ給ふを。直小移し記せ。成るれば。何ある初学此者。あゆとも。是は。心得易き物を。有と無し。我師の門入らむ人。必まづ此書を見て。古道の趣を知り。辨ふべし。

右は師此三十未滿の時よ。六十三歳にあられ。今年まで。草稿成りて。紙不次く訂正を加へ。世に著さむとせら。尙書等ある中。不世に有とし書ども。校正せられしも有り。猶その外。稿成するもの數十部ありて。都ては百部小餘。其の中。小蘭外。不出と定めて。子孫に遺し傳へむとせら。物等も。數ある。爰に。其目を出さ。其を別し。著述書目集を名けて。委曲小記せるもの。一卷有り。就て見ゆべし。あかも。草案をもの。あて。片成ある物。いと多うるを。其は。稿成る。小從ひて。追々其目を出さべく。なり。

天保九年戊戌八月

國友恒足 等記
河内盛征

門人著書類

稿成して師に閱覽を
經くる書のみ擧ぐりて

天滿宮御傳記略繪入二卷

刻成

根岸延貞

此を師の此御神代御傳字著さむの心。何ゆて。當昔此古書どもよ。其御傳小用ある事どもを抄録し。その説を形し。置まざる。物の有を。それ中よ。概畧を抄録して。師に訂正を受て。著せは。物あり。

宮比神御傳記

石摺御
神像附

一卷

刻成

石川篤記

まは師此古史傳中。小宮比。神亦名。天。細。命。大宮能。賣命の御事。説れし條く。の大概。さて。宮比といふ言の本義を。何うし。世に。何る人。あらば。常小。其神徳を。仰ぐべき由。ま。其祭り。及。及び。其祝詞。をも。出し。師の電覽を。經て。著せる。物あり。

古學二千文

一卷

刻成

生田國秀

此を師命をうけて。西土此千字文の文法。小做ひ。押韻の句をもて。天地初祭の事よ。神代及び人皇。御世。近く。天正慶長以後。までの大。概を記し。それより。古學の起る。よと。して。玄儒佛易。曆兵。醫。律。令。歌。學等。此事まで。二千文。小。加。き。取り。一事ごと。小。自注。を加へて。幼童。

読書の料子作れる物あり。

古易大象經傳

三卷

生田國秀

古は師の前小欽命録と号りて草稿し始られし書あるを後小其業を此人不委して功竟しめ給へる物にて師の漢文序字添られし物

彖易編

二卷

同人

此も前小師の草稿し始められし書あるを後小其業を同人小任されし物あり其躰裁尤上の彖易編比下小述るが如し

春比紅葉

三卷

川崎重恭

此を去し文政十二年大江戸小大火災有し事跡を委く記して火を慎むべき物ある事ハ更にも云々然る時の心得ありと世小著し示せるなり抑大江戸の如き繁花の地にてはい加る慎むとも加る災事時々有る事あるを常小其心捉ふくを有るらるらる

鳥於心し

一卷

同人

古は何人小有らむと云う言ち小戯書を著して江戸の海野小山田石川岸本屋代などいふ人々と并せて我が氣吹能屋翁をも甚く護れるをその侮れを禦ぎ按山子の語小寓して論ひ直せる書あり

靈比小柱

一卷

同人

此書を石見国ある岡熊臣終しより靈比真柱小説れし事どもをいふ小ぞや思ハ依とて靈の梁てふ書を記てたあゆむ依を是小答ふと師の宣ひ於け給へる小論ひ返しし物あり

八尋子

一卷

渡邊之望

古は古事記傳小取用ひられし三大考の天説を大平翁とせ人人の議論して三大考辨天説辨等此書あり故そ我師の論ひ直さまざる三大考辨天説辨あり然る小彼人々猶も左小右小論ひて天説辨之辨あど云書の出来に依る尤も無用みて甚煩く果し無きに依る此書を著して其末を断切するあり

石笛記

一卷

宮内嘉長
石上監通

古は去し文化十三年小師大人の鹿島香取の二宮小參詣ふりし序小銚子小もれし給ふ時しも石笛を得給ふる事を記し且此物此由來をも師説小依て記せし氣吹舎と号けられしは古の故あり

日女嶋考

一卷

刻成 小串重威

古を記傳小此鳥比所在を駁と考定免られざりて其は豊後国れる伊波比の姫島ある由字地理小徴して委く考記せる物あり

○著述書目

○十九

天柱記

五卷

佐藤信淵

此書は天文地理歴數に係れる事を講明せる書あるが如く名けし故に未だ世に生じ出ざる物の始免ハ天日有りて其天日御柱を築立給ひて天の中央に位せ依是を天柱と云ふ是よりして大地及び月夜見をはじめ各謂ゆる五星二十八宿恒星に至るまで悉く生出て今仰見する如く各々運動を為し事あるが如く生出る所以をこれち天文学の起本曆數術の根原にて是より説出せる書ある故に加くは名け其本を知らざれば其道を究むること能はず此道を辨るべきは天神地祇の大徳を知べらば抑我が天皇命を天の下に大君主小坐ませむ皇國の人とらむ者も万国の事知らざらば有るらざらば然らざれば世界は廣きも万国の多きも悉く無用の物と成る造物主あり然る無用の物を造り出せや

鎔造化育論

五卷

同人

此は万物の製練術を講明せる書を依が如く名けし故に天皇祖神に天地を鎔造し万物を化生し給ふ根原の道理よと説著せる書を此と名け世に此道講ずる者少うらばといふども皆その本原を知らざる故に其理究むるを得ず抑人世必用の諸物悉く地上よと生じるとはいふど人工を以て製練するに非れば其用を為さざる物多し故に其術を知らざる有るは是謂ゆる化育の道を賛参して少うも天地に神恩を報ひ奉るに理あるを也

實武一家言

卷數未定

同人

此書は信淵が家小修する所の兵学ある故に一家言と云抑世に兵学を称する者數百家ありといふども取捨きもれ少く又水軍の法數十家あれども實用に備ふべき物あり今や諸蕃國炮術大に開け航海水軍の法殊に詳にして又各々觀覲の心ある時を皇國炮術水戰の法殊に嚴重に備へば有るは然る今昇平二百餘年干戈の事云々々らざるが如くあれども謂ゆる治了乱を忘れざる所あり却て油断を怠る非ざる故に只實用を主として次々研究を加へて筆記して不虞に備へ少うも國恩を報ひ奉らむと也

農政本論

六卷

同人

此は農事の起原より凡て此道に關する事を委く論へる書ある故に如く名けし抑農を國の本にして農政を善くせざれば國富未だ國富れば百事舉ること能はば國家經濟の道此外にあり事あり然るに此書をばしは神祇に御功德を述べ末に祭祀の粗畧を述べし中師説を論辨せり○盛征ら云く信淵著る所の書凡て四部それ

○著述書目

○二十

の許し給ふるに依て、其はく、不奉扱るあり。

農業餘話

二卷

刻成

小西篤好

農業要集

附草木撰種錄
一枚指

一卷

刻成

宮負定雄

民家要術

四卷

同人

農業自得

一卷

刻成

田村吉茂

右の書等は、各其業の心を盡して、思得たる趣を記して、日用小備、且同志の人々も示さむと著せし物也。○盛征ら云く、右何れも文章比飾ふしと云、其懇切至、盡せ、謂ゆる、富水練は類、非也。

參河國官社私考

一卷

刻成

羽田野敬雄

官社とは、朝廷よて祭らせ給ふ社を云ふ、古は其御祭いと嚴ありしを、中古々て、儒佛の道弘まぬるに依て、神事を粗畧小成行ゆ、終には、其名をぞ知らぬむらで、小成と依る、羽田野敬雄、その国に官帳残得て、考證を加ふ、其由縁を説著し、其社々の事跡をも考明して、此書を著せるなり、いりて餘の国にも、かくあそ、所らまわしり也。

駿河國新風土記

卷數未定

新庄道雄

此を正史実録に見えたる事は、更にも云く、後の物と云ふ、取べきは取り、今これ事跡をも、泄さざ記して、最委き書あるが、全くは整へざして、道雄身まると、ぬいと惜き事おこそ。

三木一鎌

一卷

生田國秀

此は、神祇權、大副吉田殿の門徒、三木廣隆と云人有て、中臣稔本義と云書を著せるが、神の御典小有は、いと怪し、注釈あるを、吉田殿のいふく愛給ひて、其家の藏板と為し、普く門下の神職等に授け、まする由あるが、其於て、人々は左まれ、右まれ、正しき神の道の太じき妨と、なり物也、ある止、こをを得、破し、る物あり。

鄭子産傳

三卷

碧川好尚

此を左傳及び諸書小出と、子産の言行を集記せる物也、ある、斯を名けぬ、此人固より、宏戈博物の君子小て、国家を経綸する道に賢く、鄭小相たる事二十餘年、晉楚に恥辱を受ひ、實に卿大夫と、依者の龜鑒と、なす、尤も、幽冥の玄旨を、通達し、鬼神の情状をも、識て、其を往往、国政にも、施し、用ひ、るが、其物学に、創原を、玄家、黄老の道より、出ると、由を、母論、辨せり、師を、此を、大夫、則と、号く、べし、と、教、られ、き。

抱樸子集證

十二卷

同人

此は、清孫星衍が、平津館叢書中小收、る校正本を、正書とせり、抑、此書

○著述書目

○三十二

葛仙翁の諉覽博識あるが隨ち諸子百家の中にも古傳事實の多く存せるを李善が文選の注解に效ひ其本文は出所を探索して其條條に徴引けるを肝要とし且脱誤をも補訂しゆ考論字も書を不とゆかくて師れ葛仙翁文粹の注解母この中にもれ也

竊慰冤魂

二卷

碧川好尚

師翁時々宣給てく世に惡逆と称れる人れ中にも実は忠誠義心の人有て非道の刑罪に罹り當時に其善意善行の顯れざるをいと悲く憤ろしき事ふ也と宣玉ハれ了付て好尚淺見寡聞なれども國史を始免記録物語の類より其事跡の散見せるを拾集免淺見安正の靖献遺言に射小從ひて本文を綴成し上は推古天皇の御世より始免下ハ元亨建武に頃小至れ也往々小評論字も加へて善を勸免惡を懲しその冤寢を慰免むとの所為なれむかくは号けつ

神武沿革考

附錄 武学本論

二卷

同人

是は師の言ひ皇國を万国に卓越する武國にして神代を更ふ人々とありても武を專業として國家を治免給ひしを中古より儒佛の道渡る文字尊び武を卑米られしよ也乱臣賊子の多く出來る由を歎られしハ實に然る事あるに就て歴史を始免軍書記録の類に依りて神武は道の沿革を評論志するもれあり

